

鈴木慶太郎を出席させますから御諒承を頂きますようお願い申し上げます」とあります。参考人は御承知のように代理は認めないのであります。従って委員長としては、代理ということではななくて、そういう御都合があられるならば、これもまた日程の都合上やむを得ないことであろうと存じまして、総務部長鈴木慶太郎氏を参考人として指名がえしたわけでございます。ところがこのやむを得ざる公務のためというところにつきましては、同じく林愛知県議会議長より、その不出席の事情を議長に申し伝える文書が参っておりますが、それによりますと、六月二日及び六月三日は、本県において結核予防会全国大会が開催せられ、当日総裁秩父宮妃殿下の御来県を仰ぐこととなっておりまゝとあります。従って公務の内容は、多分このことではないかと委員長は推察した次第でございます。

○栗山良夫君 公務の内容は大体わかりましたが、結核予防会の大会があるということでありまゝれば、これは地元の愛知県知事並びに名古屋市長も当然同じような立場において、大会に対して地元の責任者として協力をせられたはずだろと思ひます。従ってきょうお見かけをいたしますと、名古屋市長はおいでになつてゐる。桑原知事はお出かけになつておらぬ。この点は過ぐる三月三十一日、衆議院で本件が取り上げられましたとき、桑原知事の出席できなかった理由は、皇太子が名古屋へおいでになる、従つて出席ができないということであつたと私は了承いたしております。従つて昨日結核予防大会があつて上京できなかったという理由については、意見は意見として、

地元の知事としての態度については了承のできる場合もありまゝしょうが、とにかくきょう名古屋市長がおいでになつて、桑原知事がおいで願えないというところについては、われわれとしては、もう少し事情をお聞かせ願えないと了承ができないわけでありまゝ。委員長はそこまで念を押して、参考人の代理として、鈴木総務部長を正式の参考人としてお認めになつたかどうか、この点を重ねて伺ひたいと思ひます。

○委員長(小笠原二三男君) この点については、直接御本人に対して委員長から事情を確かめる措置はとりませんでした。しかし一応県当局の当事者よりする御説明がありましたので、この際一応は当委員会としては、総務部長の御発言を願ひ、本日の審議の経過にかんがみて、委員長として、また委員各位の要望もございませう。これにおいては、特段に考える必要もあらう、こういう含みをもつて実はこの問題を処理した次第でございます。それから名古屋市長が御出席になつて県知事が出ないという点については、私も現地の事情がよくわかりませんので、総務部長鈴木慶太郎君に、知事不出席についてもう少し御説明を願つたらと存じまゝが、いかがですか。

「異議なし」と呼ぶものあり」

○委員長(小笠原二三男君) では鈴木君。

○参考人(鈴木慶太郎君) お答え申し上げます。知事は先ほど論議の中心になりました愛知県における全国結核予防大会がございまして、愛知県支部長としての立場と、愛知県知事としての立場における二つの関係におきまして、相当重要な問題の論議などもござ

いますので、そうした関係になつたことを御了承願ひます。

○委員長(小笠原二三男君) では栗山委員、いろいろ御不満の点もあられるようでもございませうが、なにせ参考人多数出ておりますので、時間も相当かかると思ひますが、栗山君の意向は委員長として十分今後において休して問題を処理したいと存じますので、進行願ひないでしょうか。

○栗山良夫君 知事が支部長として責任があるというお話であります。地元の新聞を見ますと、大会委員長は名古屋大学の藤沼学長になつております。そしてカッパには、県の部長という工合に出ておられますが、この点は新聞が間違ひでありますか、鈴木総務部長のただいまの御説明が間違ひであるのか、この点を一点、新聞の記事にそつらうなつておられますから、明らかにしていただきたい。それから第二点として、県には知事のほかに副知事もいるはずであります。副知事というのは、知事が緊急の業務のときに代行する立場にあるわけでありまゝ。従つて桑原知事が東京へおいで願ひなければ、なぜ副知事がおいでにならない。また桑原知事が国政に對して御熱心であれば、本人がおいでになつて、副知事が代理をお勤めになることもできるわけでありまゝ。これは知事が業務のために出られないという理由をもつて総務部長が出席をせられるということについては、その間に手続上一段欠けたところがあると思ひます。この点については、委員長は軽卒ではなかつたか、はなはだ遺憾だと思ひます。委員長の釈明を求めます。

○委員長(小笠原二三男君) 私からも

釈明いたしますが、今の疑義の点について鈴木君の御答弁を願ひます。

○参考人(鈴木慶太郎君) 副知事は副知事として、そうした大会があつて、知事としてはぜひともこの大会の委員長というものと、愛知県知事が、地元において大会があるために、その地元団体の長としての立場においていろいろなすべき仕事、その他支部長としての立場においてなすべき仕事と、いったやうな問題がございまして、知事は知事として責任があるというところを申ししたのでございませう。また副知事は副知事として、それぞれ知事がそのした大会のために御多忙であり、御苦勞であれば、他の仕事の方に副知事が出るといった問題もございませう。本日は本日相当の会合がございまして、その方に出ておることになつております。

○栗山良夫君 私はただいまの鈴木総務部長のお話については了承いたしました。少くとも国会が国の最高機関として、委員会の決議をもつて参考人においでを願ひ、そうしてこの困難な復雑をきわめてゐる市町村の合併問題について、堂々と責任者からその所信を表明を願つて、円満な、しかも地元住民の御期待に沿うやうな解決をするために、及ばずながら国会としての務めを果したい、こういう熱意をもつて今日多忙な中を議事を進めておるのであります。従つて真に合併問題に対する紛糾の責任を感じられて、そうして円満なる解決を要望せられておられますならば、何をおいても知事みずからお出かけ願ひだけの誠意がなければならぬ。知事がお出かけになることができれば、代理として副知事を差し向

けて、そうして県としての堂々たる態度を表明せられるというところがなければ、一片の誠意もないものと断ぜざるを得ない。ただいまの鈴木総務部長の淡々たる御所信の表明のごときは、当委員会に対して、全く誠意のないものであると断じて過言でないと思ひます。この態度については了承いたしません。

○委員長(小笠原二三男君) 委員長が栗山君より釈明を求められておられますが、確かに県当局ともしつかりした話し合ひを遂げた上結論を御披露すべきであると考えまして、軽卒の点は卒直におわびいたします。そこでそのかわりに、私この際県側には、きり確かめておきたいと存じますが、本日はそういう公務のために御出席相なりかねるというところを、結核予防会が民間の一つの団体でございまして、それに県知事の公務では私にように考えます。それでただ支部長として、地元知事の立場で団体の運営を盛會裏に終了せしめたいという熱意で御残りのなつたのであらうと、私はその解釈しております。従つて今後において、当委員会が必要を認めて御出席を願ひたいというときには、万難を差しくつて御出席願ひるかどうか、あなたが代理として出ておられますので、御答弁願ひます。

○参考人(鈴木慶太郎君) お答え申し上げます。御趣旨をよくお伝え申し上げまして、最善の善処をしていただくようにお願ひ申し上げます。

○委員長(小笠原二三男君) もう一度お尋ねしますが、出席願ひするのと了解してよろしうございませうか。

○参考人(鈴木慶太郎君) 事情をよく

○委員長（小笠原二三男君）では先ほどの日程に従いまして、まず愛知県総務部長鈴木慶太郎君に御発言を願います。

ります。そのためには、特に母都市としての名古屋の整備充実、衛星都市群の育成強化、母都市と衛星都市との中

はつきりと率直にその時期でないことを表明しておられたのでございます。

そうした事例の一つ一つを取り上げて
 ことで申し上げるのは差し控えたいの
 でございますが、こうした市の工作に

に名古屋市の市域にのみ傾向がうかがわれたのであります。県としまして、機会あるごとに名古屋市民に対して

は、市内の整備が先決である、関係町村民に對しては、それぞれの特色を生かしてということ、お互いにそれぞれのものを生かしながら相連携して円満な発展を期することが急務であることを説いたのでございます。名古屋市は御承知の通り戦災復興について、都市計画についてもまだまだしなければならぬ大事業が山積しているのでございまして、道路の改良も道幅を広げたり、舗装についても全体の七〇%近くも未完成の状態、その他運河、緑地、高速鉄道や、多くの事業が残っております。特に学校について申し上げますならば、義務教育の小学校でさえ、いまだに教室不足のため、二部授業を続けているような状況でございます。これら不足校舎の解決や、老朽校舎の改善、増築など市民から強く要望されており、また下水道にしましては、まだまだなされなければならない仕事がございます。大雨の降るたびに下水がはんらんして、保健衛生上からもはなはだ憂慮せられているところもあるでございます。その他公営住宅、交通などの事業を含め、これらの整備費は千百億に上る経費を要することになりまして、この千百億に上る経費を消化していくというためには、幾多の年月を要すると言わなければならぬと思っております。さらに名古屋の整備拡充につきましては、愛知県と名古屋市とによって名古屋港管理組合を結成しておりますが、この国際港の充実のためにも二百億円の経費を要するというところで、年々県と市の負担において苦勞をしながらこれが発展に努めております。従いまして名古屋市が真に市民の福祉を考へるならば、市域を拡大して、当面の事業をおくらせることのないように、まず市内の整備をすることが先決問題であるとの責任ある立場から現在考へておりますのでございまして。また関係町村につきましても、大部分が豊かな農業地帯でありまして、飛鳥村、十四山村並びに南陽町は海面より低い湿地帯が大部分を占めておりまして、こうした地帯の逆潮閘門の建設工事や、土地改良、河川の改修、農業用水、あるいは海岸堤防の改良などを行い、また東の丘陵地帯であるところの部分につきましても、愛知用水を建設することによりまして、一そう高度の農業地帯として発展をさせることが、国家的見地からはもちろん、住民にとっても幸福なことであり、名古屋市に對する食糧の供給源としても、賢明な道であると信じている次第でございます。

名古屋及び関係町村から合併申請が出されましたので、県理事者側としましては、慎重に調査研究を行うこととし、また県議會におきまして、地方制度調査委員會の手により、現地調査を行う一方、知事の諮問機関であるところの町村合併審議會及び県の総務委員會におきまして、慎重に調査しました結果、去る三月十六日の県議會で、総務委員會から報告がなされました。その報告は、地方制度調査委員會、町村合併審議會における報告と相一致するものでありまして、県議會は猪高村、天白村は名古屋市編入を可決し、桶村、山田村は保留し、鳴海町、有松町、富田町、豊明町、南陽町、十四山村、飛鳥村は否決するということ、圧倒的多数で議決せられた次第でございます。もちろん県議會としましては、

市町村の議決は十二分に尊重し、公益的立場において相当研究に努めたのであります。研究に努めればこそ、慎重に慎重を重ね、いかなる縁故にも、いかなる情実運動にも心を向けず議決をいたした次第でございます。こうした良心的な気持で、県におきましては、この問題の処理に当たつたつもりでございます。しかし名古屋市及び関係町村におかれましては、この県議會の議決に基くところの知事の不処分分につきまして、不満として中央審査の請求に出られたのでございまして。地元の問題はあくまで地元みずからの手と、円満な解決を熟慮しており、今なおそれを念願しておりますところの私どもとしましては、理想都市名古屋建設のため、そして大愛知建設のいしずえを築くためということで、今後ともこの問題の最終的な円満解決のために善処したいと思っております。

○委員長(小笠原三男君) 次に愛知県地方制度調査委員會委員長太田光二君、補足説明がございましたら、願います。

○参考人(太田光二君) 私は太田であります。ただいま執行部側からの総務部長から御説明申し上げましたことで大体尽きますが、われわれどもは、初めから名古屋市の周辺が名古屋市に合併することにつきましては、賛意を表しております。従いまして、この問題が起きます当初から周辺を巡回いたしました、各町村に對しては、名古屋市に合併すべきである事情を説明をいたして回つたわけであり、この際が財力と誠意を傾けて育成するために、議會側の提案といたしまして、

大都市周辺整備促進条例というものを作りまして、その条例に従つて、周辺の町村を援助育成していくという方針を立てたわけでありまして。しかるにその後名古屋市側の合併勧誘その他自主的な考え、それぞれを推し進められまして、周辺十一カ町村から名古屋市に合併をする議決がそれぞれなされたわけでありまして。従つて、われわれは議會のそれぞれの機関を動員いたしまして、書類が提出をいたされた以上は、それらの町村に對して実情を調査して回りました。実情を調査して回りまして、やはりわれわれどもが考へておりました理論と相一致するばかりではない。立地条件そのものにおきましても、名古屋市と合併するべからざることもますます発見をされましたので、結論といたしましては、全部私個人といたしましては、十一カ町村全部否決したいという希望でありましたけれども、それぞれの意見を総合いたしまして、ただいま総務部長が報告をいたしましたように、二カ村は合併二カ村は保留、あとのものは否決というふうな形に持つていったわけでありまして。従いましてわれわれどものこの処理は、あくまでも愛知県の中心都市でありする名古屋市の立場、並びに名古屋市の影響をこうむる周辺町村の立場、なお国で立てられた町村合併促進法に基きます弱小町村の育成、解消というふうな立場などを折り込みまして、さうような処理を行なつたわけでありまして、もはや時期的に、法的には保留をいたした二カ町村については詮議をする段階にはなっておりませんけれども、ただいま総務部長が申し上げましたよ

うに、地元の問題でもありますし、なおまた地元の町村育成の問題でもありますので、今後ともこれらの問題については最善の処理をしていく方がいいと、かように考へておるわけでありまして。

従つて、この委員會で取り上げになり、いろいろ後においても御質問をいただけることと思ひますけれども、われわれは町村合併促進法の精神にはいささかも違背することなく、この処理を行なつてきたという自信に満ちておるわけでありまして。従いましてこの促進法が立派な法律であり、今後ともに威力を持つて弱小町村の解消のために、われわれどもは引き続き努力をすることは当然でありますし、またこの処理自身も、私どもは適正な処理を行なつてきたということ、を、今も実は信念に少しの変わりもないわけでありまして、御了承の上御善処をお願い申し上げます。

なお、こまかい点におきましますところの名古屋市の特別市制、あるいは過大都市になることのおそれとか、その他いろいろの技術的、専門的な意見に關しましては、もし後刻御質問がありましますならば、それらに對してわれわれどもも考へております点を率直に申し上げて、各位の御批判なり御指導を得たいと考へておるわけでありまして。

○委員長(小笠原三男君) 次に愛知県町村合併促進審議會会長池田駒平君にお願いいたします。

○参考人(池田駒平君) 私は、審議會会長といたしましては、知事の諮問に答へまして、委員各位と慎重に審議をいたしまして答申をする、それだけで

○参考人（小林横川君） 初めに申し上げておきますが、昨日から今日にかけて、結核予防大会が名古屋において行われておりまして、私どもその用件を済ませてこちらに参ったのであります。桑原氏に昨日会いまして、明日は委員会に出るのかと言つたら、僕は出ないという話なので、私はなぜ桑原氏が出ないかと思議に思つております。昨晚の会を済まして、けさこちらにおいでになるなら出席ができたのであります。これは県の実際の關係はないのであります。至全國の予防大会で、そうして主催者も關係者も別にあるのであります。われわれは主催者側としてこれに何といふですか手伝いをした、こういうわけでありますから、公務は終つておるのでありますから、その点は今鈴木総務部長がいろいろ弁明になりましたが、その弁明は私は通

の発展するためにはどうしても周辺の町村を合併しなければならぬという必然の理由があるわけでございます。名古屋市の方には二十七年の暮からであります。名古屋の周辺の十八カ町村の方々と懇談会を常につつための名隣会というのがございます。この名隣会とは十八カ町村でございます。それがとんどを集まりましていろいろな問題を懇談するのでございますが、御承知のとおり、たとえば周辺の町村と名古屋市の間には消防援助協定、火事があった場合に名古屋の消防が出かけるといった消防援助協定といったものがございます。あるいは最近になりますというものと、電話をかける場合に、周辺の町村に名古屋から直接電話がかからない。そこで電話局の方に何とか直通のできるようにといったようないろいろな問題があるのであります。事実を申し上げ

らなければ周辺の町村合併ができ上った上では、さらにこの合併を進めようと思つても困難な情勢にある、幸いに町村合併促進法ができまして、そうして弱小町村をそれぞれに併合される、合併される、この機会に名古屋市が適当に合併しなければならぬと考えましたので、昨年の五月でありますか、市会の方に、名古屋市会にどうしたらいいかという答申案を求めたのであります。が、名古屋市会は五月の十九日だと思ひますが、適当に市域を拡大すべしという決議をしてくれたのであります。そこで市域拡大委員会をそのまま実行委員会に移しまして、さらに懇談しようということになりまして、その結果が九月になりました。周辺の十八カ町村を対象として合併を進めるといふことになったのでございます。そういう關係で、名古屋市の、市民の意見

をいたしましたときにも、その話が出まして、知事みずからも、試案は試案であるから、絶対のものではない。要するにまだ話し合いの余地があるという意味だったと思います。そこで私どもの方が、周辺に懇談会を開き、いろいろ話を進めて参りました。それが十八カ町村全部入っていただくというつもりでおりましたが、そういうわけに参りませんので、ただいま合併を決議してくれたのが十一カ町村でございます。それが十一月の多分十五日に町村村が決議をして、書類を十一月の二十日に県へ出したのでございますが、そういたしましたので、十二月の県会にこれを付議しないで、とうとう何といえますか、ことしに持ち越されて、三月の十六日、ちょうど県の持ち扱っている四月の期間がようやく過ぎんというその前に当りまして、二カ村だけを県の方

果してそれではないのか、ということも私どもは痛感いたしております。いろいろな事情がこの間に介在しまして、権力と金力と暴力と、あらゆるものをういて妨害をされた事実、はかばかしくお話し申し上げると思っております。これは地方自治の破壊だと思っております。安全な平和な町村にいたがらに問題を起して、今日收拾することのできないような結果に町村を陥れた。まるで何と云いますか、トラヤオカミのような恐しいことをやっておられる。これが果して県のやるべき仕事かと、こう私考えまして、心から憤慨せざるを得ないのであります。

以上、申し上げることはございますが、大体そういうわけでございます。
○委員長(小笠原二三男君) では暫時休憩いたします。

午前十一時二十五分休憩

午前十一時三十五分開会

○委員長（小笠原二三男君）では再開
いたします。

それでは次に名古屋市議会議長田中鉄雄君に補足説明がございましたら御発言願います。

○参考人(田中鉄雄君) 私昨日からの
どを痛めておりました、現在も熱発い
たしておるような状態でございますの
で、あるいはお聞き苦しい点があるか
もしれませんが、簡単に補足をさせて
いただきますのでございます。

私が現在手にいたしておりますのは、これは去る三月三十一日の衆議院の地方行政委員会の会議録でございます。これを私つぶさに拝見をいたしました。が、少くとも議会人という立場から眺めましたときに、これほどビントのはずれた答弁というものを私はかつて見たことがないのでございます。例をあげて申し上げますなら、衆議院の地方行政委員会の委員の方が、東京から眺めて北海道はどちらにあるかという御質問をされましたときに、大阪は西にあるという答弁を盛んに県はしておられるのでございます。しかも知事が御出席になっておりませんので、鈴木総務部長は知事の意向を判断することができないというので、答弁不能に陥った個所も五、六カ所あるようでございします。私は今日そういう点について、知事みずからが御出席になってはつきりせられることを期待しておりますが、今日ここにもまた御欠席になっておりますので、おそらく今日は鈴木総務部長から県知事の意向を聞いていただければ、これら明瞭な御答弁をせられる

ことを私は期待をいたしております。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

中し上げるまでもございませ

民主政治の根源といえば、それは世論政治だと思ひます。今回の町村合併に對しましても、私も自身も合併をせられる町村の住民の方々の世論がどこにあるかということ調査するのに非常に苦心をしたのでございます。しかしながら私もただで調査をいたしたのでは、とかくの批判もあらうかと思ひまして、權威ある日本都市学会に御調査をお願いしたのでございます。

の申請をしない以前に、ここに托られ

まず太田光三君は、名古屋市は、町村合併をするといえども、われわれは寸尺たりとも名古屋市に土地を譲ることはできない、とはつきり言っておられます。その事実を調査しない以前にかようなことを言われることは、あくまでも今回の反対というものが、いたずらに感情的なものであるということの証左であると考へておるのでございます。卑近な例を申し上げてまことに恐縮でございますが、若い青年と若い婦人がお互いに結婚をしたいというので結婚をいたしました。われわれの議会がお互いに合併をしようということはそれは結婚と同じことでございます。

花之精。

まことに取りとめもなく申し上げましたが、そういった点によりまして、地元の住民は皆様方の賢明な御判断を賜わることを期待いたしておるのでございます。よろしくお取りなしをいただきますようお願いいたしまして、私の補足説明を終る次第でございます。

○委員長（小笠原二三男君） 次に鳴海町長、水谷登免吉君に御発言願います。

○参考人（水谷登免吉君） 御指名によりまして、鳴海町の情勢を皆様に申し上げたいと思います。

鳴海町は大体面積は二十七平方キロ

ばかりありまして、大体標準型に近いところであるのですが、平坦地は約三割、あとの七割は丘陵地帯で、粘土質のいわゆるはげ山でありまして、農耕には適せない、まあ住宅地に利用するよりほかに道のない所でありまして、鳴海町といたしましては、農業を発展させるということはとうてい不可能なところであるわけであります。また昔からしばりがあるものでありますが、ごぼり産業というものも、家内工業のごく小規模なものでありまして、これをもって町の将来の発展というようなことはとうてい期待しがたいのであります。しかるところ、近年名古屋の土地が暴騰いたしまして、地所が高いために、鳴海町に移住する人々が相当あるものでありまして、最近鳴海町の人口の増加率は七百人程度でありまして、その七百人の中には児童が相当あって、ために義務教育の児童が年に三百人内外ふえて参りました。鳴海町の財政といたしましては、年々義務教育の校舎を建てるのにきゅうきゅうたるものがありまして、これで鳴海町の町民の

福利を増進させるわけにはいかないの

でありますから、この町村合併促進法が發布されまして、町当局としてはいずれかの町村へなり、あるいは市へ合併しなければならぬというふうに私も考えたわけであります。最初は近接町村の合併ということも考え、大高、有松、豊明等に相当呼びかけを熱心いたしました、いずれも内部的に事情もあり、いろいろな関係があつて、鳴海町へ合併するよりも、むしろこれらの町村は名古屋へ直接合併をいたしたいというような気持がたくさんあり

人口が四、五万の程度の都市では、と
うてい近代の文化設備の水道とか、あ
るいは公会堂とか、図書館とかという
ようなものを作る力はないのだ、せめ
て人口が十万以上なからねば、とうて
い困難であるというようなことがよく
具体的にわかったものであります。か
ら、私もといたしましては、名古屋
へ合併という線を強く打ち出したわけ
であります。また隣接町村の太田、有
松、豊明等におきまして、名古屋へ
行くというような線がごく明瞭に相
なつたものでありますから、鳴海町
といたしまして、名古屋の方へ合併
いたしたいというように相なり
まして、町会の協議会を開きましたと
ころ、そのうちの二十六名の議員のう
ちにお一人だけ多少難色があったので
あります。が、他の二十五名さんは、
大体これに御賛成に相なつたわけであ
ります。

そういう線がややはっきりしかけて
参りまして、果はどういう御態度をお
とりになつたかと申しますと、最初
は先ほど申し上げました通りに、隣接
町村の豊明村というところに合併し
たらよからうというので、合併審議
会の第一試案として御発表に相なつた
わけでありまして、豊明と当町が合
併するということは、農村と合併する
のであるから、これは万人の見るところ
不賛成であつたわけでありまして、
その旨県御当局にもたびたび申し上げ
たのであります。が、一向お取り上げ
がなかつたわけでありまして、しかし
町が名古屋の線を強く打ち出すように
相なりまして、県庁の方面におきまし
ては、先ほど説明もありました通りに、
大都市周辺整備促進条例というものを

お作りになつて、名古屋へは絶対的に
やらない、名古屋へ行くのは過大都市
であるというようにすることで、名古屋合
併を絶対的に否決するといふようなお
話があつたわけでありまして、過大都市
といふのは、私も前から考えますと、
面積でいふのか、あるいは密度でいふ
のか、その辺はしっかりわかりません
が、私もといたしましては、交通機
関が発達いたしまして、自動車、ある
いはバス等がどんどん盛んに利用され
るようになれば、都市といふものはだ
んだん面積も大きくなるということ
は、これは自然の成り行きであらう、こ
ういふふうに考へておつたわけであり
ます。過大都市という考へ方がしつか
りわからないまま過ぎたわけでありま
す。が、さて、私もといたしましては、
名古屋へ合併しなければならぬとい
うような空気に相なりまして、県庁方
面におきましては、町の不良分子等を
奨励をなさつて、そうして町々に、町
長初め町会議員は合併によつて三十万
円もらふ、あるいは金時計をもらふと
かといふような張り紙を相当お作りにな
つて、町に宣伝をされ、いよいよ町
議会を開こうという場合におきまして
は、いろいろな工作によりまして二十
六人中、合併賛成の議員は十五名に減
りまして、そうして十五名の方が議員
提案として議案に提出されるというこ
とになり、町長はこれによつて議案を
招集するといふ段取りに相なつたわけ
であります。が、その辺におきまして、
急に県の方面におきましては、いろい
ろな策動がありまして、御承知の通り
に、決議の日、十一月一日においては、
私もとしましては、まさに役場へ入
らんとする寸前におきまして、暴徒の

ために、私は前歯三本折られ、あるい
に町会議員の数名の者は殴打されまし
て、自動車からおろされ、あるいは年
寄りの方は二人ばかり名古屋の方へ拉
致されるというやうな問題が起きたわ
けであります。その後私もといたしま
しては、暴力によつて議案を阻止さ
れるといふことは相ならぬといふの
で、十一月七日正式に町会を開きま
して、十三対八の議決で議決をなし
終つたわけでありまして、議案が議決
いたしました。その後いよいよ町会と申
します。か、あるいは県会議員と申し
ます。か、あるいは地方事務所辺の策
動によりまして、議案を強硬にやつた
のは町長の責任である。町長のやり方
が悪いのだといふので、合併問題の取
扱ひについて、町長の仕方が悪いとい
うので、いわゆるリコール問題とい
うのが起きまして、その後このリコー
ル問題につきましても、県側の職員等が
鳴海町へ出張をいたしまして、いろい
ろこれをまあ激励をし、また指導をし
て、そのリコール問題といふものがで
き上つたわけであるわけでありまして、
この策動は、聞くところによりまして、
リコール責任者は、副知事さんから身
分を保障されているといふやうなうわ
さもあり、また役場員で、反対運動の
中心になつて働いたある一人は、県の
外郭団体の方に雇用されて、そうして
現在なお反対運動を続けている。町と
しては、反対運動の火中に投じて相当
活躍をいたしました。が、懲戒免職とい
う処分をいたしました者が、現在県の外郭
団体の職員として働いているやうな様
子であります。しかし私もとしましては、
この合併につきましても、県の御決議

を要するから、隠忍自重をいたしまし
て、先ほど田中議長の言われた通りに、
私もとしましては、あるいは県会議員の
方々を三河の山奥まで個人訪問をいた
しまして、いろいろ懇請をし、八方手
を尽して、いろいろと事情を申し上げ
まして、県会の御理解を得たい、こ
ういふふうに考へておつたのでありま
す。が、残念なことには、三月十六日、
鳴海町と同様否決の運命に相なつたわ
けであります。この間になお県の方に
おきましては、町村に対する補助工事
の打ち切り、あるいは起債の減額、あ
るいはことにはなはだしきにおきまし
ては、反対議員さんの出ていた部落の
農道だけは優先的にやつて下さるとい
うやうな変なお取扱ひになつたのであ
ります。が、この点については、詳細
に別紙で皆様のお手元へ出ています、
こう思つたわけでありまして、

さといよいよ県会の否決の理由とい
うものは、天白川をはさんでいるから
工合が悪いといふやうなことで、もう
一つは、産業方面からも考へてみたら
どうか、あるいはもう一つは、町政が
乱れているから否決をするのだ、むし
ろお前の方は隣接町村と合併した方が
よろしいといふやうな御通知をいた
したのであります。が、天白川とい
うのは、御承知の通りに小さな川であ
りまして、日本の地図には存在しない、
よくよく愛知県地図には天白川とい
うことが表れていふやうな小さな小
な川であります。その川があるため
にいかないといふやうなことが理由の
一つになつていふのであります。が、
合併を御許可になりました天白村、猪
高村は御許可になり、同じ天白川をは
さんでいる鳴海町が許可をされないと

いふのもちょっと変な感じもいたすわ
けであります。それからまた産業方面
については、ただいま申し上げた通り
に、農業も十分にいかない、あるいは
またしほりも十分にいかないというわ
けであります。が、鳴海町の発展と
しては、名古屋市の住宅地として将来
発展するよりほかに道はないのであ
ります。か、こゝろいふことも納得のい
かない点であります。それからまた町
民が非常にリコールをやつていふとい
うやうなことも、これも県側の方のい
ろいろな御策動がなければ、自然とこ
れは解消する事件だと、こゝろ思つてい
る次第であります。そういうやうな理由
をもつて四月の初旬に自治庁の方へ訴
願をいたした次第であります。訴願を
して自治庁並びに衆参議員の方々の御
了解を得たいといふので訴願をいたし
たわけでありまして、

が、また初町会も開かれなかったので、その辞表が宙に迷っているというふうな状態に相なっているわけでありました。以上申し上げましたようなのが現在の状態でありました。御承知の通りに、この三月時分に、合併賛成の署名運動を私がやりましたときには、八千数百名の署名の賛成者があったことを見ましても、まず大体町民の大多数は合併賛成が多いのじゃないか、こういうふうに私は見通しをいたして、この次第であります。皆様におきましてよく御調査を願ひ、公正なる御判断を願ひたい、こう思う次第であります。

○委員長(小笠原三男君) 次に鳴海町議會議員の方々二人に御発言を願うのでございますが、これはただいま町長のお言葉にもありました通り、賛成反対の町議會議員の方々がございまして、それぞれ御一名ずつお呼びした次第でございます。まず米秋金次郎君にお願いいたします。

○参考人(米秋金次郎君) ただいま町長より概略の経過報告がございましたが、当時の議長といたしまして、二、三補足させていただきます。昨年の夏、名古屋合併問題が町村において本格的に討議されてから、その後市町村の議決、県議会の否決、内閣への審査請求、またつい最近行われました地方選挙に至るまでの一連の経過を静かに回顧してみますと、県の御処置は一言にして無慈悲と言わざるを得ないのであります。なぜならば、県の理事者、郡部の県會議員の大部分の方は、名古屋市には将来特別市制をしく下心ありといたしまして、市の強大になることを好まず、町民の、住民の意思がどうであろうとも、何とかして合併議決を

させまいといたした、また議決後にいいては、県議会の否決の理由を何とか作らんといたしまして策動され、また議決後においても執拗にその正当性を仮装せんとして必死になつておられるのであります。その具体例の事例を二、三申し上げたいと存じます。昨年の夏、大都市整理促進条例の説明会に太田委員長が来られましたが、先ほど太田委員長自身も言っておられますように、傍聴において委員長は、君たちが名古屋市合併の議決をしても、われわれは県議会对して必ず否決をするんだということを前置きをして説明をされた。これは住民の意思がどうあるうとも、そんなことは問題にされない証拠と思ひます。しかしながら、われわれは先ほど町長から報告のあったように、住民の強い熱望にこたへまして、名古屋市合併を決定したのであります。その空気を県側が察知いたしまして、その猛烈な切りくずし工作が始まりました。ここに悪質のピラが、証拠物件として後刻委員長の手元に提出したと存じますが、一号から五号まであります。この中には補助金を打ち切るとか、いろいろのことを言ひてあります。このピラは県の職員の手で何枚渡つたといふこと、またそれがどういふふう配付されたかといふことが、その明細書を、ここに証人署名捺印しております。一緒に提出したいと存じます。このようピラで議決前に全町がうずめられました。賛成議員の脱落を謀議したり、われわれの説明会にサクラを入れてヤジつたり、妨害の事例は枚挙にいとまございせんが、時間の都合上省略いたします。

すが、余裕があれば聞いていただきたいと思ひます。

十一月一日の議決の当日は、県側の指導によりまする謀議によりまして町会が流会になりましたことは、ただいま町長から説明もありましたし、また新聞紙上等でも御承知のことと思ひます。そので省略いたしますが、委員の方の手元に経過報告が提出されておると思ひます。それを見たいだきたいと存じます。われわれは暴力に屈せず、十一月七日に議決をいたしまして、市とともに配置分合の申請書を町事に提出いたしました。今になつてよくわかるのですが、それを私たちは今になつて無慈悲だと申し上げるのであります。翌年の三月十六日までぎりぎり引っぱるだけ引っぱつて、とうとう皆さんにも否決されたのであります。あんなおどろきの調査で否決されるくらいなら、十二月中にどうも否決をいたしました。知事さんは一月中にこの問題を解決せよと早期辞任をされました。否決をされれば知事選挙が不利になることくらいは常識上考えられるわけでありました。なぜかと申しますと、当時の世論は賛成の世論が、先ほど町長から説明があったように熾烈であつたのであります。この羊の群になつたわれわれは、県理事者側の底意も知らずに、おぼれる者はわれらをもつかむの心理で、県並びに県會議員の方々に合併陳情を日夜続けたのであります。某県會議員のごときは、われわれの合併陳情婦人団体に対して、合併したければ桑原さんに投票しろ、こういうことをはつきり言っておられます。証人

は幾らでも出て参ります。

三月十六日に県議会对におきまして否決されました際は、私は傍聴しておりましたのであります。先ほどお話をいたしましたように、緊急提案でありました。また合併促進審議会と、それから地方制度調査会の結論を総務委員会にかけられました。その総務委員会の決定をそのまま本会議にかけられましたが、先ほど総務部長が言われたように、圧倒的多数とおっしゃられますけれども、私が傍聴しておつたところによりますと、なかなか定員がそろいません。八十名の定員であります。なかなかそろいません。辛うじて四十数名をそろえまして総務委員会の決定を是非かといふことで否決されたわけでありました。実際八十数名の県會議員の中で何名の方が何日間鳴海町へ来られたか、また隣接町村にいられたか、これは私が申し上げるまでもありません。理事者側においては、私は想像するに、早くからそういう原案ができて上つていたと思ひますが、理事者側は、世論の反響をおそれ、なるべくその責任を、議會に転嫁しようと思われた節があります。また議員は、近く行われるその当時の地方選挙を控へまして、おん身大事にまっごうからこの問題と取り組もうとせずに、悪くいえば、じんぜん日を送つていたように思われる筋もありません。その証拠は、各党の覚議においても、この問題は決定されませんでし、また最後には、市部と郡部、尾張部と三河部、い

わゆる三部に分けて各部会をやりまして、このときの様子を聞いてみましたが、このときの様子を聞いてみましたが、賛否まちまちで、なかなか結論が出なかつたように聞いております。

われわれは、以上のような経過をたどりまして、否決という最悪の場合に立ち至つたのであります。その否決の理由がどういふ納得できません。で、弱いわれわれに残された唯一の道として、内閣の審査請求をした次第でございます。町議会对における訴願議決のときにおきまして、いろいろ外部に圧力があつたことはもちろんであります。またその際脱落者も出ました。また賛成派議員に対する相当の悪罵を受けたわけでございます。その詳細を説明しては時間がございせんので、ただ、最後に、四月三十日に行われましたわれわれの地方選挙のことについて一言申し上げたいと思ひます。先般、衆議院地方行政委員会において、はつきり速記録に残つておりますが、鈴木参考人が門司委員の質問にこう答えておつたのであります。

「啓蒙運動として当然ななければならぬことは、公務員として大いにやるべきであるけれども、不幸にしてその域を脱した好ましくない行為があら

ましたならば、これは十二分にそれを戒告しなければならぬと思つております。」とございまして、今回の地方選挙におきましては、堂々と県の職員が当町に乗り込みまして、その指導をなした事実もありました。またその後反対落議員の中から、選挙妨害または公務員法違反の疑いありとの件で、告訴事件まで起きています。聞いております。有松町におきまして、有松町の町長さんもお見えになっておりますので、もし時間の余裕があれば、聞いていただければ幸いと存じます。また、選挙後におきまして、先ほど

十三対十三という町長のお話がござい
ましたが、いろいろ問題がございまし
て、時間がございせんが、今なお執
拗にいろいろな工作が続いているとい
うことは間違いないとございせん。

以上のように、われわれは合併問題
について長い間苦しんで参りました。
本日この問題を本委員会において取り
上げていただきまして、われわれの語
を聞いていただくという事は、まこ
とにうれしく思います。諸先生方には
この問題の一日も早く解決できるよう
に切に切にお願いをする次第でござい
ます。

○委員長(小笠原三男君) ありがと
うございました。

次に、同じく町会議員近藤清右衛門
君に御発言をお願いいたします。

○参考人(近藤清右衛門君) 私、鳴海
町の農村部落から出ている近藤清右衛
門と申します。このたびは、貴重な場
所で発言を許されましてありがとご
ざいました。

私は、名古屋市へ即時合併は絶対反
対という意思を持ったものでございま
す。なぜならば、このたびの合併問題
は、一歩から踏み誤まっているように
思われます。初めは、水谷町長は、ま
だ二年任期があるから、これから衛
星都市を作つて、そうしてつづつと
やるがよからう、衛星都市を作るには
つづつ隣接町村の有松町、大高町、
豊明村へ呼びかけてというお話でござ
いました。でも、どうもすなわち、
私たちが非常に喜んでおりました。とこ
ろがその話がどうも実現不可能になつ
てきました。町長さんいにくに、まあ
とてもこれは衛星都市は不可能である
から、しばらく自重して、そうして独

立でいけば独立でいける町であるか
ら、独立でいったらよからうと思う、
こういうお言葉でございました。私は
農村部落の議員でございまして、今
名古屋市の合併して、名古屋市のい
ろんな看板をいただいたために負担率
が多くなると非常に困るからと言つ
て、部落民こそ反対でございま

した。あなたたちが反対を唱えられ
ても、私は発言して、それが通るか通ら
ぬかしりませんけれども、あなたたち
の意見だけは尊重して議会で発言をい
たしますと言つて、町長さんとそのほ
かの議員たちもそのことを話をしてお
ると、君は政界政治で感心だ、まだそ
んな時期ではないというふうなありが
たいお話をございしました。これは
名古屋に今合併をなさるようなことは
あるまいと思つて非常に部落の方では
喜んで説明をしておりました。ところ
がほかの町会議員の人たちは農村から
出ておつても、自分の部落へ出てこの
吸収合併、これは鳴海町が独立でいけ
ない、どうか合併せんならぬとい

うことを部落民に思わしておつたか
ら、どうかかか一緒になるならば大き
い名古屋市と一緒にした方がい
いじゃないかというふうな風説を聞いて
おつて、名古屋市の合併賛成というこ
とを唱えられておりました。それまで
は相当強硬に名古屋に合併賛成の議員
から、おい、君も賛成してくれといつ
て非常に猛烈に呼びかけがあつたがた
めに、農村から出ておる議員でありま
すから心が何をいっても純でございま
すから、それではよからうそれでよ
からうで皆賛成して私一人が反対でご
ざいました。反対を唱えておりました
ところが、ちょうど水谷町長が十月の

初めころから、どうも名古屋に合併賛
成のような空気がなつてきた。町長さん、
あなたそんなことを今言ひ出しては困
るじゃないかと言つたれば、実
は君、屋中はいが、夜になると名古屋
市がおれのうちへどんどんどんどん
やってきて、水谷君、君が拒んでおる
じゃないか、鳴海町の町民は賛成して
おるだらうけれども、君がまだ二年任
期があるから、まだ早い早いと言つて
君が拒んでおるのだらう、ところで君
合併へ持ち込んでくれと言つて非常に
勧誘されるから困る。いや、町長さん、
買収されては困りますと言つたれば、
いやそんなことはないと言つておられ
たけれども、そのうちにふふわと合併
の方へ行つてしまひました。これは
大変だ。また私は町長に、町長が賛成
になったら町会議員も賛成すると言ひ
ました。僕はどこまでも反対をしてお
りました。ところどころでも十月の二
十日の晩でした。二十日の晩に全員協
議会で一べんきめるといふお話でござ
いましたから、私はここで自分の意見
を発言して言ひ合ひをしておつてはい
けないと思つて黙つて帰つておつたの
です。すると、あとに寄つておりました
議員は、全員じゃありませんでした
ようですが、合併の方へ持ち込もう、
あすの晩から三、四か所くらい説明会
をして、そうして二十七日の日に説明
会の様子を持ち寄つて、そうして議決
へ持ち込もう。二十一日の日に私が屋
中行ったれば、町長さんと議長とそれ
から佐伯議員と三名は私をとらえて、
合併に全員一緒にしたいから合併に
なつてくれ、賛成してくれと言われた
ので、どこまでも私は承知をせぬ。大
きな鳴海町が無条件というばかな合併

はできぬから、絶対合併は私は賛成し
ませんと言つておつたれば、隣接町村
こそ行く、頼むからと言われたので、私
はその時に初めて隣接町村こそ行く
くということなれば、私はけつこう
で、私は議会で黙つて倒れまうと言つ
たれば、よしわかつた。今大高町と
もに約束して議決する段取りになつて
おると言われたから、それだつたら
しょうがない、わしは黙つて死にま
す、しかし委員会では私の意見だけは
述べますというところで別れてきた。

ところで、そのときの説明会につい
て聞いてみると、まず詳しい説明をし
ておる。相当質問があり、詳しい説明
をして、果に独自で残つておれば果は
整備条例で受けさしてやると言うが、
それは絵にかいた餅で何ともなら
ぬ。市の方へ行けば事業をたくさんも
らえるからと勧誘に持ち込んでおい
て、びびりびびりびびりとかけ水で
やつてしまつた。こういうふうな意見
でありました。私は陰で聞いておりま
して、何という情ないことだ、こんな
重大問題を町民の納得のいくように説
明をせずに、名古屋市の合併に引っぱ
り込むように説明しておいて、二十七
日には全町民が納得だからいつの幾日
に議決をしようというところでやろう
というのは、何という情ない心の持ち
主かと思つて僕は涙をこぼしておりま
した。ところで、いよいよ説明をし
なされると、われわれの部落には特別
に説明に来てくれと言つたら、説明
に来てくれましかれども、相当強硬
につつまんでお聞きをしたようですけ
れども、何の答えもなかつた。二十六
日の晩まで説明して、二十七日に全員

協議会ということになつておりました
が、二十六日の晩に農民層が、二十七
日に協議会をして近々に議決に持ち込
むというのを聞いたから、ぐずぐず
しておつたら議決したら大へんだと
いうので農民大会を開いて、初めのう
ちは私の一部落がいましばらくの間研
究をさせてくれという諸願書を町長あ
てに出しました。この町長、議長あて
に出した諸願書も、いい悪いともなく、
こういうものが出たという程度であり
まして、それで農民大会を開いて各部
落の議員を呼んできて、おれの所の部
落はこういう意向だ、あなたはどうい
う意向か、そんな賛成の発言をしても
らつては困るではないかというふう
に、皆が各部落の議員と懇談、話をし
て、その時に農民から出ております議
員が全部反対ということになつてしま
した。これは有権者の意見を尊重して
万やむを得ぬから反対を唱えなければ
ならぬ。それで二十七日の協議会には、
農民から出ておりました議員が反対を
唱えましかれども、それはどうして
も少数であるから聞き入れていただく
ことができぬ。万やむを得ぬからわれ
われは涙をのんで何とかいい工夫はな
いだらうか、いい工夫はないだらうか
と心配をしておると、果から庄迫が
あつたと言ひ、絶対に庄迫はありま
せん。私はよく知つております。これは
私どもの地元から、その時に県議員
に石川県議員と佐伯町会議員とが出
ております。何という情ない人だ、わ
れわれ農民議員がこれまで心やすくし
ておる……われわれ農民議員がこれだ
け苦んでおるのに、一べんも様子を
見にくれぬ、何という情ないこと
だらうというのでわれわれは涙を流し

協議会ということになつておりました
が、二十六日の晩に農民層が、二十七
日に協議会をして近々に議決に持ち込
むというのを聞いたから、ぐずぐず
しておつたら議決したら大へんだと
いうので農民大会を開いて、初めのう
ちは私の一部落がいましばらくの間研
究をさせてくれという諸願書を町長あ
てに出しました。この町長、議長あて
に出した諸願書も、いい悪いともなく、
こういうものが出たという程度であり
まして、それで農民大会を開いて各部
落の議員を呼んできて、おれの所の部
落はこういう意向だ、あなたはどうい
う意向か、そんな賛成の発言をしても
らつては困るではないかというふう
に、皆が各部落の議員と懇談、話をし
て、その時に農民から出ております議
員が全部反対ということになつてしま
した。これは有権者の意見を尊重して
万やむを得ぬから反対を唱えなければ
ならぬ。それで二十七日の協議会には、
農民から出ておりました議員が反対を
唱えましかれども、それはどうして
も少数であるから聞き入れていただく
ことができぬ。万やむを得ぬからわれ
われは涙をのんで何とかいい工夫はな
いだらうか、いい工夫はないだらうか
と心配をしておると、果から庄迫が
あつたと言ひ、絶対に庄迫はありま
せん。私はよく知つております。これは
私どもの地元から、その時に県議員
に石川県議員と佐伯町会議員とが出
ております。何という情ない人だ、わ
れわれ農民議員がこれまで心やすくし
ておる……われわれ農民議員がこれだ
け苦んでおるのに、一べんも様子を
見にくれぬ、何という情ないこと
だらうというのでわれわれは涙を流し

ておりました。ところが二十九日の晩に全員協議会を招集して、これでもう独立して名古屋市と合併するから意見を言ってみる、ただ意見じゃありません。賛成か反対かを言えという事で、意見も聞かずに賛否をとって、われわれ議員が即時合併反対だと言つて、多数だから、これは一日に議決をしようと思つた。だから即時合併へ持ち込むと、どう言われるから、そんな相談には私も乗らぬと言つて退場しました。そのあとで町長が説明に歩いた時に、四カ町村足並みをそろえて合併をすると言つて説明をしてきた。大高町は行かずに三カ町村が一緒に議決をするということになると、もう一べん説明し直しをしなければ町民に対して面目ないから、だからわしとしては提案できぬ。それでは議員提案という事にしてやろうというので、これは町長さんは、議員提案で私には罪はない、罪はないと言われるけれども、いろいろと作戦をして議員提案という事になさつたのだらうと思います。私も三十日の晩に、はなはだ残念なことだ、これほどいろいろとお願ひをしておつても、何の回答もなしに、一日には議決に持つていつてしまわれる。こんな重大なことをもう少し研究の余地を与えてもらつて、不利益になるか、ならぬか全然わからねううちに合併して、そうしたら、不利だ、ちょっと待つてくれというやうなことはできないから、残念だと思つておる。ところに、初めて石川県議員が私のらちに来まして、新聞を見たら農民議員が全部反対になつたそうだが、実は困つた。一つ何とかいいお知恵をかしただけぬかと私が頼みました。す

ると、あんたたちがそんなに困つていゝるなら何とかいい考えはなからうかと云つて、初めてそのときに私の方から石川県議員に頼んでいろいろとお知恵をかりたやうなありさまでございまして。そうして御承知の通り、あの十月一日の流血事件が、前代未聞な事件が起りました。こんな大事件で、農民層が人の圧迫でむしる旗を立てて出るやうなばか者はありません。一時間でも貴重な時間だから、そんな圧迫を受けて出るやうなことはないが、一心から貴重な時間を費して出ていつていゝる。暴力をふるつたのは農民じゃないだろと思ひます。ヤジウマどもがやつたんだらうと思ひますが、私たちはその場所にはおりませんでした。そんな事件まで出たんだから、もう少し慎重に町民の意見を聞いて、もう少し時をかせいでいただければいいんだけれども、それ過半数以上を獲得したならば……

○委員長(小笠原二三男君) 近藤君に申し上げますが、時間がとうに過ぎておりますので、簡単に一つお願いいたします。

○参考人(近藤清右衛門君) 獲得をせられて、七日の協議会で議決をせられてしまひました。ところが県議会で否決になりました。これは私たちが住民の意見を尊重していただいて否決になったからありがたいと思つて喜んでおりましたところ、内閣総理大臣へ直訴の手続と再議決という事になりましたら、私も万やむを得ぬ、われわれは少数でありますから、議決をせられてしまひましたので、この八千幾らという署名をとられたというの、これはなかなかもつて町長初め賛成の議員の方

方たちは非常な苦勞をしておみえであります。並み大抵でとつた署名じゃありません。最前線の補助工事云々と言われまして、県の補助工事どころか、町長は町費で工事をやつてやるから、賛成の判を十五なり二十なりをたつてこい、そうすれば町費で工事はやつてやるというふうで、われわれの補助工事は一つもやつてもらへません。くい一本、くい一本やらぬからというありさまで、賛成の署名をとつてくればやるというので、賛成の署名をとつたものでは工事をやらしたりしてこれは架空なものでありましようが、これは理大臣の方へ回答文を町長が出されるというやうなお話を聞いておりまして、町議に一応話つてから、一般に様子を聞いてから出して下さいと言つて具申をしておりまして、知らぬでおるうちにこちらの方に回答文が出たやうであります。その回答文の中には、火を見るよりも名古屋に合併するのは明らかだとお言ひでございまして、なかなかもつて、住民の意見を尊重するということになつておる合併問題が、それほど紛争しておる島海町をそんな簡単に合併なんという線が出たら、それこそとんでもないことでありませう。私はそう思ひます。

それからリコール等の問題は、町長は自分の首つなぎのために四十何万何がしという大金をば、町費を濫費して、そうして引き延ばし作戦をして、こんなばかリコール引き延ばし作戦はありませぬ。都市学会が調査においでになつたことも、これは公平にやつていただければいいけれども、公平でなくて、われわれ反対の農民層たちは知らぬで

おるうちにそれが終つたやうなわけであつて、これはわれわれはあまりに信用のできぬ都市学会の実地調査のやうに思われませう。

○委員長(小笠原二三男君) それでは近藤君の発言はその程度でとめていたことは御発言願ひいたします。

次に山田村長の永田利平君に御発言願ひいたします。

○参考人(永田利平君) 山田村は人口におきましても、面積におきましても、ともに町村合併促進法によつてどこかの町村と合併しなければならぬ弱小町村であります。

そこでこの合併法ができて、県の御試案として示されたのが隣接五カ町村であります。この五カ町村の議会議員とわれわれ当局者で、十数回の懇談、研究を行なつてきまして、いつの会合も真に合併するといふやうな熱意がなくて、一致する意見が見出せなかつたのであります。それでついに不成立に終つたのであります。ところがこれと同時に、名古屋市の合併の話も出て参りましたので、村民の多数がこの方に注意して心を向けるやうになつたのであります。合併を希望することになりました。これと申しますのも、常に名古屋市内に依存している面が非常に多いのであります。たとえて申しますれば、消防についても協定が結んであつて、村の消防よりも火災のときに早く来ていただけ、また教育の面におきましても、各種の高等学校が同一通学区域にあって、全部の青年が名古屋市の学校を希望しておりませう。それからまた一般の人が市内の官公署や会社等に職を求めて生活をして

いるところの面も非常に多いのであります。なお税務署にいたしましても、電話にいたしましても、みな市と同一であつて、一部が西春・比良の電話局に属しているだけで、あとは名古屋の電話でございまして。さうにいたしまして、一部は名古屋と同じ状態にある村でございまして。また交通にいたしましても、市に向つての道路が非常に発達いたしてあります。また電車にいたしましても、名鉄電車が村の西の方に中田井、平田橋というやうな二つの停留所があります。東の方は名鉄のバスが通つて、そうしてその交長の便を利用いたしまして、名古屋の方へ通つていゝる者が非常に多いのであります。

それから市役所にいたしましても、現在名古屋にありまところの笠寺方面よりも半分の近いところにある。自転車で行きましても、十分か十五分ぐらいで市役所に行けるやうな位置にございまして、村民みな名古屋の方へ行きたいと熱望するもの無理ではありませぬ。それでこの事情を村民各位に、各部落を回りましてよく納得していただいて、その結果村議会において議決いたしまして、そうして市ととも

それは中央へ出しておいだ方がいいでしょうと言われましたから、自治庁の方へ再審査を出したような次第でございます。

それがちょうど今までなり来たところの経過でございますが、その間におきまして、山田村において現在行われておる山西土地改良区と水場川土地改良区の二つの工区がございまして、これは広い面でございます、川を離れておきます関係上、用水と悪水と両方の土地改良区が四、五年前から継続事業で行われておるのでございます。

そこでそれが進んでおりませんので、この田植えの用水灌漑等につきまして非常に心配をいたして、関係者がよりより協議を重ねてその対策を研究しているような次第でございます。これは実はこの山西の用水というものは、二十九年度の事業といたしまして千二十四万余円の事業費といたしまして、農林省、国庫から半分の補助をいただき、四分の一が県の補助、四分の一を地元負担というようにございまして、この工事をやることになっておるのでございまして、ところが、こういう議決をいたしますと同時に、県の方におかれましては、この山田村が名古屋へ合併すれば、ここが宅地になるか工場地になるのは火を見るよりも明らかである、こういうところへ増産の補助を出すことはどうもできにくいというお話であつたのであります。そうございまして、おきまして時期が切れてきまして、二月に入つたのであります。どうしてこの用水の、これだけの事業をやつていただきたいというので、山西の改良区の役員に私もついで、そうして県の方へたびたびお願いに上つたのであります。

とありますが、ところが、もう時期がない、この三月一ぱいで工事を終りにしなければならぬので、それだけやるだけの時期がないので、半分一つやる、半分だけやるという話であつたのであります。それでこの地元負担というものは、指令の第九十二号で、二十九年の九月二十七日に二百五十五万三千五百円を納入して納めたのであります。その半額を今年の三月にまあ半分戻してやるというので、そういう指令が来たのであります。これは来年継続事業としてどうしてもやっていたかなくてはならないので、来年度にお願いしたいというので、県の方へお願いしてきておるような次第でございます。そうして半分でも工事がスムーズに順調に、それだけ連続して用水路を掘っていただければその用があつたのであります。それが三カ所所る切れておる。これは県道をはさんでおるから、これはやらぬ、向うは川があるからやらぬというので、三カ所が切れております。それが連続しておりませんので、用水の用をなさぬのであります。これは農民が非常にこれでは耕地をつぶしただけのことで、耕地をつぶしたの肥料を使つただけのこと、用をなさぬというので非常に今は心配しておるのでございます。

それからまた一方の水場川の土地改良区は、山田村と平田地内にあるので、これは五カ村がこの組合に入つておるわけでございます。それがちょうど四年前に、この山田村の地内の川は準河川として単県で県がやっていたとくことになつておるのでございます。それがもう三分の一くらいで山田村の地内が完成するのでございまして、二十九

年度にはや完成する予定のことでありましたが、合併したためにこれができなかつたのであります。これは今までの川は用悪水路兼用でございまして、今度上方の方の洪水地帯、湿地地帯を乾燥せしむる土地改良区の事業でございます。そういうところでございまして、下からだんだんその改良を施して、そうして上方の水を排水するのが目的であるのであります。これが合併とからんで議決するや、二十九年には番小屋を残して置いたのを、議決するとそのあくる日は番小屋を壊してどっかへ持っていってしまわれたのでございます。それからまた、用悪水路になつておつたのを悪水専用にするので、用水の方を作らなければならぬので、用水の方も三年前からやつて今年もやる予定であつたのであります。それができずに、まあ途中にあるわけでございます。それで平田の農民は、こんなやりっぱなしをしておいたのではいけないから、この責任はどうしても村にある、山田村が名古屋に合併の議決をしたので、こういうふうになつたのだというように非常に言われたので、村の方で、この跡始末で、今年の水のかかるようにいたしておるのでございます。そういうわけでございまして、それにつきまして、水場川の方で、ちょうど十一月の一日の役員総代会の席上で、組合長さんが総代役員を招請して、そのときに話されました。これは速記でございますが、これはしるうとが書いたものであります。これが、役員総代、工区長やなんか呼ばつて話されたことで、平田工区が、これは山田村へ平田工区が市への編入により土地改良事業による県市と分か

るゆえ、現在まで五カ町村が一丸となり事業遂行したるに、今後県の方針としては一時中止のことです。それから、役員全員にて県庁へ、課長に面会質問す。時に、平田工区一カ村が離れた後、四カ町村にめんどうをみてもらへるか質問に対し、部長よりめんどうはみりと答へられた。なお、平田用水線は麦をまいてもらつてもよいのです。これはやつていただけたらと思つて麦をまいてなかつたのです。それをやらんから麦をまけというのであります。水場川は継続事業ではないが、今中止すれば県より放任されてしまうから、と懇談願ひます。平田用水水場川に団体官事業として補助金をつけるが、十二月中には判明する。なお四カ町村には県よりも補助金をつけるの言葉でした。最初の設計には平田用水に三百万円助成することになっておりました。水場川に対しては五百五十五万円の内示を受けております。ゆえ、どこかに使用せねば他の改良区に転用されるゆえ、この点も御相談願ひます。県としては、国がつかねば単県としてつけてやると言つておられます。それからこの土地の中の部落で落ちておる平田工区が、できぬものにして、どこにやらすることは、沖として今後大池にせらるることになるから絶対反対です。これはちょうど平田が下流の下であつて、上の方からやつてもその途中がやつてないので、そこに水がたまつてきて大池になるから、それは絶対不賛成だと、こう言つておられるのであります。

こういう事情で、わが山田村は非常にこの耕地に悩んでおるのであります。ところで、三月三十日に突然名古屋の行政監察局から私の村へおいでになりまして、水場川あの工事がどころどこをやつてあるだけで、なぜかと下からやらないのであるか、これを県へ行って聞いても、地方事務所へ行って聞いても、農地開発事務所へ行って聞いても、京都事務局へ行って聞いても、納得がいかな、しまいにばやけつちまうが、どういうわけで、ああいふ工事をせられるのかと云つて聞かれたので、私の方の村が、こうして合併したためにこういふふうで、今まで順調にやつていただいたのが、この山田村の地内だけ飛び越えて、向うの方でどころどころ掘つておられますと、こういうことを言つて、そのことをお話ししたのであります。それでこういう事情があるなら局長に一べん話に来てくれ、こういうお話でございしたので、助役を連れて監察局へ伺つたのであります。そうしてよくお話をしたのであります。監察局といたしては合併には何ら関係がないが、この大切な國費を有効、適切に使はないというところをわれわれの研究する余地がある、そういうところを返事に言つたのであつて、合併は何もわれわれの關係したことでないというので仰せになつたのであります。それで二、三日過ぎるといふと、山田の村長、助役が行政監察局へ訴え出たというふうな中日の新聞に掲載されたのでございまして、それでこの県会の議員の方が、ああいふことを山田の村長が訴えて県を刺激するといふことを言われたのであります。決して私の方から訴えたものではございません。監察局の方に訴えて……。

○委員長(小笠原二三男君) 永田君、

時間でございますから、また質疑がある際にお譲り願いたいと思ひます。

次に飛島村長齋藤展雄君に願ひます。が、便宜、南陽町、飛島村、十四山村関係について、一括して御説明願ひたいと思ひます。

○参考人(齋藤展雄君) 御答弁としていただきます。私の村は名古屋市中心部西の方二・三キロのところにございまして、海部郡の東南端に位置しております。全人口四千三百、面積十三・四平方キロの弱小村でございます。町村合併促進法が制定されました、私の村といたしましては、好むと好まざるにかかわらず、いづれかの市町村と合併しなければならぬ立場になったのでございします。それで県御当局の試案によりますところの同じ郡内の弥富町、鍋田村、飛島村、十四山村、それに第二南部ブロックになっております市江村を加えまして、その五カ町村の関係者が数回にわたりました、合併協議をいたして参ったのであります。ところがなかなかこれらの結論は得られなかつたのでございします。それで直接隣接いたしましたところの十四山村、飛島村、鍋田村、この三カ村の合併はできないものかというわけで、この三カ村につきましても協議をいたしたのでございします。これがどうしてもまとまらなかつたのでございします。そうこういたしてありますうちに、私の方は名古屋市中心部に続きますところの名隣会の一員でございしましたので、名古屋の方から合併のお話も出て参ったのであります。そこで村の理事といたしましては、市の当局の方々、市域外の代表の方、また村議会議員、部落駐在員等を集めまして、合併に関します説明懇談会

を開催いたしました。その後県御当局の御要望もございましたので、県の副知事さん初め、他の部課長の方々、並びに県議会の代表の方においで願ひまして、村議会議員、部落駐在員、あるいは各種団体長、その他有志も加えまして、つづきに町村合併に関する問題、あるいはまた大都市周辺整備促進条例等につきましても、詳しく協議懇談会を催したわけであります。そうこういたしますうちに、村民の中にもだんだんと合併に関します関心も高まってきました、部落駐在員会におきましては、われわれの方で大部部落民の意図は取つてあるのだ、だから早く合併を推進してくれという話が出て参つたのであります。まだ私は議会の方では何ら動きがございせんので、しばらく待つてはしいというのを言つたのであります。が、われわれの腹はきまつてゐるのだということを言つて、部落駐在員会では各部落の意思を持ち寄つて村長に申し出るという事になったのであります。その結果は、ほとんど全部部落駐在員二十三名が、多少海岸方面におきましては堤防の増強等の条件がございしましたが、ほとんど全員が名古屋市合併をばきめて、促進して参つたのであります。そこにおきまして、議会におきましても捨ておけませんので、村議会におきましては、十六名の議会議員が五班に分れて、四班はすでに以前に名古屋に合併を実施していただいた名古屋市西南方面をばつづきに調査研究に行つて参りました。また一班は昨年合併を実施いたしました三重県の四日市の周辺十カ村につきましても調査に参つたのであります。その結果は、いづれも小さい町村

が一緒になつて苦勞しますより、大都市に合併した方が、財政的、その他万な場合に非常によいのだというような結論を得て参つたのであります。またその間におきまして、海部郡におきまします名隣会に入つておりました加入町村も、相なるべくは、大多數の住民の意思ならば、同じような歩調でいけたならばやろうじやないかというような話もだんだん出て参つたのでございします。それで十月二十日前後を期しまして、大体同じような決議をしようたのでございします。それで私の方として、十八日の日に公示をいたしまして、二十一日に議会を招集したわけでございします。ところが当日の十一時ごろになりまして、ここに御出席の県の鈴木総務部長さんが見えになりました。まだどこも決議をしていないのであるから、どうかその決議をしばらく待つてくれ、延ばしてくれというお話がございしました。それで私は議会の方にも詰つたわけでありますけれども、議長といたしましては、村長が提案いたしましたし、私も議長として、これは延ばすわけにはいかぬ、こう言つておりました。が、全体議員に語りまして、それはやむを得ない、もう一たん提案された以上は議会を開くということで、鈴木部長さんに、さよう議長と同意の上で、お答えして帰つていただきました。そうして午後三時半に名古屋市合併をば決議したわけでございします。ところが翌日の新聞には、ここに持つて参つておりますけれども「条件つけずに議決、県の反対工作にも動かず飛島村中京に

合併」ということが十月二十二日の新聞に出て参りました。いろいろ県御当局におかれましては、強力でこれに対する非難が加えられたのでございします。その後だんだん日がたつに従ひまして、私どももいたしましては、地盤沈下対策事業、あるいは海岸堤防工事、また災害復興等、相当仕事をやつております。その関係でそれらの工事の監督指導等に地方事務所の農地部の方から再三参るわけでございまして、そういう方面に對しまして強力で合併反対の空気をあおられたわけでございします。

もともと私は昭和二十三年に村会議員、部落駐在員会、全員の推薦によりまして村長に就任いたしました。二回無投票で當選して参つてここに至つておりますけれども、私どもの村におきましては、あえてそれが反対というところはないのでございします。それで仕事をやつてゐるところの関係方面のところに参りまして、非常にあつたわけでございます。そういう場合でございまして、役場といたしましては、もし工事ができない、あるいは補助金がいただけないうことになる、それらは大へんでございします。それらの関係部落におきましてはだんだんと反対の機運をそういう方面から醸成されたのでございします。ところが県におかれましては、三月十六日の日に否決に参りまして、そうなりますと審査請求の議決を取りとめるようにまた強力に働きかけられました。これは経済課長さん等も私の村に参られまして、いつ幾日まで何名の反対をとれというふうに、相當に強力に働きかけられたのであります。これはお手元の県御当局の措置についての要領の中に一応詳しく書いてございします。しかしながら私の方といたしましては、全体の住民の意思は変らないのでございまして、村議会におきましては三月三十一日、相當の妨害行動はございしたけれども、十六名の議員全員出席、満場一致をもちまして、村民の名古屋合併に對します熱望を満たしてくる最後の道でありますところの中央に對する審査請求をば満場一致議決して参つたのであります。その後村議会の改選等もございしましたけれども、ほとんどこの意思は変らないわけでございします。これは察しますに、私の村といたしましては、小さい村、同じような村が一つになりまして、果してうまくやつていけるだろうか、むしろ財政的、経済的その他におきまして、どういう発展をいただけるか、むしろそういう利益面のことよりも、混乱を生ずるというふうなことをおそれてゐるのではないかと、こういうふうに私は察しておるわけであります。せつかく平和で今日まで参つておられますところの私の村が、それらのことで攪乱されることを、非常に私はおそれるわけでございします。それなるとゆゑに、新しい議員におきましては、絶対その意思は変りません。どうかいたしまして村民の熱望をいたしておりますところの名古屋市の合併をかえしていただけますように特にお願いいたします次第でございします。詳しい点につきましては、ここに選挙等に関しまして、土木出張所長の名前で、各地元の堤防工事に関心を持って参りますところの委員を集めておきまして、そしてそこで昼食のときに地方事務所長がおこしになりまし

まあいろいろ詳しいことを申し上げたいのでございますけれども、とにかく私の村といたしましては、海部郡の四町村、富田、南陽、十四山、飛島この四村をもつて一区を作るといふ名古屋市御当局のはっきりとした方針でございまして、これら四町村が一緒になりまして、必ずや私は村民の幸福、村将来の発展は必ず望まれるものと、こう私は確信いたしております。特に本年度は名古屋市におかれましては、新しい職員には相当農業方面の方を多数採用せられまして、農政保護等におきましては相当力を入れられるというふうに伺っておりますので、絶対にその点は、私は今に於いても確信を

來の發展、村民の希望をかなえていた
だきますように念願する次第ござい
ます。

なおつけ加えて申し上げますが、そ
れらの心配しておるところの關係のと
ころへ参りました關係上、ことに氣の
毒なのは、農業委員長は郡の農業委員
会の副会長をしております。それで、
その立場で供米關係等もございますの
で強力にやられませんか。だから委員
長は押せんから、自分のせがれに反
對の判を押させておるというやうなこ
ともあるようでございます。それらの
点も決して私の方といたしましては自
発的な關係はないわけでございます。
全員が絶対に希望いたしましたおりま
す。

たいただきたいと考えて参ったのでございますが、時間の関係がございまして、簡単に申し上げまして、なおその他のことも簡単に申し上げさせていただきます。たいと思っております。

当町と名古屋市とは新川をはさんで中川区と港区に近接をいたしております。名古屋市の発展の影響を受けてまして、名古屋市の方面から移住してくる者が非常に多くあるのでございまして、新川沿い一帯はすでに人家が密集をいたしまして、新川の上にかかっております。両郡橋、あるいは日の出橋の上に立って両方をながめますときには、名古屋市側と何ら変りはないくらい、同じような市街がございまして、名

分間ぐらいてかけつけられて、地元の消防団よりも早いぐらいであるというので、非常に町民の信頼感を高めておるのでございます。また、一昨年名古屋市の方の上水道が当町にもきていただけまして、これまた五百戸からの家庭が給水を受けて、非常に喜んでおるといような状況で、当町と名古屋とは、地域的にも経済的にも社会的にも密接不離の関係にあるのでございます。

ところがこの町村合併促進法ができまして、県の試案、あるいはまた一面こういった密接不離な関係にある名古屋市との合併、この両者の合併について慎重審議調査研究をいたしたのでござ

抱いております。ただ残念なぐらいかなる理由が存じませんが、説明以上のことは納得がいかなないのでございます。説明なら説明だけで私はとめていたが、町民なら説明だけを行なった場合においては、町村長に服すべきものではなにかとおっしゃるのが当然でありまして、親の方からやめてかかるというふうにするような行動は、私はどうかと申すわけでございます。いやしくも新憲法下、新自治法下におきましては、町村の議會を私は尊重さるべきであると思ふ。しかもその町村内におきまして、一人、二人、三人反対があるからといって、この村議會の決議が無視されますならば、将来に対する自治体と

古屋市とは真に一体化の感があるのでございます。また、交通の面でも、当町には交通機関はございませんが、東の方、と申しますと大体半分以上新川沿いに人家がございますが、その面では市の電車あるいは市のバスを利用して名古屋へ出ますときに、二、三十分で市の中央部へ達せられる非常に状況にあるわけでございまして、日々通勤者が千五百人を下らないというような状況でございます。また産業の面でも、すべての者が名古屋に販路を求めておりまして、商業上の仕入れとか、あるいはその他の生産物の消費といったようなことは、すべて名古屋市で取引をされておるのでございます。また、教育の面でも高等学校の学区は港区の市立高校が当町は指定さ

第二部 地方行政委員会會議錄第九号 昭和三十年六月三日 【参議院】

ん。というのは、この否決の理由たるや、きわめて薄弱な理由のもとに否決されたのでございまして、今回内閣総理大臣に審査をお願いしたのでござい

ます。この間議決前後から今日まで、県の方の反対者を作らんがための反対工作といつたようなことを非常に熾烈に行

われまして、これはどこも大同小異でございまして、省略をさせていただきますが、私どもは非常にこれは遺憾

なことであると思っておるのでござい

ます。まだこういつたことにつきま

して、土地改良区はもとより消防のポン

プの補助金等の問題もございする

が、これは時間の関係上省略させてい

ただきまして、また後ほど御質問でも

ございまして、お答えを申し上げた

い、かように存する次第でござい

ます。なお今度の町議会の改選に当りま

しても、いろいろ先ほど皆さんが申され

ましたような干渉が行われたようであ

りまするが、私は県は何かゆえにこの合

併だけに反対をされるのか、また平和

な町村行政を混乱に導くような反対工

作をしなければならぬのか、町民の

総意に基いて町の議会が全会一致で議

決したこの合併が何ゆえにできないの

か、私どもは全く了解に苦むものでご

ざいます。過去議決以来七カ月にわ

たつて行われました県側の反対者を作

らんがための工作にもかかわらず、町

民の意思はきわめて固いのでございま

して、ほんの一部に時期尚早である

といつたようなことを唱える人もありま

せん。現在なお大多数の町民、また議

会におきましても同様でございする

が、名古屋市の合併の実現というこ

との一日も早からんことを熱望してお

るような次第でございする。どうか私

ども町民のこの切実な気持ちを十分お

汲みとり下さいます。すみやかにこ

の私どもの念願する合併が実現いたし

ますよう、ひたすらお願いを申し上げ

る次第でございする。ありがとうございます。

○委員長(小笠原二三男君) 十四山村

議会議長平野茂君、御意見ございす

か。

○参考人(平野茂君) 少しございす。

○委員長(小笠原二三男君) では平野

君。

○参考人(平野茂君) 私十四山村会

の議長平野というものでございす。お

二方の御説明によりまして、大体尽き

ておりますが、私の村として少しばか

りほんのわずかの時間をいただきまし

てお願いをする次第でございす。

私の村の十四山というのもやはり弱

小の町村でございまして、どうにもこ

うにもどこか合併をしなければ立っ

ていかないのでございするからして、

前の飛島村長からしての説明があり

ましたように、五カ町村の合併も考え

出したのでございするが、みなこれら

が不調に終りまして、そうして終りに

成ったのがすなわち名古屋市の合併

でございまして、そうなりまると、前

に私は議長をやっております関係上、

村の反対があつても困るというので、議

員に名古屋市のよく調査せよと、議

士として十分な納得のゆくように村民

に諮りました。そうして議決いたしま

したその当時というものは、村民の九

割以上というものは賛成であり、議員

もほとんどが賛成でありましたがため

に、名古屋市の合併を議決したの

でございす。すなわちこの私の村は

名古屋市の幾分は離れておりますけれ

ども、しかしながら現在は農村ではあ

りまするけれども、二男三男というよ

うなもののみならず名古屋の方へ出て

して働くよりは方法がないのでござい

ます。長男はそのまま百姓はやるに

まして、あとのものはみな嫁組にい

たしまして、あるいは金もうけにし

まして、名古屋市の密接なところ

の關係がございすからして、村民

一同この名古屋市の合併を望んだわけ

でございす。がしかし、その後にお

きまして飛島村長からのお話のよう

にして、いろいろの県の反対工作もあ

り、いろいろのことになりまして、現

在では議会人としても八名くらいの方

対者はございするが、しかしながら

どういたしまして、いかなる方法を

とつても、全員全部の議決ということ

はできませんからして、どうしてもこ

うしてもこの名古屋市の合併を進

めていただくより方法がないというこ

とを私は思うのでございす。

それではこのわが村としましては將

来の構想といたしまして決して市街化

してゆくほど、ネオンにあかされると

いうようなことはございせん。ただ

健全なところの都市農業として、近代

的な農業経営を主体とした発展を十四

山としてはしたいという考えの次第で

ございまして、その意味におきまして、

私はここに一日も早くこの合併を望む

ようなわけでございすからして何分

よろしくお願いいたします。これで終

ります。

○委員長(小笠原二三男君) 以上をも

ちまして一応の御説明を伺ったわけで

ございす。午後委員各位の質疑

をお願いたすことといたしまして午

前はこれにて休憩いたします。午後は

二時半より再開いたします。

午後一時八分休憩

午後二時三十分開会

○委員長(小笠原二三男君) 午前中に

引き続き委員会を再開いたします。

質疑に入りまします前に、委員各位にお

諮りたいことがございす。名

古屋市議會議長田中鉄雄君より病氣の

ゆえをもって午後は欠席することを許

された、またかわりとして名古屋

市議會地方行政委員長佐藤太十郎君を

参考人として出席させていただきます

旨をお申し出がございました。事情やむ

を得ないと思はれますので、田中参考

人の欠席を認め、佐藤君に参考人として

出席を求めたいと存じますが、御異議

ございせんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(小笠原二三男君) 御異議な

いと認めてさう決定いたします。

なお、念のために申し上げますが、

午前中に申し上げました通り、名古屋

市助役横井龜吉君にも御出席を願つて

おります。また、政府側よりは永田自

治行政次官、小林自治行政部長の

出席をいただいております。それでは

これより質疑を行います。質疑のおあ

りの方は御発言をお願いします。

○栗山良夫君 午前中各参考人から町

村合併の問題につきまして、それぞれ

の立場からお話を承わったわけであり

ますが、その中で特に私は明らかにし

ておきたい点が一点ありますので、参

考人にお尋ねしたいと思ひます。

まず、最初に鳴海町議会の議員米萩金

次郎君にお尋ねしたいと思ひます。

す。先ほどのお話しによりまして、今

度の合併問題につきまして、県当局が

反対派を育成するために種々具体的

な行為が行われたということが述べら

れたのであります。私が関心を持って

おりますのは、その県当局の行われま

したという行為の中で、たとえばビラを

まくとか、文書をまく、そういうよう

な具体的行為というものが、県当局

からそれぞれの道筋をもって行われた

というはつきりした証拠がある、証人

があるという非常に具体的である、し

かも確実な根拠を持ってお話しにな

つたのであります。私は今後の問題を

進めて参ります上におきまして、非常

に重要な御発言であらうかと思ひます

ので、ぜひともそれらの証拠物件を

あげられ、そしてお話しをいただきたい

とお願ひを申し上げます。

また、いづれ後ほ他の参考人の方に

もお尋ねをいたしたいと思ひますが、

各町村におきまして県当局が行いま

した反対工作について、特に著しい運動

をいたしました、具体的な事例をそれ

ぞれお伺ひをいたしたいと思つており

ますので、お気づきの点がありまし

たならば、前もっておまともを願つて

おきたい、こう考えるわけでありま

す。

○参考人(米萩金次郎君) ただいまの

御質問にお答えいたします。

午前中に提出いたしました証拠物件

の内容を具体的に説明をせよというお

話でありますので、ただいまから証

拠一号から、証拠五号にわたつて具

体的に申し上げます。

証拠一号はここに豊明村の村長さん

も証明しておられますが、大きな見

出しは、

合併絶対反対

- 一、名古屋市の合併は税金が高くなる。
- 一、土地改良事業の補助金がなくなる。
- 一、商業は場末になる。
- 一、農業の発達を考えるとよくない。
- 一、合併しなくとも独立でいける。

名古屋市の合併反対期成同盟
この第一号は、

愛日地方事務職員河村行雄が、昭和二十九年十月二十三日、鳴海町会議員(当時)加藤正由宅に持参し、白井に貼付を依頼したものである。

- 一、枚数、約五、六百枚。
- 一、貼付区域、鳴海町一円。他町村にも同じものがあつた。
- 一、貼付方法、人夫による。

一、貼付日時、昭和二十九年十月二十三日—二十六日まで。

これが第一号でございます。

第二号は、このまづかな「機」と書いてありますが、共産党の機と間違ひそうでございます。第二号は、内容を読みます。

機
鳴海町長及び町会議員は、町民の意思を無視して秘密会を開いて、ついに名古屋市の合併を内定している。

今、町当局が行なっている部落懇談会は、表面をゴマカス形式的な懇談会で町民を操り人形と化している。

名古屋市の合併を懐中に、町民諸氏をもてあそばす町当局に対し徹底的に反撃をいたしましょう、

悪謀を粉碎し、町村合併問題は町民の手で行いませう。

これは証拠第二号。これは

愛日地方事務職員河村行雄が、昭和二十九年十月二十日、鳴海町会議員(当時)加藤正由宅にて白井に原稿提出を求め、河村氏が県費により、県関係印刷業者に依頼し、印刷し、業者が直接加藤氏宅に持参したものであります。

- 一、枚数、一万枚。
- 一、配布区域、鳴海町一円。
- 一、配布方法、人夫による。
- 一、配布日時、昭和二十九年十月二十三日—二十六日まで。

証拠第三号の内容を申し上げます。

不明朗な合併絶対反対
鳴海町百年の大計を決する町村合併(名古屋市の合併)問題を、十二分な町議会の調査もなく、県及び市の勝手な甘言だけでその去就を決定することとは、鳴海町内に有形無形の資産を持つ町民を無視し、完全に自主性を失いつつある証左であります。

町議会は先日町議会で決定した自主的調査機関によりその結論を待って、親切に丁寧に町民にうたえ進路を決定することが町民の代表としてとるべき当然の処置であると考えます。

私も町民は鳴海町が独立で行けるのに何をあわてて合併問題の処理を急ぐのか、その理由がわかりません。勿論これには指導者各自の思惑や投機的感情が多分に入っておりとおもいます。

私も町民は、一部の指導者の政治的意図に迷わされず、十二分に冷静を保ち、県及び市の言いつを充分批判し真に私どもの幸福をもたらす道を見いだして、私ども自身の手で合併の可否を決定することにいたしましう。

一、名古屋市の合併した場合は町民税も、固定資産税も高くなる。

一、名古屋市の戦災都市で現在起債(借金)が三十七億あり、鳴海町は七〇〇万円である。名古屋市民一人当り約一、九〇〇円、鳴海町民一人当り約三〇〇円。

一、地価や家屋の値上りは利用価値の問題で合併とは別問題である。

一、鳴海町は人口が多く、合併しなくても独立で行ける。

一、名古屋市の合併は、歴史的伝統が姿を消す。

一、名古屋市の商工都市だから農政は軽んぜられ、農民はみじめになる。

これが証拠第三号。この三号は証拠第二号と配布方法その他同じであります。

証拠第四号の内容を説明いたします。

一、名古屋市の甘言にだまされて、鳴海町を売るな。

一、県と市の泥仕合の中に、何にを好んで入るのか。

一、自己の利益に目がくらみ、鳴海町を売る町議と町長の、責任をあぐ返させよ。

証拠第四号は、

元自由党代議士川本末治氏が、昭和二十九年十月二十七日白井を川本氏宅に呼び寄せ配布をさせたものなり。

一、枚数、一千枚。

一、配布区域、鳴海町一円。

一、配布方法、人夫による。

一、配布日時、昭和二十九年十月二十三日—二十六日まで。

十七日、八日両日であります。

証拠第五号は「名古屋市の合併は時期尚早、鳴海町は独立でいこう」という見出しであります。鳴海町民有志」としました。

親愛なる鳴海町の皆さん、私たちは今、名古屋市の合併について真剣に考えるときです。

大都会にあこがれる気持は、誰しもが抱いていますが単純な気持でいたずらに急いで合併をして、後悔することのないように慎重に研究してみましよう。

現在の名古屋市の合併は、復興の途上にあつて、完全に復興のためには長い年月と数百億円の金が必要です。

今急いで、合併しても、何も得られないばかりか、戦災地域の復興に要する費用を負担しなければならぬことになりま。

では、名古屋市の合併したら、どんな利害があるかを考えてみましょう。

一、税金が高くなる。市民税は所得割はある程度安くなりますが、均等割は鳴海町の三倍にもなるので、町全体で約百万円も高くなります。

固定資産税のもとになる評価額は田では古鳴海七番地が反あたり二、八〇〇円であるのに、隣の南区本星崎町字西四二八番地では三九、〇〇〇円もしています。このように宅地、畑、家屋等でも非常に高くなります。

二、学校の整備ができな。

名古屋市の小学校や中学校の校舍は非常に不足して今でも二部教授を行っています。もし鳴海町が合併しても今の市内のことで手一ぱいで都心重点行政の名古屋市ではとてもやってくれないのは明らかです。

三、住民の意志が反映できない。

鳴海町では、八八〇人に一人の割合で町会議員を出していますが、名古屋市の合併すれば全町で一人の市会議員しかだせません。これでは鳴海の希望する事業や声が充分に通らないのは明らかです。

四、自治庁では名古屋市の合併には反対です。

十月二十六日に開かれた参議院の委員会では自治庁長官は「名古屋市のよう大都市が周辺町村を合併することは好ましくない」といつています。もし国に書類がいつた場合でも駄目になるのはきまつています。

五、供米は少くならない。

名古屋市の合併すれば、供米が少くなるようなことをいう人がありますが、とんでもないことです。名古屋市の農家は田畑合せて三反以下が六割もあり保有米を差引くと供米する分がなくなるため、供米が少くなるというのはデマにすぎません。

六、交通はあまり便利にならない。

名古屋市の合併すれば電車もバスも引いてもらえるようにいう人がありますが、名古屋市内の状況をよくみましよう。大正十年に合併した所でも市電一本も引いてない所がたくさんあります。せいぜいバスが通じる程度でしょう。それならどうしたらよいでしょう。

鳴海町は独立していくことで
す。

古い歴史と伝統を持つ鳴海町は
人口二万三千あつて合併しなければ
ならない理由はありませぬ。

町政は私達の声によって、鳴海
町の最も望む、最も適した仕事を
していこうではありませんか。

県でも鳴海町のような所をよく
するために条例を作つていろいろ
のことをやってくれることになり
ました。早く指定を受けて明朗で
住みよい町にしようではありません
か。

これが証拠第五号で、先ほど申し
上げましたように、

愛日地方事務職員河村行雄が昭和
二十九年十月二十三日鳴海町会議員
(当時)加藤正由宅に持参し白井に配
布を依頼したものである。

一、枚数 七、八百枚。

一、配布区域 鳴海一円。

一、配布方法 人夫に依る。

一、配布日時 昭和二十九年十月二
十三日—二十五日。

右の通りに相違ありません。

本人が配布した人でありまするの
で「相違ありません」ということは間
違ひないと思ひますが「愛知県愛知郡
鳴海町御茶屋九二番地白井昇」自署捺
印をしてあります。

なお、このほか私たちが事実、当
時見たのは、これに類したこと、大
きな壁新聞、立て看板というのが相当
乱立いたしました。参考のために申し
上げます。

○栗山良夫君 先ほど御意見を述べら
れたうちで、山田村、飛島村、南陽
村、十四山村等におきまして、ただい

ま鳴海の米萩君から述べられたと同じ
ような反対工作の具体的な事例があり
ましたならば、順次お述べをいただき
たいと思ひます。

○参考人(永田利平君) その配布のこ
とでございませうか。

○栗山良夫君 全般にわたつて、
どんなことでもつけようですが、合併
反対の工作をやりました件につきまし
て、具体的な事例がありましたら、お
聞かせをいただきたい。

○委員長(小笠原三男君) ちょっと委
員長から申し上げますが、山田村長は
先ほどの公述では、全部その点に触れ
られておりましたので、文書の配布や
不当な事実がないならば、御発言は
ちょっととめていただきます。

○参考人(永田利平君) それは、反対
のビラは四回ほどあります。これはみ
な愛村同盟という名のもとに配布され
たのでございませうが、ここにそのビ
ラをもつて参りませうので、あつたと
いうことだけ申し上げておきます。

それから、ただいま土地改良区の方
が、あまりに時間がないために早く申
し上げまして、そうして数多く申しま
したので、おわかりにくいところが非
常に多かつたろうと存じます。今、村内でも
困つておる次第でございませう。先ほど
も部長さんが、農業を基盤としてや
つておるといふことを申されましたが、
まだ合併をせぬまゝに、合併をしたら
土地改良区の補助も事業もやつてやら
ないといふふうになつておられます
が、われわれといたしましては、農業
はどこまでも増産のために必要で、庄
内川の河床がだんだん下つて、用水が
非常に苦しくなつておるので、三年は

ど前から國の補助を受けて、それぞれ
多額な費用でやつてきたのを、この二
十九年度には事業を中止し、またお願
いして、ようやくその予定の半分しか
やつていただけなんだといふことを申
上げたのでございませう。

○委員長(小笠原三男君) 永田君、
もう一事を聞けば万事がわかるような
明敏な委員諸君ですから、その程度に
していただいて、斎藤君、何かありま
したら。

○参考人(斎藤辰雄君) 昭和二十九年
九月十六日でございますが、私の村
は、村の消防団が日本消防協会から表
彰を受けてまして、あくる年には、愛知
県知事さんから文化賞をいただきました
た一応優秀な消防団でございませう。そ
の後にございまして、また最高の、國家
消防庁さんの表彰旗をいただくことに
なりました。國家消防庁さんに対する
内申のお礼に参りました。すでに県の
方から届いておつたのでございませう。
それで十六日の日に、木全消防団長、
服部副団長と役場の児玉消防主任、三
人が伊藤所長さんにお目にかかつたの
であります。そのときに伊藤所長さん
がおっしゃるには、君たちは名古屋へ
行くような氣持を持つておるが、その
名古屋へ行くようなものに對して、シ
ナの旗は要らない、チャンチャン坊の
旗は要らないといふふうになつたので
す。それで、しかも一時間になつた
て詰問し、叱責を受けてまして、まだ若
い血氣盛んな團長、副団長でございま
すので、机をたたき割つて帰りたいと
思つたわけでございませうが、村長の氣
持をくんで、涙を流して帰りました。
非常に純真なるべき、一朝事あれば、
火災、水防に身を挺して参りますとこ

ろ、そういう純真な、優秀な消防団
に對しまして、そういうことを伊藤さ
んがおっしゃつたのでございませう。

それから先ほど一日申し上げました
のでございませうが、三月二十六日の午
前十時に、本村の地元の、土木委員と
申しておりますが、その飛島新田、福
岡新田の土木委員の高橋円七、加藤銀
次、青木徳三、服部清一、伊藤伊三
郎、犬飼菊次、青木謙十郎、伊藤庄
一、渡辺清水、塚本甚八、服部義一、
佐野信一、立木正一、また新政部落の
土木委員でございませうけれども、吉田
清次郎、小林芳三、大橋春夫、河村光
男、渡辺正一、また役場の土木係の小
川芳男、これらが津島土木出張所長さ
んの招集によりまして、土木出張所裏
の会議室に行つたのでございませう。そ
れは県の藤田技師がお見えになりました
て、土木専門の事項につきまして説明
があつたのでございませう。そうして御
屋敷をいただきました。午後になりま
すと、現在の中根地方事務所長さんの
講演があつたのでございまして、その
大體の要旨は、県の方はすでに自治庁
と打合せ済みであるが、飛島、十四山
など、こゝろのものは絶対に見込みが
ないのだ。第二番目に、飛島などの農
村は、名古屋市へ合併せぬ方が、海岸
堤防及び土地改良方面の仕事がよくで
きるのだ。三番目には、村民は名古屋
市と合併せん方が仕合せになれるの
だ。四番目に、ちょうど三月一ぱいで
各部落におきましては、駐在員を交代さ
せるわけでありまして、その三月末で
ございませうので、駐在員の改選につ
いては、まあ察するところ名古屋市合併
反対の氣持の者を出せ。第五番目に、
村会議員の改選も控えておることであ

るからして、議員の選出につきまして
は、大體部落推薦でやつておる部落が
多いものでございませうから、その村会
議員の選出については十分な考慮を払
え、とこゝろのやうなことでございま
して、会の終了後、特定な者だけを所
長室へお呼びになりまして残しておら
れたといふことで、土木主任書記の小
川芳男が私に出張てんまつ報告を出し
たわけでございます。それから三月二
十九日、これは村会議員の……。

○委員長(小笠原三男君) 斎藤君、
ちょっとお待ち下さい。栗山君、一、
二の例があつただけである程度のこと
とはおわかりのことと思ひますが、こ
の程度でいかがですか。御了解いた
だいて……では斎藤君、その程度でお
め願ひしたいと思います。栗山君、次の
各町村にも願ひますか……。では南陽
町長の坂野君……もうどういふこと
は書類その他で出ておるものもござい
ますから、ほんの簡単に一、二触れて
いただいて……。

○参考人(坂野義信君) 土地改良など
についての補助金をやるとか何とかい
うような工作につきましては、これは
今斎藤村長の言われたやうなことで
ございまして、大同小異でありまして、
私はそういうやうなことを耳の痛い
ほど聞かされたわけでありませうが、
しかしながら私はそういうものによ
つて町民の意思が動くものではない。
私は動かぬといふ信念を持つており
ましたので、大して氣にもとめず、
従つて記録もしておりませうが、まあ
聞き流ししておつたといふ程度であ
りまして、現在でも一部そういう考
えのやつてきたやうな人もあるやうで
ありますが、大體に私の考へておるやうに

るからして、議員の選出につきまして
は、大體部落推薦でやつておる部落が
多いものでございませうから、その村会
議員の選出については十分な考慮を払
え、とこゝろのやうなことでございま
して、会の終了後、特定な者だけを所
長室へお呼びになりまして残しておら
れたといふことで、土木主任書記の小
川芳男が私に出張てんまつ報告を出し
たわけでございます。それから三月二
十九日、これは村会議員の……。

○栗山良夫君 米萩君のお話しにより
ますと、これらのポスターが県費で印刷をせられ、そうして加藤正田君の宅へ河村行雄君が持参をした、こういう工合におっしゃってあります。これは間違ひございませんか。

○参考人(米萩金次郎君) 本人がまいたとも言っておりまして、本人がその立場で、その場で現認をしたと言っておりまして。それでただいまの署名捺印も、本人がそれを現認して、自分が自署捺印しておりますから、もらった本人、まいた本人の言うことは一番間違ひないと思います。

○栗山良夫君 鈴木総務部長はさも人ごとのようなことを先ほど答弁でおっしゃっているが、もし今川村君が述べられていることが事実であるとすれば、これは県の方針としてそういうことがやられていたと見るよりしょうがないわけですが、こういうことは県どの機関で相談をし、実行されておるのですか。

○参考人(鈴木麗太郎君) 県の方針としてはそういうことはしておりません。従って県がどの機関でどういうふうにやっているかということも、答えるの外にあると私は思います。むしろ私は委員さんからお尋ねをしていただきたいと思うのであります。鳴海町におきまして、この問題について相当話がありましてときに、こういうふうな問題のためのビラや、いろいろなことをしたり、東京へ上京陳情したり、いろいろなことをすることを、町民から非常に聞いただされたのに対しまして、それは名古屋市中から金が出ているので、町費は使っていないというビラをまいたのを私は見ております。

○栗山良夫君 それは質問するしないは私の自由で、別に指導してもらふ必要はありませんが、問題はあなたが県の方の方針じゃないとおっしゃるけれども、今お聞きした各村とも、全部具体的な反対抗争が行われておるじゃありませんか。そうすれば目先の県の吏員が、自分の自由意思でこういうことをやって、たまたま符節が合った、こういう工合に私は見られぬと思う。やはり県の一貫した反対運動の方針のもとに、こういうことが全吏員が一致して行われている、こう見なければいかぬ。それであなたはここで言葉を濁してその場をつくらうということなさらずに、率直に一つおっしゃっていただきたい。

○参考人(鈴木慶太郎君) 率直に私は前後お答えしているつもりでございます。地方事務所の職員も、県庁職員も、大きな立場において、知事がこうした合併問題についての、地方自治法による国の機関委任を受けた一つの長としての立場にある限り、正しいところの職務をするためにあらゆる角度から啓蒙宣伝をするということは必要でありますので、認識のない一般の村民に対して、悔を干載に残さないように、ある程度の指導と啓蒙をすることは必要だと思ひます。従つてその範囲の運動をしていることは、公務員として当然のことだと存するのでございませう。今一々羅列せられたところのものは、すべて愛宕同盟とか、反対期成同盟とかの名においてなされておるという事であります。それは職員の仕事ではないと私は存じます。それについては答弁の外にあると私は思つております。

○栗山良夫君 今全部の参考人が、県の吏員の名前をあげてです、名前をあげて、全部具体的に述べられておるのです、あなたの聞いておられる通り、特にこの十四山村から出されておる「県の選挙干渉について」というパンフレットに、具体的に述べられておる。全部具体的に問題になつておる中で、答弁の外だとか、うちだとか、そういう問題じゃない、全部うちです。ワタの中だから、ワタの中で御答弁を願ひたいと思ひます。

○参考人(鈴木慶太郎君) 皆さん方のところに書類が届いているというようなお話でございますが、私どものところには書類も何もありませんので、そうしたことがあつたならば、むしろ愛知県の一部をなすところの市町村であるので、お互いに、ここではお互いに笑ひ合つて、この席の以外に話しておるのでございませうから、実はこういうものを出したが、こういうものについての御認識を願ひたいと言われれば、私も責任を持ってそれについてのお話をします。私どものところには何もございませう。

○栗山良夫君 これはきょうの参考人が自分の意見を述べるために、口頭陳述をはかに文書で報告をせられておるので、県にこれを述べる必要はないでしょう。もしごらんになりたければ、これを差し上げます。

○参考人(鈴木慶太郎君) ああ、そうですか。ちよいだいします。

○栗山良夫君 ただ問題は、これは一例ですよ。今あげられただけでも、少くとも五、六件にわたつて、県が不当干渉したということを、直接の責任者の人が述べられておる。これについて

あなたは全部否定されますか。

○参考人(鈴木慶太郎君) 私が知っている限りにおいて、知事としてもおそれる限りにおいて、ただいま申し述べられた一例として、鳴海の問題から端を発したのでございませうが、消防の問題、その他の問題についても、それぞれ事由がありますので、それを説明すれば、御了解できることと、私は信じております。

○栗山良夫君 了解できないから、皆が不満を述べられておるのです。少くとも合併に反対をすればこうする、賛成をすればこういうことをやると、利益誘導的であり、しかもある意味における弾圧である。そういうものをやられたからと、みんなが不満を述べられた。あなたの今の説をそのまま信用すれば、これは独善だ。

○参考人(鈴木慶太郎君) それは一方的な言分をただいまお聞きになっただけでございまして、私の方はまだ答弁の機会を与えられていなかったもので、一つ一つについてのお答えをしていなかったのをごさいますして、もしお許しを得ますならば、全部それについてお答え申し上げたいと思ひます。

○委員長(小笠原二三男君) どうぞ。

○参考人(鈴木慶太郎君) それではお答え申し上げます。

まず第一に、鳴海の問題については、そうした関係にありますので、一号から五号というふうな話でございます。いずれも地方事務所を通じて、徹底的に、私の方は職員の綱紀粛正の問題にも関係しますので、私自身地方事務所長をよく取り調べたのをごさいます。総務課長についても取り

調べたのをごさいます。そうした事実はないということでありませうので、私どもは事実がないという限りにおいては、それ以上のことを疑つてやることもいかながらと思ひまして、一応それ中止してあります。しかし、さらに繰り返したならば、それらの問題について調べた上、善処の道を責任をもつてやりたいと私は思つております。

次に、山田村の問題でございませうが、山田村の山西用水の問題、並びに水場川の問題、これについてお答えを申し上げます。山西用水の問題につきましても、本事業は昭和二十七年から着手せられておるものでございまして、昭和二十九年におきましては当初一千二百一十四千円を予定していたのをごさいます。しかし技術上の問題などからきつめて困難性を見出しまして、その工事の開始と用水の効果の問題などから考えまして、それを五百七十六万一千円に改訂したのでございまして、農林省におきましてもその手続は了しておるのでございませう。なお、今後順次この工事は進められていくものでございまして、ただいまのお話のように、昭和二十九年にかりに一千二十一万の仕事をしましても、それだけでは工事は完了しないのでございまして、三十年の仕事との関係において初めて用水としての効果をあげることになるものでございませう。従つて、ただその工事がどうと申して、三十年代の馬力との関係においてそれができ上ることを御了察願ひたいと思ひます。水場川の土地改良区の問題につきましても、これは昭和二十九年の当初におきましては四百万円が計画せられ、同の工事の都合もございまして一部変更となり、平田の方にその工事を進める、こういうことに相なつたものでございませう。これはまた技術と効果をねらつたものであるというところを御了察願ひたいと思ひます。

飛島村の消防団の問題については、私初耳でございます。身を挺して愛國精神に燃える消防団員がそれぞれの立場でもって、ほんとうに奉仕してくれているその関係において表彰するものを、たとえ条例の指定を受けるとか、あるいは名古屋支部に合併するとかいうことがありましても、それは合併するときまでの関係において、最も優秀なものを表彰するというその精神に沿つて私どもは進めておるのでございませう。その精神その他の関係の全部の事情を皆様方の方で御了察願つて、これはこういふわけでよかつたとか、あるいはこれが不当であつたとかというその事実を審査することなしに、ただ一人のお話を聞いただけで、それで云々することはいかかと私は思ひます。

それから次に消防ポンプの問題について南陽の町長さんからお話がありました。本件につきましても、消防施設費補助としまして市町村並びに名古屋市というふうなもの、消防の完備を期する一助としまして、それはちょうど一応それによつて、幾らかでも県が金を出すことによつて、よりよい消防ということができるといふやうな気持ちで県では補助しておるのでございませう。昨年昭和二十九年の途中までは消防費は毎年五百万円を出していたのをごさいます。五百万円の範囲内におきまして、要項の定めるところに

よって五割以内を出すという事で進んでいたのでございます。しかし昨午議員提出によるこの大都市周辺市町村整備促進条例なるものができまして、消防の問題などについても、相当これは力を入れてやるという事に相なりました関係において、従来のようにただ五割以内のものを出すというだけでは、こうしたものを作ってもあまり効果が無いじゃないか。この条例を作った以上は、その裏づけをするところのものをある程度出したらいけないじゃないかという事になりまして、消防施設費を増額追加計上したのでございます。そこで指定をいたしましたところのものは、その消防自動車の能力、それから価格、いろいろの点をあれしめて、三分の一以内とか、六分の一以内とか、それぞれのポンプに対して補助することに相なったのでございす。そこで南陽町は指定を受けましたならば、それは三分の一以内の補助を受けられるという事に相なるのでございす。現在西二十五町村かと思ひますが、指定を受けてやっております。そうしたところにつきましては、それぞれの要項の定めるところによつてやっております。南陽町といえども、この条例は何ら町村合併とは関係なしにやるという事でできたものであるから、指定を受けることはいかにかという事を申すことは、これは非常に公務員として親切な行き方ではないかと私は思ふのでございす。不幸にしてその整備条例の指定を受けないから、五割以内というところで問題になることは、補助要項の定めるところによつて当然のことではないかと私は思ふのでございす。以上の事実によ

りまして金がいっていないということでありまして、やることになったものはやるのでありまして、事務手続上の関係でよくれているかもしれないが、私が総務部長としての立場においてそれはやることになっている、事実やったものと私は信じていたのでございす。しかし事務上それがよくれているとすれば、そのおくれしているのを督促しまして、直ちにいくような措置を講じたらいいたしと思つております。

それからその他の反対運動の一番最後の十四山の方のお話になりましたのは、何を申されたのか、私は存じませんのでお答えできないのであります。

○委員長(小笠原三三男君) ちよつと速記をとめて下さい。

(速記中止)

○委員長(小笠原三三男君) 速記をつけて下さい。

○栗山良夫君 私なぜこれを冒頭に申し上げたかと申しますと、もし県が不当干渉をしておるといふ事実があれば、これは許しがたいことだと思ふんです。従つて私は冒頭に若干時間を食ひましたけれども、お願いをしたわけなんです。ところがたまたま鈴木総務部長は非常に雄弁に私に説き聞かせられたが、これは私に雄弁に幾らおっしゃつてもしょうがない。関係町村の責任者の方にあつたう工合に雄弁に話を聞いてお話を聞けば、そうしていかも了解され、行動がそれに伴つていけば、きょうのような御発言は出ていないはずだと思ふ。特に私の質問について一つも答えられていない。今述べられたことは、町村の合併に反対をすればこうだという意味があつたという

ことを述べられておるが、そのことについては全然触れられていない、鈴木総務部長は、それだから私は非常に奇異に感じまして、一方のことだけを聞いて判断してはいけいと言われれるが、私どもは何も一方の話を聞いていてはなくて、あなたの方の話を聞いて判断しようと思つてゐる。ところが判断のしようがない、今のやり方は、そこで委員長の取りなしがありましたが、この問題は自治庁の方も衆議院においては行き過ぎはいけないというところをちゃんと表明せられております。従つて問題を解決する一つの根本でもありませんし、これからの紛争を激化するか、平穩に終末させるかというところの中心問題です。従つて当委員会としてはこの点は事実であるかないかを徹底的に究明してもらひたい。そうしませんと両者とも困られるのです。ある意味では人格の問題にもなるわけですから、徹底的な調査をお願いしたい、こういう工合に考えます。当局が指導しないのに、末端の吏員がそういうことを僭越にやられたというところであれば、これまた法規の問題で大きなことになる。従つて徹底的な調査を一つせられたいということを私は申し上げておきます。

それから鈴木総務部長は、自分の最初の意見で非常にと述べられておるのですが、ただ一つ非常に疑問に思ひますことは、総務部長も、やはり若干一方的な発言をせられておる点が午前中の発言の中にもあつたように思ひますので、名古屋市当局の方に向つて質問を果は一べんいたしておきたいと思ひます。たとえは名古屋市の合併を反対する県側の理由としては、名古屋

市の財政が貧困であつて、合併には今日の段階においては耐え得られないというところ、それから県との連絡が全然なかつたということ、合併運動を促進する上において県との連絡が全然なかつたということ、これを非常に残念に思つた。第三点は、今日の段階において、戦災後の名古屋市の今日の行政区画内における復興というものが緒についていない。そういうときに隣村の合併をすべきでないという強い指摘がある。第四点としては、名古屋市の関係町村に向つて賛成派を獲得するために相当な買収と申しますか、あるいは賛成を獲得するための好ましからぬ運動をせられたということを述べられました。その具体的なことは鳴海の町会議員の近藤清右衛門君も述べられております。従つてそういうことを名古屋市の町会議員がやりになったかどうか、この四点について一つわかるだけ詳しくお話を願ひたいと思ひます。

○参考人(横井亀吉君) 助役の横井でございます。最初にこの連絡が十分に申上げておらなかったという点からお話し申上げてみたいと思ふのであります。すべての事務が、今お聞きの通り、それぞれの感じで皆違つた感じをお持ちになつておられますから、県の方でさうにお考えになつておること、私も、ごもっともと思ふのであります。私が、私どもとしては連絡は十分に申したつもりでおります。ただ一言にして申上げますれば、連絡しようにも取りつく島がなかつたというのが実情ではないかと思ふのでございす。しかし取りつく島がなかつたからといって、連絡をせなかつたかと申しますと、そうではございませんので、先ほ

ど次長が申しました阿三回の連絡以外に、県のパンフレットにも出ておりますが、懇談会があつて、そこで具体的な話があつたといつて名古屋市は人をだましておられるけれども、別に具体的な話はなかつたのだといふことも書いてございす。ところが、町村合併の話が持ち上りますと同時に、これはいち早く報道機関の方がこれを取り上げられまして、従つて昨年の暮ごろから今ごろにかけては、名古屋市内に報道される新聞は毎日のように町村合併に関する事柄を大々的に御報道なさつておつたわけでございます。従いまして私の方の連絡の回数その他から申し上げますが、先ほど来県の方に申上げておつたところのやうな大へん親切なお考えがあつたとするならば、名古屋市内に向つても、お前の方は連絡が欠けておる、こういうことについてはどう考へておるかとか、いろいろの御指導をいただく、むしろ御指導をいただくことの方がほんとうではないかと思ふのでございす。連絡はそうやっていたしましたし、私も知事さんにも、それから今の事務を扱つておいでになります地方課長のもとでもお伺いしまして、名古屋の合併について名議十八カ町村を代表して合併を運んでおりますからよろしくといふことも、課長さんの手元までお願いに上つたわけでございますが、課長さんの方では、どういふことかこれはちよつと私にはわかりませんが、上からとめられておいでになるか、それはわかりませんが、全然ものをおっしゃらないのでございす。さうでございますか、さうでございますか、伺つておきますといふことで、どうしたらいいの悪いのとい

うことは、一切おっしゃっていただかないのです。それから町村合併促進法が出来て、そうして町村合併の審議会が愛知県にできまして、そうして愛知県下の各市の代表者、そういうものを集めていただいて、そうして合併に関するお話を聞かれたことがございまして、その際も私はむしろ押しがけがまして、ございましてけれども伺いまして、そうして名古屋市の合併について町村合併に関する事柄についていろいろと御配慮をいただきたいという発言を申し上げましたところが、ちょうど部長さんのおいでになりまして、大都市に関することは別だということで、一言のにも取りつく島がなかった。実はその時の腹がまえでは、なるほど大都市は町村合併促進法には関係ございませぬけれども、周辺の町村は全部深い関係を持っておりまして、その動向に関する事柄であるので、どうかして名古屋市を委員の仲間に入れていただいて、そうして相談をしていただいたというふうな考えでお伺いしたのでございまして、一言のにも取りつく島がなかった。それが実情でございまして、再三、再四いろいろなことを御指示をいただいたようなお話でございまして、私もそれはそういう御指示は、具体化されて計画を出せとかいうことについては、そういうことは一切受けておりません。それから町村合併の経過をごらんいただければよくわかると思うのでございまして、町村合併促進審議会ができたのが昨年の四月でございまして、そうしてすでにその六月には名古屋市に町村合併に関する市会の委員会ができております。従ってその

委員会ができたときには、もう新聞で大々的に報道がされておるのでございまして、連絡をとるのとならぬという水くさい問題ではないのでございまして、そういうところに意思の疎通を欠いておる。これはどういう意味で欠いておるのかどうか、それははっきりわからぬのでございまして、市としてこれだけの手を尽してやってみよう、それだけの島がなかったというの、現在までの状態でございまして、その後知事さんにも個人的にお目にかかってお願いしたことも何回も実はあるの、ございまして。そういう場合でも、取りつく島がなかったというのが実情でございまして、連絡がよくなかったというの、ただに名古屋市が急ぐたという事柄とは違っているのでございまして。この点は一つ御了解をお願い申し上げておきたいと思うのでございまして、それから名古屋市が財政的にどうだというお話でございまして、これは県の方からお出しになりましたパンフレットは……このパンフレットが出たのも、町村合併に関する資料というの、名古屋市に合併をすることがいけないうことがごまかに具体的に書いてある資料が各地方事務所から出たのでございまして。これは六月に出たのでございまして、名古屋市が町村合併に働きかけておることを御存じなかったなどというところは、これは全然違うのでございまして、県の方で御発行になりました地方事務所の反対理由の書いたものが六月に出ておるのでございまして、これは連絡が悪かった、ちょうど今から一年前でござい

す、そういうことはございませぬので、その点は一つ御了承を願いたいと思っております。それから財政的にはこんな形になっておるのでございまして。県の方の「広報愛知」であるとか、あるいはパンフレットであるとかいうようなものに全部書いてございまして、名古屋市はまだ市内の整理が十分できておらんで、まずそれをやるべきがほんとうではないか、それをやるべきが市民なり住民の仕合せになるので、町村合併はあわてる必要はないというところが全部どれにも書いてございまして、これは私が申し上げるまでもないことで、自治庁の方も来ておいでになりますから、名古屋の公けの仕事がなりたつてあるかというところは私から申し上げるまでもないことでございまして。他の五大都市と比較いたしました、名古屋は決しておくれではありません。これははっきり申し上げることができると思っております。それから政府の御方針によつて公共事業その他を割り当てられました場合に、名古屋は政府の方針にそぐわないような、それをお断わりしたようなことは一度もございませぬ。他の大都市においてもそういう事例もあるやに聞き及んでおりますが、名古屋はそういうことはございませぬ。住宅の建設にしまして、一般公共事業にいたしまして、政府にお願いしていただけるものは完全にこれを行なっております。ということは、政府の意図しておいでになる通りに市政を行なっております。ということで、もしそこに欠陥がありとすれば、これはただに名古屋市長の責任のみではないと私は考えておるのであります

し、なほ他の都市と比較いたしました、名古屋は劣っておらんということ、これは確言ができると思つてございまして。そういう事柄について県の方からお出しになりましたパンフレットあるいはいろいろの印刷物に出ておりますのに、名古屋市は財政的に自主性が無い、自分の金でやらないで、政府の補助金や起債を当てにしてやっておる、たとえて言うならば、大阪、京都、神戸、横浜あたりと比較してこうなっておるというように書いて各住民に配られておるものが、これはこういう事情がございまして、御了承願いたいと思つております。というのは、他の都市は繰り上げ流用をやつておるのでございまして。たとえば二十九年度にやる事業を三十年度のお金を繰り上げて仕事をやつておるわけなんです。その繰り上げ流用の金までほかの都市のやつはぶち込んで勘定をなさつておいでになる。これは少くとも財政に御経験の方なら、そういうことは知らずにおやりになるはずはないと思つておりますが、その繰り上げ流用は名古屋はやつておりません。健全な財政をやつておりますから、従つて金の勘定が違つて参りますけれども、内容的にも決してそういうことはないので、パンフレットその他に印刷して広く県民、市民に配られておるものは違つておるということでございまして。

それが戦災その他についてのお尋ねがございまして、丁度財政とからまいりますから、この際お答えしておきたいと思つて、戦災の復興にいたしましては、国からも補助をいただいております。最初八割補助であつたのが五割補助になっております。五割補助をいただいておりますが、果かも実は補助をいただいておりますのでございまして。先ほど来、最初に総務部長さんからお話がございましたような、町村に対しては名古屋市に對しても、健全なればな名古屋市をこしらえてやるのだという御親切なお言葉でございまして、戦災に対する補助金は、県の方は、二十六年には工費の一五%、たいていおられます。それから二十七年は一五%、二十八年は一二・五%に減り、二十九年はただの五%に減らされました。三十年度は当初予算には補助金というものは全部削除されておるわけがございまして、お言葉は御親切でございまして、名古屋の中味を整えることについて、名古屋もやれ、おれの方も補助してやるといふのは違つてございまして。そういう点がお話とは全然違つておるのでございまして、その点も一つ御了承をお願ひ申し上げたいと思つてござい

す。それから財政の方に戻りますが、ちょうど一昨日でございまして、名古屋の法に定められた財政白書といひますか、財政事情の公表をいたしましたのでございまして。その際に歳入におきまして各方面の歳入状況を全部集計をいたして、これを発表するわけがございまして、歳入の状況は大体税が一〇四・四%集まつております。国の補助金、国庫支出金は七・七・三%三月三十一日現在でございまして。その後五月の末の二、三日現在の閉鎖期までにどれくらい入りましたか、まだ私は数字をつかんでおりませんが、国の補助金が七・七・三%入っているの

でございます。そこで県の親心を、先ほどお話がございましたあの状態で、県の補助金がどれだけ入っているかと申しますと、三月三十一日まで二・三・四、一億五千万円入っているのでございます。もちろんその後入っているであろうとは考えますが、この中には県の委託金というのがございまして、これは補助金、負担金とは違ひまして、その委託金を引きますと、総額が二億九千九百五十万円が補助金、それから負担金、こういうことになっております。その二億九千九百五十万円の中に千四百万円入っております、パーセンテージが、これは私、頭で今こうやったのだから、多少の違いがあるかも知れませんが、四・八%であるかと思ひます。そういう状態になっておりました、まことにありがたいお言葉をここで伺ひまして、今後は大へんありがたい状態になるかと思ひますけれども、そういうふうで、実際にお話し願っていることと、それからそうでない事実に見られることは、全然違ひるのでございまして、そういう状態も一つ御了承を願ひたいと思ひるのでございます。

それから名古屋の財政の状況は、先ほど申し上げました通りに、仕事をやらないから赤字というのではございせん。仕事は先ほど申した通りに、政府の御り当てられました公共事業、その他住宅におきまして、同人口の同じく市の市から見れば、何割かあるいは何倍かというふうな仕事を果たしてはいるのでございまして、そうしてなおかつ二十九年度には四億四千六百万円、これは繰り越しを含んだ赤字ではございません、事業繰り越しの

分を差し引きしました、これは自治庁で発行されたものに載っておったのだから間違ひないと思ひますが、そういう数字を出しておりました、昭和二十九年度の結末はまだついておりませんけれども、いろいろなこと大へん難儀をいたしましたけれども、赤字を出すようなことはございせん。それは繰り返して申しますと、事業をやらなかつたから赤字が出たのではございせん。他都市に比較いたしました決して劣らぬだけの仕事をやって参りまして、なおつましてこういふふうな経理をしている。しかもそれは政府の御方針にびたり沿うようにしてやっているとございまして。

それから最後の買収その他でございますが、そういう事実はございせん。中には何か学会の方へ依頼したもので云々というふうなお話があるようにありますが、学会に依頼するのは別に買収行為ではないと思ひておりまして、学会に、要するに、印刷費その他を負担したことはございせんが、買収その他の行為は一切いたしておりません。特に愛知県「広報愛知」でここに出ておりますが、この前の衆議院の参考人の喚問に対して奥井教授がここで述べられました。それは過大都市というところについて述べられたことが歪曲されてここに載っております。過大都市のおそれ、学者も同意見」というふうに書いて、これは県民全部におそらく配られておるのでありますが、学会の方は名古屋市の合併されると過大都市とは考えておるのであらぬといふことがよくわかつておるのであります。私が、そういう御発言であつたように私も感じましたけれども、まあ印刷

物に出るときにはこういう形になつて出るというふうなことでございまして、こういう点も一つ御了承をお願ひ申し上げたいと存じます。

○秋山長造君 先ほど鳥海町の近藤町会議員から、当時水谷町長の近藤議員に対するお言葉として、名古屋市の方から水谷町長に対して毎晩々々いふんあの手の手をもつてするところの働きかけがあつたというお話があつた。この点について名古屋市当局並びに水谷町長から、そういう事実があつたのかどうか、はっきり御答弁を願ひしておきたいと思ひます。どつちからでもいいです。

○参考人(水谷登免吉君) 小林さんのもと鳥海町にお住まいになつて、私もよく御近所でありまして、年来小林さんとはよく存じておる仲であります。合併問題が起きて、市長さんは合併という線を最初から持ちになつておつたのであります。私も先ほどから御説明を申し上げました通りに、一応隣接町村との合併問題も大いに考慮する必要がある種々研究をして参つたのであります。名古屋市への合併問題についての御返事が非常におそくなつておつたことは事実であります。その間一、二回この合併問題の成り行きについてお話し合ひで、私どもの宅へおいでになつた事実はあるが、毎夜毎夜おいでになつたというふうな事実はありません。ただ一、二回おいでになつたという事実はあります。

○参考人(横井龜吉君) 先ほどどなただったか屋敷は来ないが、夜になると名古屋市中からやってくる、というふうなお話がございましたが、これは大へん含みのある言葉でございまして、夜に伺つたことが何回かのうちに一回くらいそれはあつたかも知れません。私も説明会に伺つたときには夜であつたと思つております。けれども、そういう公けに伺つて、夜伺つたから、何かさういふようなお話のように私はちよつと伺ひましたが、そういうことはございせん。はっきり申し上げ

ます。

○秋山長造君 午前中からの各町村の方々のお話を聞いておりました。まあ一々おっしゃつたことを繰り返しませんけれども、ともかくも周辺町村に對して県の方からいろいろの場合、いろいろな形で名古屋市への合併反対食いとめの働きかけがあつたということ、は、どうも否定できないように私は考へます。その中でも特にはっきり具体的に証拠をあげて、先ほど米蔵参考人から示されました、あの愛日地方事務所の河村行雄という職員に関するビラの配布の件であるとか、あるいは飛鳥村長のお話しにありました県の土木出張所長がやつて来て、そうして県は自治庁とすでに打合せ済みなので絶対に合併なんかにできっこないんだという話、その他それに類する話がだんだんあつた。しかしそれに対しては鈴木総務部長の方はこれはもう全面的に否定してはくれなうです。われわれとしてはこれも一つのわれわれの意見をまとめるこれは重要なポイントです。から、この席で十分確かな結論を得たいと思ひますけれども、遺憾ながらこの席でそのやり取りをやりまして、私は結局これは水かけ論のようになつてしまふと思ふ。そこで先ほど鈴木総務部長がおっしゃつた河村行雄とい

うような職員が愛日地方事務所におるかおられないかわからない、こういうお話だつた。私はこの点ははなはだ遺憾だけれども、これはわからないとおつしやれば仕方がないので、あらためてちゃんとそこには米蔵参考人から証拠も持ち出し、またその当事者の証人も傍聴席に見えておるといふようなさつきのお話もあつたのでございまして、事実愛日地方事務所河村行雄という職員が居たこと、これをやつたという確証がおりますならば、鈴木総務部長としてもこれはどういふ責任をおとりになるかということだけは、ここで開かせ願ひしておきたい、こう思ふのです。

○参考人(鈴木慶太郎君) お答え申し上げます。大体現在のところでは、私も先ほど申し上げました通り、嚴重に調べましたけれども、さうしたことになつたといふことではあります。で、そのまゝになつておりますが、今後さらに河村というのがあるとして、今お話しにやつた事実通りのものがあるか、あるいはそれより軽いものであるか、いろいろ実情は違ひと思ひますので、さうした仮定のもとに本日お答えするほど急がなければならぬ問題だとは思ひておりました。よろしく御了承願ひます。

○秋山長造君 いや、急がなければならぬとか、何とかいふ問題ではないので、ここにははっきり証拠をもつてきて、また証人を連れてきて、さういふ事実があつた、こういう発言ができています。それに対してあなたの方は、それはそういう職員がいるかどうかからぬ、だから答弁の限りではないと、こうおっしゃつておつたので

すけれども、しかしこれはそういう事実があるとして、あったとすれば、これはやはりこの権威ある委員会の席上においてあなたはないとおっしゃる、しかしないかどうかは、もう一度これは具体的に名前を名ざして調べてみなければならぬわけでしょう、はつきりね。だからそういう事実があれば、あなたは当然ここで御言明になったことはこれは違ふことになるのですから、この委員会に対してはつきりした責任をおとりになるという御覚悟はあつてしかるべきものであるかと私は思うのです。いかがですか。

○参考人(鈴木慶太郎君) 秋山先生のお話の通りだと、私は一応は考えられる点もあると思いますが、しかし先ほど申し上げました通り、その人間がかりにいましても、その事実がどこまでどうであるのか、証人がいると言いましても、一方的な証人でありまして、それをまだ向うがどうというのを自認しているわけでも何でもございませうから、そういう事実があらましたならば、そのときの実情によつてその行政罰をさかどうするかというふうな問題にも関連してゆくのではないかと思います。それから、私はそうしたことまで今どうこうするということと言わなくとも、大体御了察できるのではないかと考えております。

○秋山長造君 だから私が言っているのは、別にそういう人間が事実おたらそれを行政罰にするとか、あるいは何にするとか、そういうことを聞いておるのじゃないので、そういう者がおつて、事実どういふことがあつたらば、これは総務部長としてこの委員会に対して当然責任をおとりになるはずだし、私またこの委員会ですと、これは町村合併という町村の問題についてそこまで事実やつたとすれば、それはきわめて許すべからざる行き過ぎだと思ふ。これは御同感だと思ふ。そこでそういう事実に対して、ただ、本人をどう処罰するとかいう問題よりも、私がお尋ねしておるのは、県の最高責任者として、この問題についてこれは当然責任をおとりになるべきだと思ふ。そのお覚悟があるかどうかというのを聞いておる。

○参考人(鈴木慶太郎君) 私は、市の廃置分合に関するものは、知事が国の機関委任によりまして仕事をしているものであつて、その補助機関としての者が、廃置分合の適正を期するためにいうことで仕事をしてくる過程において、かりに不当な事実があつたというところのために、廃置分合に重大なる影響をきたすかどうかという問題があるかという問題との関係において、問題は定められるべきものであり、また一面皆様方としても、町村合併促進法の精神に基くその議員立法による法の関係において、それをどこまでここで聞いて、聞いたださなければならぬいかという問題との関係において審議すべきものだと思ひますので、それ以上のことは私はここで申し上げられせん。

○委員長(小笠原三男君) ちょっとお待ち下さい。ただいまの鈴木君の御発言は、私当分の責任者として、参考人として、お呼び願つたあなたの御発言としては、非常に重大な御発言を承つたのであります。当委員会が審議の必要があるかないかは、当委員会が決定するところでありまして、あなた

の何ら制肘を受ける筋合ひはございせん。従つてその発言は、当委員会に対しては行き過ぎていると、後段の分については、何らかの善処を願ひたいと思ひます。鈴木君、何らかの御発言もありせんか。

○参考人(鈴木慶太郎君) ただいまの問題につきまして、私が申し上げましたところからどこまでどういふふうであるか、私の考へて申し述べておることと、それから秋山先生の申し述べておることとの関連において、私どもも事実をはつきりとかむことができないのでございまして、どういふ責任をとるかという問題の、どういふことが望ましいというお気持ちであるかを御教示願ひまして、それについて答弁させていただきます。ただそれだけありたいと思ひます。

○委員長(小笠原三男君) 私委員長として、委員会の運営上、あなたにただしておる点は、議員がそういう点にわたつてまで審議をするという筋合ひは、町村合併促進法の建前に沿う審議の過程から言へば外の問題である、よけいなことである、そういう意味で答弁の限りではないという今の御発言が後段の部分にあつたのであります。そのお考へについては、当委員会として自主性を持って審議する立場上、あなたの御意見はお取消し願ひしておきたい。

○参考人(鈴木慶太郎君) もしそういうふうにおとりになりましたら、もしおとりになりましたら、私としてはその点を取り消して、お許しを得て取り消さしていただきたいと思います。ただし、私が申ししておりますのは、地方自治法の関係と町村合併促進法との

関係において、地方事務所の職員に不当な行為がかりにあらつた場合、それがどこまでどうなるかという問題について、よほど考へていかなければならぬいのではないかと、この中で、皆様の御審議に重大な支障をきたすことのもとなつたかどうかというところまでいくかどうかによつて考へなければならぬ問題じゃないか、こういう意味で私は申ししたのでございまして、従つて、それがそこまでの大きなところになつたかどうかという問題であれば、それは御了承を得て、不当の行き過ぎの点を御注意してもらつて進めていける問題じゃないかと、私はそう思つて申し上げたのであつて、決して私はそこまで審議すべきじゃない、行き過ぎではないかというのを申ししたものでないことだけは御了察願ひたいのであります。不率にしてさうお聞き取りになつた事実がありますならば、私は委員会に對しまして心からそれを取り消さしていただくことをお願い申し上げます。御了承を願ひたいと思つております。

○秋山長造君 私はそういう回りくどいことを何も聞いてゐるのじゃないので、私はもう少しあなたから率直な、あつさりした御答弁がいただけると思つてお尋ねしたのであります。繰り返すまでもなく、さつき各参考人の方から申されたのは、いずれもあなたのような抽象的な話ではなくして、きわめてこれは具体的な証拠物件を持った具体的なこれは陳述があつたのです。きわめて具体的な陳述があつた。特に、米萩参考人から話のありました、鳴海町における昨年の十月下旬において、愛日地方事務所の河村行雄という職員が、

加藤町会議員の屋敷にやつて来て、そして白井昇という者に対していろいろな書類のビラを相当多量に渡して、そしてこれを張つてくれ、配つてくれと言つた事実です。これは具体的な事実のお示しがあつたのです。だからそういう事実があつたかといふところは、あなたが、あなたがそういうことはなかつたはずだと、そしてまたその河村行雄という職員が愛日地方事務所にいるかどうかといふことは、これは県庁職員を一人々々覚えておらんからわからん。こういうことであつたのは突つぱねられたわけなんです。だから、そう言つてしまわれれば、われわれとしてもそれ以上あなたに對して取りつく島はないわけですから、だからもし河村行雄という職員があなたは今わからんとおつちやつたけれども、事実とはあつたか調べたら……、そしてしかもさういふ先ほどあげられたような行行動をやつておつたとすれば、これはあなたはどこまでも突つぱねられた手前からはきまして、これは当然はつきりあなたはいふを言つたことになるのですから……、さうでしよう、うそを言つたことになるのですから、あなたは当然愛知県の代表として来ておられて、そういう委員会の席上で事実と異なる陳述をされたということになるのですから、それに対して、あなた自身の御言葉に對して、公人として責任をとらねるということば、私は当りまえのことだと思ふ。われわれだってそういう場合は同じことだと思ふ。だからその責任をおとりになるお覚悟があるかどうかといふことを聞いておるの

で、私はもう少し率直な、あつさりした答弁をいただきたいと思います。お尋ねし

たのです。

○参考人(鈴木慶太郎君) お答え申し上げます。私は知らない、そういう人間がいるかどうか知らない。それから嚴重に地方事務所の総務課長等と呼んで調べてみたけれども、そういう事実はないと、こういうことであるので、そこでうそを言ったか言わないかは、私の存する限りではございませんけれども、私は強く調べた結果、そういう事実がないと、こういうので私はそれを信じているのでございます。従って私がそこでうそを言ったという様なことは当らないことになりすけれども、私がうそを……部下の職員が言ったことをそれを真に受けているかどうかの問題はあると思ひます。かりに不幸にして、それを真に受けている事実によつて、そうしたかきに好ましくない行為の段階において、どの程度のものであるかによつて考えなければならぬ問題であり、またこの問題の処分、不処分に重大な支障をきたしたかどうかとの関係も、これまた考へて措置しなければならぬものがある、こういうこととてでございます。

○高橋達太郎君 議事進行について……この問題は片方はまあ仮定の問題で答へられんと言っているの、われわれとして、これはあとで総合して、総務部長の言つたことに對してどういふ処置をするかといふことで、われわれ自身が態度をきめていけばいいのですから、私はやはり問題の本質を審議するこゝろいう立場から、もう少し議事を進めてもらひたい。

それと、もう一つ、わしは委員長にお願いしたいのは、私も小林さんも、

さつきから発言を求めているのですけれども、そういう発言を一切抹殺されて、ある党派だけに発言をさせるといふことは感心しない。やはり一度考へていただいて、そして発言の機会を与えていただきたい。

○委員長(小笠原二三男君) ちょっと速記をおとめ願ひます。

○委員長(小笠原二三男君) 速記を起して。

○小林武治君 先ほどの総務部長の答弁を聞いておりますと、私もきわめて遺憾に思ひます。しかしながら、これは事実問題でありまして、この席でもつてお互ひに言い合ひということ、これ以上はむだだ、こういうふうな思ひで、この問題はわれわれがまた独自に調査する機会もあると思ひます。要は、これはわれわれ委員としていかなる心証を得るか、こういう問題で、嚴重な糾明というものは事實上できません。従ひまして、私はこの問題はこの程度に打ち切つておきたいと思ひのであります。それにつけても、これは午前中栗山君から知事の出席しないことは不都合である、こういう発言があつたのであります。私もこれは同様に思ひます。先ほどの市長の話によれば、知事は出れば出たはずだ、こういうことであります。それから、この問題につきまして、私は、知事がおいでにならぬといふことは、この席に何か出にくい事情があるはせんか。

○「そうだそうだ」と呼ぶ者あり
あるいはこの席に出てはまずいといふふやうなことがありはせんかといふやうな、きわめて不明朗な印象をわれわれ

に与えるものであるといふことをあらためてこれは言明しておきたいのであります。しこして、この問題につきまして、私も少しは同じく思ひます。市町村がわれわれの前で言い争ひといふことは、きわめてわれわれとしては不愉快に思ひます。これらはよろしく虚心たんにきめられる余地があつた、こういうふうな思ひの余を、今日のようにこじらしたといふことは、私は両者にきわめて遺憾であるといふことを表明せざるを得ないのであります。しかし先ほどから総務部長はいろいろ弁解がましいことを言つておるのであるが、私は地方自治法によつて県が町村合併問題について議決し判断する権限が与えられておる、こういうことである以上は、県側が合併を好ましくないと思ふならば、この好ましくないといふことを町村民に知らせると思ひます。従つてそれが行き過ぎでな限りは、そういうふうな運動なり、あるいはそういうふうないろいろの指示、指導をしたといふことは、決してあなたとしては言いわけする必要のないことである。もし行き過ぎがあつたとすればこれはまことに遺憾である。すなわち利益誘導をしたり、あるいは当然すべき行政上のいろいろの措置を怠り、あるいは合併するからしてこういうことをしてやらん、あるいはこういうことをやめるといふやうなことがあつたとするならば、これはきわめて不都合であるといふやうに思ひます。併しあなたに不利であるといふことを町村民に知らせるといふことは、むしろあなたの方の仕事でありはせんかと

思ひます。いかにもそういうことまでしなかつたやうなことをおっしゃることは、われわれとしては非常に心外である、こういうふうな思ひであります。あなた方が正しい県の行政として、おのれに与えられた権能を十分に發揮するといふことは、私は町村民に對してかえつて忠実である。こういうふうな思ひであるが、いかにこの合併についてはわれわれ何もしなかつた、こういうふうなわれわれに對して返事をされておるといふことは、私は非常に遺憾に思ひます。従ひまして、これは正々堂々とあなた方主張したらいけないか、こういうふうな思ひでおるものであります。先ほどからこゝろこゝろ不都合なことがあつた、なかつた、こゝろこゝろ水かけ論ばかりやつておる。しかしわれわれは今日いろいろのお話を聞いて、ある程度の心証を得ておりますので、こゝろこゝろな問題をこれ以上今申し上るに、こゝろこゝろでもつてどる試合を繰り返していただきたくない。われわれはただこの際事実が、真相がどうかといふことを知ればいいと思ひます。従ひまして、い

○政府委員(小林三三三君) 町村合併願ひたい。

につきます。今小林委員もおっしゃいました通り、知事が当面の責任者でありまして、町村合併の処分は結局知事が関係町村の申請に基いて、議会の議決を経て処分をするといふことになつておることは、これは御承知の通りでございます。それととも町村合併促進法によりまして今度全国的に町村合併をどうにかしよう、こゝろこゝろとなつておられますが、その際は町村合併促進審議会を設け、その合併計画に基いて正しい合併のあり方、方向その他のことを指導し、あつせんし、場合によつては勸奨し、そうしたことは、これはもう当然であるといふよりは、むしろすべき仕事だと思ひます。しかしながらそうした正しい合併への指導はできますが、指導する方向、やり方、そういうものにつきましては、これはまあおのづから一つの限界と申します。やり方に限度、方法といふものはこれはあるだろうと思ひます。従ひまして、その具体的にどういふことをしていいといふことまでは法律には全然もちろん書いてございませんが、そこは常識で考えまして、正常な行政運営、一般的な行政運営といふものは当然やらなくちゃいかんし、それからまた公務員とすれば公務員としての節度と申しますか、活動の限度といふものをおのづから考えなければ、これは公務員法違反かどうかといふことになれば、それは相当な、きわめて嚴重な解職も要すると思ひますけれども、そこはそうした精神によりまして、おのづから良識的にその限度といふものはあるかと、こゝろこゝろに考へておるわけでございます。

○政府委員(小林三三三君) 町村合併願ひたい。

しかしそれならそれ以上一歩も進んではいかんかといえ、そこはやり方の問題もあるかと思ひますが、現に県が合併計画を作っておりまして、合併計画の目的を達成するために必要な計画の趣旨を明らかにすることとまで全然これはしちやいのかと、こゝういふことになれば、そこところはいかんといふことまでも言ひにくいんじゃないかと、そこはやり方、方法の問題だろと思ひますが、適当な限度でやられるのなら、それまで絶対にやっちゃいかんといふことまでは言ひにくい、まあきわめて正直な話であります、私はそういうふうに考えております。

○松澤兼人君　そこで今度は問題は、そうなつてくると、県の作った合併計画といふものが適當であるかどうかといふことの問題になつてくる。どうも資料によつて私も拝見して見ますと、県の合併計画といふものは、なるべく名古屋に接近させないといふ基本方針のもとに計画ができてゐるのじゃないか、これは私がひよつとすると色めがねで見てゐるかもしれませんが、私も現地の事情はよくわからないから、そういうのはつきりとした断定はできませんけれども、名古屋を中心として、南は海でありますから、まあ南はないかもしれませんが、東北西というふうに名古屋を中心として放射状に合併計画を立ててゐる。もちろんそこは川が流れてゐるということもありましようし、自然的な条件があると思ふのですけれども、しかし、こういう名古屋を中心にして放射状に合併計画を立てるということとは、事実これは無理な計画

画ではないかというふうに考えるのですが、その合併計画につきまして、県の方はこういう計画が支障なく行われるとお考えになつて決定されたのであるかどうか、この点お伺ひしておきます。

○参考人(鈴木慶太郎君)　支障なく進んでいけるように努力していきたいと思つてそれぞれの声を聞きまして計画案ができ上つて、また答申されたものを中心にして考えていつたのであります。

○高橋進太郎君　議事進行。委員長は先ほど議事を円満にし各派に発言の機会を与へるというので、私は了承したのでありますが、この委員長の発言というのは、私はもしそういうことをおっしゃるのなら、前にお話しになるとか、質問の途中でお話しになるとか、はまらずいふのではないかと思ふのです。やはり各委員なら各委員の話を聞かれて、そして補足的になりあるいは総合的になり先ほどの質問をせられたいことがよいと思ふのです。そのうでないと、今の委員長の質問のような形でやるといふと、それに関連するといふことになれば、私は何といひますか、発言の機会が永久にないと思ふのです。ですから、もう少し委員長は先ほどお話のように公平に発言の機会を与へられ、同時に委員長自身は総合的に発言していただきたいと思ふのです。それならば、冒頭か、あるいは終つたあとで補足的に、全体の委員の質問が出たあとで補足的なり総合的ににされるように、私は一つ委員会の運営をやつていただきたいと思ひます。

○委員長(小笠原三三男君)　高橋君の

議事進行承知しました。総合的に最後に質問いたします。

○深川タマエ君　鈴木総務部長さんにお尋ねいたします。県会では合併に賛成され、市会では合併に反対の議決をされていられるようであります、それは全会一致でございましたか。それとも多数決でございましたか。〔逆だよ〕と呼ぶ者あり。たゞいまは逆だそうですね、それから、その点お含みの上御答弁願ひます。

○参考人(鈴木慶太郎君)　県議会におきましては、出席議員の圧倒的多数によつて議決せられました。〔数を言え〕と呼ぶ者あり。四十四対四、議長一人は採決してありませんので……。〔定足は〕と呼ぶ者あり。定員は八十名であります、しかし欠員が三十三名、七十五名、七十五名のうち三十三名が欠席しております。病氣、結婚の仲人、その他の事情(笑聲)によつて欠席したものが十名、出席しましたけれども、議場にその議決のときに入らなかつた方が二十名、こういうことになつております。

○深川タマエ君　やはり総務部長さんにお尋ねをいたします。名古屋市の合併をいたしますと、合併される隣接町村からは、合併しないときに比べまして、県会に出せる議員の数がどう変わるのでしょうか。

○参考人(鈴木慶太郎君)　県会議員の数には変わりありませんが、合併せられますれば、市議員の定数はふえる場合と同じ場合とあります。

○深川タマエ君　その次に、名古屋市では、合併いたしますと、合併いたさないときに比べまして、県会に出せる議員の数はどう変わりますか。

○参考人(鈴木慶太郎君)　現在六十四名と名古屋市は記憶しております。〔県会の方へだ〕と呼ぶ者あり。県会の方はやはりございせん。〔しつかりしろ〕と呼ぶ者あり。すみませんが、ちよつと今のもう一篇聞かしていただきます。

○深川タマエ君　ではもう一度申し上げます。名古屋市中では、合併いたしますと合併いたさないときに比べまして、県会に出せる議員の数がどのようになりまうか。

○参考人(鈴木慶太郎君)　その数によつて、増加する場合と、現状のままの場合とあり得ると思ひます。

○深川タマエ君　次に、自治庁の方に御尋ね申し上げます。十三カ町村の隣接町村を一時に名古屋市へ合併いたします、ものと名古屋市に近いような文化施設を拡充いたすことになりまうと、莫大な国庫補助が必要になると存じますが、かりに十三カ町村全部が一度に合併されますと、おおよそのくらの金を国庫から、広い意味におきまして援助するような予定になつていたのでございまいしょうか。

○政府委員(小林三三男君)　十三カ町村の合併を前提にして、國の方で補助金をどれだけ出すかといふことは、実はまだ考へておつたわけではないのでございまして、今直ちに――合併の實際の仕事の計画にもよりまうし、仕事の取り上げ方、國の予算その他の割り振り等の問題で具体的にきまるのでございまして。

○深川タマエ君　もう一つ自治庁の方へ伺ひますが、市に合併されますと、文化施設も拡充され、地価も上り、地域給もふえるなどの利益もあることで

ございまして、隣接の住民は合併を賛成なさる方が相当多からうと思ふのですが、文化施設と申しまして、財政との関係もあり、また経済的立地条件にもよることとございまして、おのずから緩急順序があると思ふのです、果して今日の名古屋市の状態では、一時に十三カ町村も十八カ町村も、一度に合併することが適當であると自治庁はお考えでございまいしょうか。

○政府委員(小林三三男君)　具体的に名古屋市にどれだけの町村をどれだけ入れるのが適當かといふことは、実は自治庁といたしましては、審査請求が参つておるので、これから判断するよりしようがないのでございまして、一般的に今仰せられました通り、市に入つたからといって、當然に文化施設がふえるとか、地域給が上るといふ筋のものじゃないのでありまして、市に入つて、市が財政の許す限度でどういふ仕事を、どこへどうするか、という具体的な問題になるだらうと思ひのであります。地域給の問題も、普通市に入れば通常の場合には上るかもしれませんが、これも法律上の改正を要するわけでもございまして、入つたからといって右から左にどうこうと、こういうことにはならないと考へるのでございまして。

○深川タマエ君　最後に市長さんにお尋ねいたします。限られた県費でございまして、合併いたさない方が名古屋市の施設を充実いたす上には有利であるように存じます、合併して地域が広がりますと、名古屋全体の施設は手薄になるはずでございまして、市長さんがあつて合併に率先して賛

成なる理由はどこにございますか。

○参考人(横井龜吉君) 市長助役でございますが、それじゃ私がかわつてお答えいたします。おっしゃる事柄もごもっともだと思つたのです。ただ最初に申し落しました、名古屋は現在の広さが百六十一平方キロ、今度天白、猪高が入りまして百六十一平方キロになりましたから、百二十四万で百六十一平方キロと申しますと、現在市と名のつきまするうちでは、正確な数字はちよつとわかりませんが、広さは百番以下だと思つたのです。人口は市と名のつきまするところでは全国二番目が、大阪市の次でございます。従いまして、一平方キロの中に住んでおります人口は大体七千五百人でございます。京都、大阪、神戸、横浜——大阪は特に密度が高うございますが、京都、神戸、横浜というの大体名古屋と同じくらい規模の都市でございますが、大体人口が一平方キロに二千四、五百人でございます。従いまして、名古屋は同じ広さの中に三倍の人口を収容いたしておりますので、往々にしていわれます過大都市的な様相、いわゆる狭いところにたくさんごみごみ人が住まっております状態が生れかかりつあるわけなのでございます。従いまして少し地域を拡げまして、どうしてゆとりのある都市を作るかというのが町村合併を考えました事柄なのでございます。

それから急に町村合併に進んできたという事柄が前から申されておりますが、これは町村合併促進法が完成して、周辺の町村がそれぞれ合併を完了いたしましたものと、あとは合併をするのにとても広いところを今度合併しなけ

ばならぬか、あるいはせつかく合併したものを分村して、あるいは分町して合併しなければならぬというふうな、手間が非常に食ひますので、町村合併促進法がしかれておるちようこの際、合併を促進するのが適當である、そう考へて地積の広さと人口の密度、ちようこのことで今が一番適當であると考えたのでございます。

そこでその財政の面でございますが、今度町村合併の審査請求を出したのに対して、自治庁の方から、いろいろな計画その他財政計画にわたるまで全部細部な問い合わせが参つておるのでございますが、それに将来合併をいたしました後の行政、財政の計画が全部詳しく出してございますので、これはおそろくお手元へお届けいたすことになっておると考へます。が、これは現在十一カ町村でございますが、最初の目的は十八カ町村でございます。で、それだけ全部包容いたしたとしても、現在赤字に苦しんでおる時代でございますが、名古屋においてはそれを無理してゆくことはできると考へるのでございます。そういう計画につきましても答弁書と申しますか、そういうものに詳しく書いて出しておるような次第でございます。

○深川タマエ君 わかりました。○小林武治君 合併の問題ですが、今、名古屋市は十一カ町村だけを差し当り問題にしておりますが、われわれが地図で見れば、隣接町村でなお合併した方がいゝのではないかと、これらに思われる町村がありまして、これらにつきましても将来の見通しは名古屋市としてはどういふふうに思つておるか。たとえば西枇杷島とか、あの附近

の隣接町村がありますね。○参考人(横井龜吉君) ごもっともだと思つたのでありまして、最初名古屋市が周辺の町村の合併を考えましたのは、先ほど市長からも申し上げました名隣十八カ町村でございます。それを対象に合併の話をばつぱりやつりかけた。従つて十八カ町村大体一東でございます。合併することが最も適當であると思つて話を進めたのでございまして、これはまあいゝ関係がございまして、これはまあいゝ関係がございまして、敢然として、いろいろな何があるにしても、決議をいたしましたのが十一カ町村、そういうことになっておるのでございまして、大体の都市経営の計画から申しまして、十八カ町村を合併するのが最も適當だと今でも考へておるわけでございます。

○小林武治君 そうすると、名古屋市は他の町村はあきらめていない、今後とも引続きこのような措置に進むと、かように了解してよろしうございませうか。

○参考人(横井龜吉君) 先ほど来県の方でもお話がございましたが、自治庁の係の方もお話がございましたが、大体において地元の町村の民意を尊重するのが第一だと考へております。従いまして、名古屋市がせひということばかりでもこれはできないと思ひます。が、名古屋市としてはやはりそういう所も入つていただくことが非常にいいことだと、さうに考へております。

合併促進法のお話がありました。が、この促進法のわれわれ提案いたしました基本的な線というものはどこまでも住民の、その町なり村なりの住民の意思を尊重して、ほんとうにその理解のもとに一緒になるものは一緒になると、ちようこのような観点からわれわれは立案したのであります。ところがこれは全国的な形でありまして、どうもその間この町村合併ということにとらわれれば、若干そこには行政的なゆがみがあるのじゃないか。たとえば起債を——まあ合併しない町村は起債をやらぬとか、あるいは補助金をくれないとか、そういうようないゝ行政的な強制手段で合併が促進されるということになりますと、非常なこれは問題であると思つたので、私も本日の審議において一番問題になりましたのは、先ほどいゝるな町村から聞きますと、どうも県の方で起債なりあるいは補助なり、その他各般の行政手段でそれを調整しておるようには聞かれましたが、その点についてはっきり一体愛知県としては、一切そういう行政手段はとつてない、こ

う言い切れるのかどうか、その点を一つお聞きしたいと思ひます。○参考人(鈴木慶太郎君) はっきり言ひ切れません。

○栗山良夫君 関連して。それでは、鈴木総務部長の御意思ははっきりいたしました。が、太田県會議員にお尋ねをいたします。あなたの午前中の御意見でありますという、もう絶対に反対で、寸土も名古屋には入れない、そういう立場で私は今までやつて参つた、ちようこのことを強く主張になりましたが、あなたはやはりちようこのお考でございますか。

○参考人(太田光二君) その通りであります。私どもは午前中に申し上げました通り、名古屋に對しましては、周辺合併は適當でないという結論に到達をいたしておりますので、機会をとらえては名古屋に合併することは適當でないという説明も、さらに名古屋市に合併しようとする町村に對しましても、その点は適當でないといふことを委曲説明をいたしました。先ほど来問題になっておるちようこのビラな

あるいは関係部長、課長などと一緒に関係の町村を遍歴をいたしました。合併が適當でないといふことを説明して参りました際に申し上げたことが、何かビラに現れてゐる程度のものであらば、私どもはただいま述べたおらば、たとえば県の吏員がこれをやつたといはしても、私はとがめだてをしうとは決して思つておりません。むしろあれ以上の口をきわめて、合併は適當でないといふことを指導し、説明をして参りました。

○栗山良夫君 鈴木部長と太田合併促進審議会の地方制度調査委員会の委員長さんのお考えとはだいぶこれは違ふやうであります。おそらくただいまの県の意向というものは、どちらの意向で今日まで動かされてきたのか私はよくわかりませんが、相當な違いがあります。この点はまたあとで議論をいたすといはしまして、自治庁にちよつとお伺ひいたします。

○委員長(小笠原三男君) いや関連でやつたんだから……○高橋進太郎君 委員長にちよつと……私は発言する前にお聞きしますが、

合併促進法のお話がありました。が、この促進法のわれわれ提案いたしました基本的な線というものはどこまでも住民の、その町なり村なりの住民の意思を尊重して、ほんとうにその理解のもとに一緒になるものは一緒になると、ちようこのような観点からわれわれは立案したのであります。ところがこれは全国的な形でありまして、どうもその間この町村合併ということにとらわれれば、若干そこには行政的なゆがみがあるのじゃないか。たとえば起債を——まあ合併しない町村は起債をやらぬとか、あるいは補助金をくれないとか、そういうようないゝ行政的な強制手段で合併が促進されるということになりますと、非常なこれは問題であると思つたので、私も本日の審議において一番問題になりましたのは、先ほどいゝるな町村から聞きますと、どうも県の方で起債なりあるいは補助なり、その他各般の行政手段でそれを調整しておるようには聞かれましたが、その点についてはっきり一体愛知県としては、一切そういう行政手段はとつてない、こ

せっかく許されたのですが、一言しゃべればすぐ関連で、一体継続して発言を許していただけるのですか、どうですか。その点をお聞きしてから発言したいと思えます。

○委員長(小笠原二三男) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(小笠原二三男) 速記を始めて。

○高橋進太郎君 それでは私は今愛知県にお聞きしますが、自治庁にお聞きしたいのですが、合併促進法を起案いたしますときに、最初これはああいう大都市に対する合併についてはあまり望ましくない、従ってまあ大都市に合併するものについては、合併に伴ういろいろの特典を与えないと、こういうような話になっておったやつを、とにかく住民の意思や何かでこれはきめるべきものであって、そういうようなところに差異をおくことは不適当だといふので、でき上った法案というものはああいう形になったのです。ところが自治庁の方には最初の原案のような思想が残ってあって、全国的にそういう大都市に対する合併については、どうも望ましくないというようない体指導方針でやっておられるのかどうか。

それからもう一点は、われわれとどこを耳にするのは、若干自治庁の方の指示もあって、どうも合併したものにについては起債、補助等の特典を与えるが、それ以外はどうもあまり考えないというようない体指導方針をしておられるのかどうか。その辺の行政指導についての自治庁の御意見を伺いたい。

○政府委員(小林三三三君) 自治庁といたしましては、今お話し通り町村合併

の主体は、弱小な町村同士との合併が中心でありまして、町村合併促進法までお作りになっていろいろの援助、助成措置を講じてやろうというものは、重点がそこにあることは申すまでもないと思っております。しかしながら、そればといて、しからば大都市への合併は勧めないが、積極的に勧めるという気持はかりにないにしろ、阻止する、そういうことはこれは全然ないのでありまして、大都市といいたしましても、それらの隣接町村で大都市と一緒にした方がいろいろの意味で一番合理的だといふような場合には、実情に即してそちらの方が合理的だといふときには、その方法で進んでこれは一向に不承認でも何でもないと、こういうふうな考えでおるのでございませう。

それからいま一つ町村合併をやろうというのと、合併をがえんじないと申しますか、あるいは県の意図通りにやらぬというのに特別の差別待遇をしておるのかどうかという問題でございませうが、これはわれわれはそういう考えは少しもございませぬ。大体町村合併促進法では、合併町村というものを最も優先的に援助助成するという建前になっておりますので、そういう点はこれはもう強く強調するとともに、県の方でもそういう方向で県自身も考えてもらいたい、こういうことは申し上げております。

それから合併しない町村についてはどうするかといへば、これは私はむしろただ合併の方向をそこなわぬ方向でものを考えてもらいたい、たとえばいろいろの施設にいたしまして、合併すれば統合して合理的にやり得るの

を、ばらばらの間に補助などして施設を作ったたりしては、これはかえって二重施設になって、将来の合理的な合併のさまたげになる、そういうものは将来の合併というものを阻害して、それは合理的にやろうように配慮して、こういうような趣旨のことを申し上げるのには事実でございませう。しかしその程度でございまして、しないところに仕事をやるのか、打ち切ってしまうのか、そういうことは毛頭考えらるべき問題ではありませぬし、正常な行政は正常なところに当然進められるべきものだと思っております。

○高橋進太郎君 私は愛知県とそれから名古屋市の両方にお聞きしたいのですが、どうもこういう問題が、同じ県内の問題がこうした審議会で非常に、ある意味から言えば泥試合と思われるほどお互いに言合ふというところは、あまりこれはいいことではないと思っております。そこでどうもこの問題について、ほんとうに一体県は知事、あるいは市は市長という工合に、こういう最高幹部でもっと話し合いをしたらどうか、あるいはまた一番この問題で明瞭にならぬのは、県の方から見れば合併を希望しても町村が必ずしも住民というものはそういう意思がないと、こ

う言うし、片方からいへば、住民はみんな合併を希望しているのだと、こいうふうにお互いにお互いに住民の意思が一体どっちにあるのかはつきりしてない。しかもその住民の意思を確める方法として、その間においてもっと、たとえばそうした関係町村と話し合いを何回でもやったのかどうか、あるいはまた名古屋市も入れてそういうものを話し合ったのかどうか、どうもわれわ

れから見ると、そうしたところの話し合いと申しますか、住民の意思ということとは関係なく、愛知県は愛知県でどうもそういう町村が入ると、名古屋に自分の行政区画が取られると、市に自分の行政区画が取られると、それから名古屋市の方は、まあ自分の行政区画がふえるというやうなこ

ういう何か行政権限と申しますか、あるいは縄張りでお互いがやっているような感じも受けるわけなんです、そういう合併、もしくは合併の今対象になっているそれらの町村住民の本当の気持なり、そうした者の意思測定についてのとれた手段をお互いから一つお話しを願いたいと思っております。

○参考人(鈴木慶太郎君) お答え申し上げます。まず市との関係につきましても、知事がはつきり申しておること

でございませうが、市の方がこうした問題について全然連絡がなかった、それでこの愛知県の、都としての名古屋市の発展のためにも、知事としては理想都市名古屋を作るための構想を持ち、そうしたことによつて市長さんあるいは議長さん、その他の各界の代表の方方も集つて、理想都市名古屋を作るために今後近代都市としてどうして行くかというところについて、先ほど冒頭に実情を説明申し上げましたような構想によつてゆきたいといふこともあ

る、また新聞にもそういう意見も述べて参つておるのでございませう。名古屋市の方では先ほど申し上げましたやうに極秘のうちに進めてゆく、こいうふうな実情でございまして、私どもとしましては、どうもこれについて手の入れようがないといふことで、ずつと進んで参りました。それで知事がどうも名古屋の方がそういうことで

あるならば、合併するならば、こそこそ合併の計画を立てたり、希望する町村は飛石の所まで合併するのではなく、もっと理想都市名古屋を作るためにはどうしたらよりよいものになるかという具体的な計画を立てて、そうしてその計画に基いて進んでゆくことが望ましいのではないかと、こいうことになりまして、お話をしたのでございませうが、ここに御見えになっておる横井助役さん、知事にはずいぶん話しているんだが、知事の方はそれを何だかばやかししている、どうもおかしいといふやうなことが新聞記事にまで出たことがあるのでございませう。そこで知事としましては、やむを得ず昭和二十九年十月二十八日に、名古屋市長接町村合併についてという題目に基きまして、合併の目的はどういうところにあるのか、それから合併計画の具体的な内容及びこれに基き都市計画、道路、交通、水道、衛生、港灣その他各級にわたる構想、合併町村についての合併の条件、その他必要な事項等をお知らせしていただきたい、そしてしつくりと、それを中心として話す機会を作ろうじやないかといふことでお話し申し上げて、こいういふききつがあつたもので、それから、公文でお願ひを出してございませう。それに基きまして、名古屋市の方から回答がありましたのが、昭和二十九年の十一月十日のそれについての問題なのでございませう。しかしその計画たるや、きわめて大きなものでありまして、現実とはおおよそかけ離れたものなのでございませう。その一例を申しますれば、二部授業をしておるのは五大市、全国都市においてその例を見な

いはどひい実情にあるのでございませう。幼稚園も隣接町村にずっと作ってやるようにしたい、何もしたい、かにもしたいということであって、都市計画の内容は、どこをどういうふうにするということ等は、抽象的なことであつたのでございませう。これでは仕方がないということでも、もっと具体的に町村との関係について話し合いを作りたいと思ひましたけれども、市の方ではほとんど飛石的な所でも何でも議決をして進んでゆくということになつておるような状態でございまして、果が議決をしなければ内閣総理大臣のところに審査請求をすればいいのだ、審査請求をすれば内閣総理大臣がやってくれるから、次の市会議員の選挙まで間に合はばいいといったようなお氣持で事を急いでいたように察せられたのでございませう。はなはだ遺憾であります、そういう実情にありまして、市民はそれに対して関心の度合は比較的少なかつたのではないかと私は率直に申し上げたいと思つたのでございませう。なぜならば、市民は、そういうことを果として残念なことではございませうが、泥試合であるかのごとく見てゐる。また実情を知らない者もある。そういうことで今回の県会議員の選挙におきまして、絶対反対を標榜して、名古屋の独立を叫んで、はっきり言つていた人は皆通つておるのであります。そうした実情からすれば、それは明らかであるとは主張したいのであります。こういうふうな考へておるのでございませう。もちろんその他の人でも、態度がはっきりしないでも當選してゐる方もありますから、その点について

係において當選せられた方もあるでしょうから、それだけをもつてどうというわけにいきかぬのですが、そうした実情は私も残念に思つております。

そこで私も、今後といへども理想都市名古屋を作るために、過大都市化しないように、この名古屋をいかに進めるか、そして周辺の町村並びに愛知県下全体をどういうふうな均整のつた発展に持つてゆくかということについて日夜苦慮しておるのでございませう。また関係町村について申しますれば、関係町村の中で、町村については、これは地方事務所から合併のしおきを出してそして、こういう不利があるぞと申しましたが、利点を書かなかつたものについては云々というところもございまして、しかし利点については名古屋市から十二分に申し述べられておられますので、利点の点は果から特別に書かなかつても、利点の点は大体わかつておられます。こういう点は心配するかも知れないが、いろいろなことを話せばいいので、いろいろ節約の意味で、合理的な意味合いで、そういうことになつたというところを御了解願ひたい、こう思つたのです。しかも果としては啓蒙宣伝をしまして、国土計画その他の点からも誤りなきを期する意味合いにおいて、地方事務所職員も相当啓蒙宣伝には努力したのでございませう。また場合によつては私も、あるいは副知事、さらに地方制度調査委員会の太田さんをお招きし、関係町村に出で行つて説明をしようとしたのでございませうが、名古屋市一辺倒に傾いておるとき意見に至りましては、もう果が来

ないでくれ、われわれのことはわれわれで解決するからもう果は来るな、こういうことなものでございませう。果は来るなというところになつて、なかなか説明を果から行つてすることができないうと。地方事務所の職員が行つて啓蒙しようとしても、もつとくきやに進もうとしておるのをこわされてしまふ、だから来ないでくれ、こういうふうな実状になつたのでございませう。そこで日本都市学会において昨年の八月に世論調査をいたしましたけれども、世論調査をするときにはまだ事実の認識がきつて薄いとくに町村についてなしたものでございませう。その後順々に名古屋市に入つていけないうたといふことを認識するものは非常に増加して参りました。先般の選挙のときのごときに至りましては、反対を表明して立つたところの者が非常に多くなつたのでございませう。さらにまたこうした泥試合の中に巻き込まれたくないといふことで、中立的な批判の立場にある者も相当多いといふことも事実でございませう。

○高橋進太郎君 ちよつとお聞きしますが、あなたは名古屋の方で十分話し合いをしたと思つたが、連絡がでなかつたというのです、一体果案をお作りになるときには、これは名古屋市の意見というものを取り入れ、あるいはそういうものを織り込んだんだから、その点はどうなんですか。

○参考人(鈴木慶太郎君) お答えします。それは冒頭陳述のときに申し上げました通り、名古屋市と別個に理想都市名古屋を作るの考へで進んでいくことにしておりますので、名古屋市は別に市域の中に入つておりませ

ん。弱小町村を解消して適正規模の新しい町作りを中心とする、町村合併促進法の精神に照してもそれが妥当かと思つたのでございませう。なおこの際つけ加へさせていただきますと思ひますのは、先ほどこの町村合併促進委員会の委員に名古屋市が入つていない、果の方に総務部長にも言つたが、入つていない、こういうことであつたのでございませうが、町村合併促進委員会の委員は二十名をもつて構成しております。市長代理としては、名古屋市長さんの特別の了承を得まして、岡崎の市長が入つておるのでございませう。それから市議会議員の市議会議員さんから、議長会の会長を議長さんがなさつておられますので、一官の議長さんを御推薦するといふ手紙が参りまして、それによつてやつておられますので、名古屋市との関係においては委員に直接入つておられませんけれども、優にその趣旨は徹底せられてゐる。また教育委員長でありました県議員の方が名古屋市から入つておられます。その後総務常任委員会の副委員長でありました名古屋市出身の県議員が、これまた町村合併促進法の委員として残りました。名古屋市の問題につきましては、時に触れ折に触れ十二分に申し立てる機会を持つております。また名古屋市のそうした関係については、委員は入つていないといふのは、こうであるといふことは申ししたのでございませう。

○委員長(小笠原三三男君) 鈴木君に御注意申し上げますが、質問の範囲にとどまつて御答弁願ひたい。

○高橋進太郎君 もう一点簡単に御答へ願ひたいと思つたのですが、今あなたのお話しても、どうも果の方では関係

町村に行こうと思つても、関係町村の首脳部はむしろ来ないでくれ、こういうようなことを言われておると、こう言ひますが、そこにどう何か何と申しますか、町村合併といふものを上から下へきめようとする考へ方があるのじゃないでしょうか。言ひかえるならば、やはり地方問題は地方問題、関係町村は関係町村の住民の意思といふものを、かりにその程度はあるいは大局的でないのかもしれないけれども、やはり事実的な段階でそれぞれの町村民といふものは町村民なりの考へ方があるのだと思つたのです。それをやはり、その町村民のそういう素朴な考へを基礎にしてきめらるべき問題であるのに、何か指導原理といふものをきめて、そうしてそれで無理に押すと、こういうところはなかつたでしょうか。その点がむしろ果の方が来ると、今あなたのお話のように町村民あるいは町村の首脳部の方はむしろ来ないでほしいと、こういうようなそのに何か無理があつたという感じはないものなんですか、そこをちよつと。

○参考人(鈴木慶太郎君) 無理はなかつたとは私は信じております。その理由は町村長、議長がもうきめてしまつて、もういいのだからこれで行けといふことと進んでおつたことは、その後の実情によつて、何だそんなものかといふことで、次第に認識の度合いを深めてきておる事実によつて明らかにされると思ひます。

○高橋進太郎君 もう一点私は関係町村長さんにお聞きしたいのですが、町村合併といふのは個々的に、名古屋なら名古屋、あるいは果なら果案に行くと、こういうこともあるでしょうが、大体

各県の例を見ますと、合併の話になつてゐるような数カ町村というものがお互いに何回かやはり会合し合つて、そして合併に行くなら合併に行く、あるいはわれわれだけで一つ合併して名古屋へ行かずにあれだというふうなきめられるのだと思ふのですが、そうした関係町村間の話し合いというのはどうか、そういうようなことはなかったのでしょうか、どうでしょうか、その点一つ。

○参考人(水谷登免吉君) 町村合併促進法が出来まして、鳴海町としては午前中に申し上げました通りに、児童がほとんど毎年ふえ、学校の設備だけにきゅうきゅうという有様であるもので、すか、町村合併促進法によつて経常費を節約して、そしてその節約した費用によつて福利施設をいたしたい、こういう考えで町村合併を進めて、附近の太田、有松、豊明等に数回呼びかけをしまして、いろいろ御相談を願つたのであります、太田は御承知の通りに大日本紡績がありまして、相当固定資産税がたくさん入つて鳴海町よりも富裕な町村であります、人口面積は鳴海町の半分以下であります。また有松は非常に小さな町であります、従前鳴海町といつていろいろ交渉がありまして、どうも町民の融和といふものができなかったわけでありまして、が、こんなところといつて申し上げたのであります、この有松は鳴海町に合併されて吸収合併のようになつてしまふ、そうすると鳴海町にいいことをされるというわけですが、困るのだからむしろそれよりも名古屋へ行つた方がよろしい、太田もやはり合併して鳴海町に牛耳られるのならば、

むしろ名古屋へ行つた方がよろしい、こういう線では非常に私も三月か四月ほとんどこれに費したのであります、が、とうてい鳴海町に合併はがえんじられなかつたのであります。また県御当局にもその合併論をひきつけてたびたび懇請をいたしました、選挙地盤の違つてゐる関係、太田、有松は知多郡に属して私も郡が違ふのでありますけれども、県議員の選挙地盤が違ふと思ひます。そういうような関係か、あるいはまた地元においても嫌われておるのでその合併論は進まなかつたのであります。それで鳴海町としてはもう単独で行くか、あるいは名古屋へ合併して行くか、こういう線に相なるので、名古屋へ行くということに最後に決定をいたしましたわけでありま

とで、合併の方へは目を向けなないのであります。新川もまた会社がありまして、積極的に合併をしようとはせられなないのであります。それから清洲の方も実は下の方では名古屋へ行きたいというふうな気があつて、名古屋の方へ行きたいというので、この五カ村の県の試案には賛成してくれなかつたのであります。そこで私は一番最後に、清洲の村長さんはこの合併はあなたの方で一つ心をきめて出て来て下さい、というので、私は行ったのであります、が、そういうふうでどうも何回寄つてもできなかった、つい不成功に終つたのであります。

○委員(小笠原三男君) 飛島村長齋藤君、他の関係町村を代表して御答弁願ひます。

○参考人(斎藤辰雄君) お言葉でございますからお答え申し上げます。町村合併につきましても、ただいまのような村長と議長がきめておつたとかいうようなことは全然ございません。一例を申し上げますと、ただいま高橋先生からの御質問がございまして、が、同じような町村が合併した例は海部郡にはございません。海部郡津島市外十八カ町村でございます。これは県の試案といふものは一つも実行されておられません、津島市に對しましては、神守村が入つたのでございます。これはいろいろ条件をつけまして、有利だから入つたのでございます。また最後われわれに隣接しておるころの歌富町の合併でございますが、歌富町にも日本毛織株式会社という大きな会社がございます、その税が相当たくさん入ります。このうまいがあり、佐屋村でございますが、これは近藤紡績が

ございまして非常に裕福でございます。決して同じような弱小町村同士が一緒になつたといふことは、海部郡におきましてはございません。同様に他の方の部落におきましても、弱小同士がなつたといふことはございません、が、その例外的なことが私どもの村で行われたためではないと思つております。

○高橋達太郎君 最後に私県御当局からお聞きしたいのですが、いろいろ合併の問題をお聞きしますが、この問題についてはいろいろ点はないのですか。要するに今度合併の対象、名古屋に合併を希望しておる町村といふものは大体この地図で見ますと、愛知用水の一帯的な地帯である。そういうような愛知用水の関係、あるいはそういう農業的に特殊な地域との合併の関係上、どうも名古屋市に入つてはまずいのだといふ、言いかえれば合併の町村民の自由意思といふ点、そういうほかにも一つ、そうした大きな行政目的のために若干県案ができて、それに伴つていろいろあげたといふ、そういう点はあるのですか。

○参考人(鈴木慶太郎君) ただいまのお話のように、愛知用水その他の各種用水、土地改良あるいは逆瀬樋門の海岸堤防、こういったような総合的に果の広い立場において県は考えたことも事実でございます。

○参考人(横井龜吉君) 高橋先生にちょっとお話し申し上げます。連絡が十分でなかつたのでございますが、これは水かけ論になりますから、先ほど申し上げました通り、取りつく島がなかつたといふことで一つ御了承願ひたいと思ひます。ただ町村合併の事

柄は急に去年始まつたと申しすけれども、名古屋市の商工会議所が二十六年でございまして、名古屋市の周辺町村を合併しなければ産業都市としての意義がないのだ、従つて二十九年までに合併しようとするまでで商工会議所から答申をしておるのであります。そういうことで合併の話を持ちかけたのだが、取りつく島がなかつたのだ、こういうことで一つ御了承願ひたいと思ふのであります、それは最初からお聞き取りの通りに、それは太田さんの個人の意見ではあると思ふのであります、一つも入れないという方針だといふ言葉で、はば御了承願ひたいと思ふのであります。そこへ話に行けばめちやくちやにされてしまふといふことを町村の方も恐れるものだから、従つて多少連絡が不十分であつたといふ点はあるかも知れませんが、しかし回数も上げてよろしいのであります、相当伺つておるつもりであります。

それから都市計画云々のお話もございまして、御承知のように愛知県には都市計画委員会というのがある、が、名古屋には都市計画委員会と愛知県の名古屋市の都市計画委員会といふものはあるのではありません。従つて名古屋市の都市計画といふのは県の委員会策定されておるのである、その策定の方針に従つて名古屋市は経営をしておるといふ事実を一つ申し上げておきたいと思ふのであります。

それからもう一つは、学会の事柄についていろいろお話しがあったようでありまして、なるほど調査費は出しましたけれども、私は大学の教授やそういう

う方は、名古屋にどういふところがあるうとも正しい結論を出していただいで、何年何十年たっても学者はうそを言わぬという結論が出ておるものとかように信じております。

○松澤兼人君 先ほど来のお話を聞いておりますと、県会議員の太田さんです。お話を聞いてみますと、これは全く県は自分の土地を持っておるようなことを言っておる。おれの土地は一坪でも名古屋にやらないのだといううな感じを受けるのです。そういうこととでこの問題を処理して行かれたらこれは大変な間違いが起ると思う。現在それは起っているわけなんです。今後ともそういう方針で行かれるならば、県と市の摩擦というものはこれはいつまでもたつて絶えない。そこでお伺いするのですけれども、そういうことはどういふことで一歩たりとももう名古屋市を延ばさないといううな結論が出てくるのですか。あまり長くは私聞きたくないのですけれども、肝心な三つ四つぐらい項目別に話をしていただけばいいと思う。

○参考人(太田光二君) 私の意見をお尋ねになりましたので、私個人の意見を申し上げました。県全体の問題といたしましては、県の事務当局は私のような考えではないと思ひます。更に私どものやっております地方制度調査委員会は、私一人の意見ではありませぬ。なお書類が生まれぬ前にいって、合併の適当でないことを説明して回りましたが、書類が出て参りましたところの昨年の十一月二十日以後におきましては、ここにおられます合併審査会長、並びに県の議会の地方制度調査委員、これがともにそれぞれの分担を

いたしました。書類の出で参りました十一カ町村については住民の意思を調査するために巡回をいたしましたわけでありまして、その結論に基いて県の議会の決定がなされたわけでありまして、私一人の意見をお尋ねになりまして、いかにいかにええことをもって県の処理をいたしたようにお取りあうりかもしれませぬけれども、いやしくも大愛知の県会が議決をいたしましたのは、太田光二一人の意見ではないのでありまして、申し上げるならば、県議会全体のものの総意がここに表われておるわけでありまして、一つ御了承をお願い申し上げたいと存するわけでありまして。

○委員(小笠原三男君) 西郷君が関連して質疑をこの際したいというのですが、お許し願えますか。

○松澤兼人君 ちよつと待って下さい、もう一つ、二つだけ……。

○委員(小笠原三男君) じゃ松沢君。

○松澤兼人君 さつき名古屋市を、一歩たりとも外へ出さないとおっしゃったのは、地方制度調査委員会の委員長としておっしゃったのか。あるいは県議員太田としておっしゃったのか、その点を明らかにしていただきたいと思ひます。

○参考人(太田光二君) 肩書は調査委員長であります。人間は太田光二であります。私にお尋ねになりましたので、太田光二の意見を申し上げますが、委員長として委員会全体の意見であるならば、ただいま申し上げた通りであります。

○松澤兼人君 そこで名古屋市を一歩たりとも外へ出さないということとは、

地方制度調査会において決定されたのであります。あるいは地方制度委員会において決定されたのであります。県会においてそういう方針が議決されたのであります。その点は……。

○参考人(太田光二君) それは、周辺を回ります場合に何回も申し上げておりますように、名古屋市に合併することは適当でないという県の合併試案が出ております。これはもちろん名古屋市に周辺が合併するという試案が出ておらないので、言いかえれば名古屋市に合併が適当でないという試案であります。従ってその試案の説明並びにその周辺は周辺として別個に県は育成指導していきたいという考えのもとに大都市周辺市町村整備促進条例というまあ条例を設けて、県の費用をあの方で大減を削減したいという、こういう政策を立てたのであります。そういうような合併試案の精神のもと、大都市周辺の整備育成の条例の説明などの際に参りましたときに、それだけの者から意見を出したわけでありまして、その際に私どもの出した意見が、ただいま栗山先生お尋ねの際に申し上げたような意見を私が申し上げた、こういうわけでありまして。

○松澤兼人君 そこでお尋ねいたしましたけれども、そういう方針で名古屋市の周辺は絶対に名古屋市には合併させないで、これが基本的な県の方針だろうと思ふんです。ところが天白、猪高ですか、この二つは例外的に認められておるのです。問題はこれの例外というものは名古屋市と一体的な関係にあるということをお認めになったからだろうと思ふのです。名古屋市というものがそれらの周辺都市と全く切り離されて生きていけないということは、これはもう御承知だろうと思ふんです。われわれも結局名古屋市の合併の問題とか、名古屋市の市域の問題とかいうことは、その住民の一体的な生活観というものによって決定されなければならぬ、こう考えるのです。そこでお尋ねいたしたいことは、近代的、理想的な名古屋市というものはどういふ構想であつた方お考えになつていらっしゃるか、入れものは少しも広げない、その入れものの中で近代的な理想的な都市を建設するということは、私は無理じゃなかつたと思ふんです。その点はいかがですか。

○参考人(太田光二君) 私からも簡単に申し上げますが、この点は自治庁から御紹介に基きます文書で委曲を尽してありますので、いづれまたお手元に御送付申し上げて説明にかえる場合もあるかと存じますが、名古屋市のごときあれだけの都市であります。名古屋市の関係のないところは中部日本一つもありません。従つて名古屋市を中心としてそれぞれ依存、共存しておるわけでありまして、名古屋市の関係があるから合併をしようというならば、何か妙でありますけれども、中部日本全部が名古屋市に合併をしても私は適当と思ふぐらゐに考えるわけでありまして。(「そんなばかな」)「もつとまじめに議論をしろ」と呼ぶ者あり)私の意見であります。(「もつとまじめにやれ」「進行々々」と呼ぶ者あり)ああいうヤジが出ますので、私はやめた方がよいのですか。(「何を言う」と呼ぶ者あり)私はそういうふうにはじめに考えております。そこで申し上げますと、今のような御意

見が出ますが、自治庁の方にお答え申し上げております文書にもそういうような意味が書かれておるわけでありまして、御了承願ひたいと存じます。

○松澤兼人君 私が言いましたのは、すね、一体的な生活観とか、あるいは経済的の一体性とかいふようなことを申し上げておるんで、関係がある、あるいはないというのを申し上げておるんじやないのです。周辺というものは、これは一体的な関係がたゞいまもうすでにできて、地理的に、あるいは社会的にできておると思ふのです。これを県の最初の計画のように、放射状に町村合併を促進しても、それは事実上できないといふことを申し上げたい。それは先ほど問題となりました町村の町村長さんが申しているように、いろいろ話をしてみたいけれども、どうしても納得が得られない、そこでやむを得ないから名古屋市との合併を考えたい、こういう結論になったのです。県がどんなにまあ行政的な力をもつてやっていたとしても、私はそれで独立した町作りといふことは事実上困難ではないか、その点はよく私考えていたかなければならぬと思ふんです。名古屋市の市域を一步たりとも外へ出していないといふあなたの方のお考え方と、実際にその町村の責任者がいろいろ骨を折つてみたけれども、どうしてもいかなかつたんだというところは、これはよほど考へていただかなければいかんじやないかと思ひます。私はどんなあなたの方でこれはいけなかつたと言つたところで、やはり名古屋市と周辺の都市というものは一体的な関係というものができてくると思ふんです。こういう名古屋市の場合は、たとえ

○松澤兼人君　もう二つばかり。過大都市という問題ですけれども、言葉で言えば過大都市ということはいかにもよくわかったようです。そうしてまたこういう町村合併のときには過大都市ということは一つの合併を判断する基準になると思いますが、すでに過大都市

がないのです。人口の密度の関係を言うのか、あるいは地域の狭いことを言うのか、人口だけのことを言うのかという点は何ら学問的な尺度がない。常識的にわかっておるようですが、しかし実際に過大都市という定義をたとえば書こうとすれば、結局常識的な結論しか出てこないと思う。私は過大都市ということにあまりこだわっておるののではないのじゃないかと思う。大阪はどうですか、または名古屋はどうですかということになってくるのですね。あるいは世界各国の大きな都会のこととも言わなければならぬと思うので

す。私はこの言葉にあまりこだわってはいけなと思うのですが、この点いかがですか。

○参考人(鈴木慶太郎君) 私も同感でございます。ただし日本都市学会におきましても、京阪神それから京浜というものは過大都市であるという言葉を使

使っております。名古屋市中から出てきておる書類——申請書におきまして、過大都市となることをおそれてそれを防止する意味合いにおいてやるののだ、こう言っております。私も過大都市化することを未然に防止するというような意味合いにおいてという

とを考へておるのであります。先生と同じように、私は単に人口が大きいか密度が高いとかいうような量の問題ではなく、その都市の持つ質の問題で、都市発展の過程における人口の量と都市の持つ質との問題から矛盾の生じ方について研究をしていきたい。こういう気持ちで私どもは現在研究をしておるのでございます。

○松澤兼人君　もう一つの問題は都市の機能の問題だろうと思います。百二十七万の人口を持っています。百二十七万の人口を持っておる名古屋市が都市の機能を十分に果しておられない。つまり名古屋市がこれ以上の仕事をやるといふことは危険でもあるし、また合理的でもない、そういうことで一つの都

ということとは、これは戦後の各都市経営の一つの共通性があると思うのであります。私はそれを名古屋市にばかり責められてもいけない。結局は県だつてやらなければならぬ仕事はたくさんあると私は思う。その点はよく了解していただきたい。

そこで私は結論を申します。あなたが段階的に名古屋の地域の拡張ということを認める、それについては異市ともよく話し合つて今後はどういう紛争が起らないということであるならば、私はそういう方針で今全部ということはいけないうちに、一歩々々一定の計画をもつて名古屋市の拡張の問題も合併の問題も考えていただきたい。と思うのです。

○近藤信一君 先ほど高橋委員の質問に対する鈴木総務部長が答弁された中に、非常に重大な点がございますので、若干さらに質問をいたします。

あの筈弁の中に、大体名古屋市民はこの町村合併に対して非常に無関心である。そしてその例をば選挙に例をあげられましたが、従来名古屋市の市内の選挙区議員は社会党両派合せて、選挙前には八名でございました。ところが過日の選挙ではそれが一躍十三名になったのでございます。さらにその中で左派社会党は従来一名であったのがが一躍市内では六名になった。そういうふうになつてきておりますし、減つたのは一体どこかというところ、やはりこれは自由党の諸君であり、民主党の諸君がこれは落ちてゐるから、こういうふうになつて出てきてゐるのです。さらにその前の衆議院の選挙のときでもそうでございます。やはり社会党が従来二名でございましたのが、左右合せて

三名になった。やはり選挙というものは市民の総意を聞く一番いいときでございまして、やはり私ども社会党といましては、この両選挙を通じて、市内におきましては町村合併問題を中心にわれわれは市民に訴えてきた。その結果がこのように現われてきたの

だから、これは鈴木総務部長が言われ
ました先ほどのお言葉は全く逆でない
かと私はこう思うのです。それでござ
いますから、私は鈴木総務部長のそ
うした失言はこれは適当でない。一つ
その失言を取り消してもらいたい。

○参考人(鈴木慶太郎君) お答えしま
す。私は取り消すというような気持は
持つておりません。と申しますのは、私
は関心が無いと言ったのではなくて、
関心が薄い、こう言つたつもりでござ
います。しかしこうしたところにめつ
たに出てきませんので、もし関心がな
いといふとありましたならば、関心が薄

と思ひますが、そうした意味で人格、
識見、その他のものによつてもちろん
当選していることもあるのでございま
しょう。それだけは立証の一つの強い
材料にはならないということを申した
つもりでありますので、よろしく御了
承願いたいと思ひます。

○近藤信一君　まあこんなことで大事な時間を議論にとつても仕方がないように思いますが、私はまあ関心がなからうが薄かるうが、どっちでもいいと思います。すが、現在名古屋市の市会議員もやはりこれは全員そろつて、満場一致で町村合併の問題については努力しておられる。そういう点から言つても、私は決して市民全体が関心が薄いところというところではないと思います。まあこのことはそれでよろしいのでございしますが、午前中に私いろいろと参考人から御意見を承りました中で、若干の疑問をいたしたいと思ひます。

まず私は県側に鈴木総務部長にお尋ねしたいと思いますが、いろいろと午前中に意見を述べられました中におきまして、名古屋港は国際港として非常に重要である。従いまして将来の名古屋の発展については県としても努力をしておる。そういうふうにも言っておられましたし、現に私どもも考えておりますのは、やはり名古屋港は中部六県下の重要な一つの国際港でもあり、重要な産業地帯の心臓でもあると、まあわれわれ思っているのです。そして現在はその名古屋港が県と市との共同管理になって、そして県と市とはほんとうは仲よくこれは名古屋の発展のために努力されるのが私は当然だと思っております。ところが町村合併の問題になりますや、がぜんこれが県と市と

まっとう対立した。こういうような状態になってきて、今日このように鈴木総務部長が先ほど言われましたように、地元で解決できる問題が中央に持ち出されてしまった。こういうような結果になったわけでございますが、私にはやはり鈴木総務部長がそういう将来

の名古屋の發展、ひいてはこれは愛知県の發展になるわけなのでございますから、そういう發展に対してどのような考へておられるか、努力を續けるといふことだけでなくて、今後この町村合併に対して一つ県の方は本氣にやってくれるかどうか、おやりになるかどうか、こういう点についてまず一つお伺いしたいのであります。

○参考人(鈴木慶太郎君) 本氣にやっておるつもりでございます。それから名古屋港につきましては、一部事務組合ができておりまして、県と市部共同の組合でございます。その關係から県議員、市會議員、それぞれ出まして組合議會を作りまして、その議會においても相当研究をしております。私どももやはりその關係においては、名古屋市とともに一生懸命にやっております。この名古屋市合併の問題と、名古屋港の發展策を考究する問題については、直接どうこうというような問題はございません。お互いによりよく仲していこうというところで、日夜苦勞しております。

○近藤信一君 過日の衆議院の地方行政委員會で、県の鈴木總務部長は、名古屋市については理想都市としての設計、計画を現在やっている、そういうことを言っておられるのですが、さらに現在県ではこの町村合併に対する一つの試案があるそうでございます。これについて一つ県の試案はあるかど

うか、現在作られておるかどうか。

○参考人(鈴木慶太郎君) 今のお話の理想都市を作ることと、合併の試案という問題、はつきりしないのですが、名古屋を理想都市化するということについて一生懸命に研究し、それを知事の考えはできておりませんが、その考えを各界の人、名古屋市の他の人々にも、どういう方法によって集まって研究して作り上げるかという気持は持っていますので、知事の考えを聞いてみますと、午前中に申し上げたのでございすが、名古屋市の発展に関する将来計画というところにつきまして、国土総合計画の一環として、地方計画の形において研究してみたい。そこで名古屋市の母体をどういうふうにするか、実現するために果して助言申し上げ、研究の中に入れていくか、また衛星都市の育成強化ということによって、直接間接に名古屋を伸ばしていくこととの関係について、それから中間地帯としての農村をいかに伸ばしていくかということについて、それからこの中部経済圏内全体の有機的結合はどうすればいいか、こうした関係のことを研究しておるのでございます。その具体的な現われについては、それぞれの方々の御意見を尊重し、今後進めていきたい、こういうことでございします。

○参考人(鈴木慶太郎君) さようでございます。

○近藤信一君 次に名古屋市の方にちょっとお尋ねするのでございますが、午前中の鈴木総務部長からのお言葉の中に、大体名古屋は現在まだ道路の問題や学校の問題や、その他いろいろやらなければならぬ問題がたくさんある。そこで現在の名古屋市の財政では、合併したってこれは無理だろう、こういうようなお言葉があったのですが、これは一体市の方はそういう財政的な問題は、現在財政的な関係はどのような具合でございしますか。

○参考人(横井亀吉君) それは先ほど栗山先生からか、秋山先生からか、お話をございまして、ちょっとお話し申し上げましたが、名古屋の財政規模その他につきまして、大体町村合併をやりまして、それを同じ名古屋の一部として経営して行くだけの能力は持つております。前に申し上げましたことと二重になりますから、この辺で一つ御了承願いたいと思います。

○近藤信一君 先ほど私もちょっと本会議の質問があつておられましたので、聞くことができなかったもので、まあ重複してお尋ねしてしまつたのですが、過日の県会の議会におきまして、天白と猪高、この二つは議決されて、その後保留になつておるのが山田と楠、この二つが保留になつておりますが、その後山田と楠の二つの村に対して県はどのように働いておられるか。

○参考人(鈴木慶太郎君) 先ほど冒頭陳述のときに御説明申し上げてた通り、内閣総理大臣のところに審査請求がなされておりますけれども、これが解決策について善処をしておるのでございします。しかしその内容を今すぐここで申し上げるというところは、内容を申し上げてしまつても、いろいろと事情がありますので、腹をきめてもらつて、内閣総理大臣の裁定にとらみ合せて

てみたい、私も一応は考えをしておりますが、しかし早いその解決策については努力をしております。

○近藤信一君 最後に一つお尋ねしますが、いろいろ先ほどから鈴木総務部長、さらに太田さんからもいろいろと過大都市になる、こういう危険があるからということで、名古屋の町村合併の問題は現在県の方が反対しておられる。ところがまあ過大都市という尺度の問題は、先ほど松沢委員がおっしゃつておりましたように、どこでどうきめるかというところはこれはまことにむづかしい。しかし名古屋が過大都市になることを反対しておられるが、先ほどからも言われておりますように、面積の問題を言いますならば、現在豊橋、岡崎というところがやはり町村合併をやりまして、これはやはり県の方でこれを議決したわけでございますが、豊橋も岡崎も非常に名古屋より面積の点は広い。そうすると、面積の面で行くと、名古屋は過大都市ということにはならぬのではなからうか、私はこう思うんです。そういう点から考えまして、過大都市ということが理由になつての反対ということは私は非常に不可解だと、こう思うんです。この点一体どう考えておられますか。

○参考人(鈴木慶太郎君) 私どもは先ほど松沢先生もおっしゃつた通り、面積が大きいとか、人口が多いとか、そうした関係のみによって過大都市問題を云々することは誤りであつて、松沢先生と同じように考えておるのでございします。従つて面積がどう、人口がどうということも名古屋について申し上げておるのではありません。豊橋についての問題がたまたま出ましたので、

その点を申し上げるならば、豊橋はいわゆる中都市でございします。その中都市は今のところ大都市になるというようなことは、人口わずか十数万でございしますで考えられないのでございします。そうした中都市はほとんど育成していく、そして過大都市のおそれというものは今のところ考えられませんが、むしろその発展を促進しまして、過大都市化しようとするところの名古屋との関係についての均整のとれたものに育てて行きたい、こういうことを考えていることは、名古屋を伸ばす一つの道にもなる、こういうふうにお考えおるのであります。

○栗山良夫君 行政自治庁にちょっとお尋ねいたします。関係市町村、あるいはこれと対立の立場に申しまする県当局の意見というものは、大体出尽くしたと思ひます。実情はよくわかつたと思うのであります。ただわれわれは判断をしなければならぬわけでございますが、その前に自治庁のお考えを一つ伺つておきたいと思ひます。それは先ほど来、いろいろ議論をせられましたように、県が市町村の合併問題について行政指導をするということについては、決して不当でないということが明らかになりました。行政指導をしまする限界というものが問題になつて、ただいまあなたは非常に言いにくそうに「町村合併のしおり」の問題について、問題だとなつたはお考えになつておられる。ただ役人の手前から、きわめて巧妙な言い回しをして意思表示をせられましたが、腹の中はそうであつたと思ひます。そのことはよくわかりますが、一応そういうような「町村合併

のしおり」をもとにして関係市町村に県は非常に強い行政指導をやつて啓蒙をやられている。それにもかかわらず、関係市町村において村民の意思、村民の意思というものは、正規の機関で決定をして、名古屋に合併すべきであるという結論を出している。その結論を、地方自治の中心である市町村を尊重すべきにかかわらず、県の方ではこれと全く反対の結論を出してしまつた、ここに紛争が起きていることは事実であります。そこで総理大臣に対してたゞいま審査請求が行われておりますが、自治庁としてはこの審査請求の結論を出す場合に、県側の意向というものに従つて結論を出されるのか、あるいはあなた方がしばしば言明しておられるように、地方自治の中心である市町村の住民の意思というものが尊重されなければならぬ、そういう場合に自治庁が今まで行政指導をしておられた、その精神に従つて結論を出されるのか。どういう場合に結論を出そうとしておられるのかをちょっと伺つておきたい。

○政府委員(小林三三三君) 実は今の問題に対してその「何とかなのしおり」という問題がありますが、実はそれを、しおりをよく見ておりませんが、さつきは委員長のお尋ねの点に対してああいう言い方をしたのでございまして、今手元に持つておりませんので、この点はお許しを願ひたいと思ひます。それで実はこの本件につきましては、総理大臣の方に関係市町村から審査の請求が参つておりまして、総理大臣といたしましては、町村合併促進法の定めるところによつて、これに対する措置をしない、やらない責任を

持つておるのであります。現在それに基きまして、関係団体の意見を聴取中でございまして、まだ現在までにこれが全部意見が出そろつておらないという実情でございます。おつつけそうろろと思いますが、それがそろいましたならば、そのお話の通り、どっちの意見に重きを置くかというこういう問題でなしに、どっちの意見ももちろん慎重に考慮して、ほんとうにこの合併の問題の促進法にいう趣旨に違反するかしないか、こういう立場で、あらゆる事情を慎重にしんしゃくして決定しなくちゃならない、こういうふうに考えておる次第でございます。

○栗山良夫君　ただそういう御答弁よりないかもしれませんが、私は一つの考え方として、どこまで紛争に紛争をきわめてきた問題でありますから、もし自治庁のとられる態度が少しでも過失があった場合には、地元において收拾すべからざる私は混乱が起ると思ひます。そういうことをあなたは深く御認識になっておるかどうか、その点をあらためて一つ……。

○政府委員(小林与三次君) これはまあ総理大臣の裁定等にいたしましたけれども、実はこれは最初のケースになるわけでございます、事は県と市が意見が食い違ふというきわめて重大な問題でありますので、関係市町村におかれましても、われわれの所に賛否それぞれの立場から、いろいろな意見の陳述述もあるでございます、この決定が右にせよ、左にせよ、影響することともこれはもちろん少くないことは十分に一つ考えまして、最も公正な立場で、しかも関係市町村がそれぞれ円満な形で事態が収拾されることを衷心から考

えまして、事態の解決に向いたいと、
 とういうふうに思っております。

○栗山良夫君 意見が出そろっていか
いというお話しでありましたが、どん
な状態にただいまなっておりますか。
細目をお知らせ願いたいと思います。

○参考人(小林橘川君) 促進法により、まずというところ自治庁長官は、当該都道府県知事について当該事件に関する事情を聴取するとともに、参与の意見

を聴いた後その意見を附して、これら内閣総理大臣に上申する」と、とうとう建前になっておるのでありますが、「『記事について当該事件に関する事情

を聴取する」というだけに実は促進法がなっておりますけれども、事柄は庶県の意思と関係市町村の意思が食い違うのでありますから、市町村の意思も

あわせて聞かなければいくまい、この
いうので県並びに関係市町村全般の幸
向を聴取しておるのであります。現在
私のところへ入っておりますのは、町

村関係の御意見は皆来ておるようではございますが、県と市の御意見がまだ入っておらないのが実情でございます。

それともにもなおこの際申し上げたいと思いますが、実は最近地方選挙がございまして、関係市町村においてはそれぞれ新しく住民の意思が決定さ

たわけでございますして、おそろく今度の選挙につきましては、この合併の問題が重要な選挙の課題の一つだったろうと思うのでございまして、新しい

議会の意思というものもむしろそういったことを十分に聞いてきめる必要があるだとうと、まあそういうふうに存じておるのであります。

○栗山良夫君 県の方へ伺いますが、

県の方は総理大臣から求められており
まする意見書というものはいつ御提出

○参考人(鈴木慶太郎君) なるべく早く出したいと考えております。

○栗山良夫君 なるべく早く出したい

というのも、これはとりようによってはいいぶん幅のある問題ですが、もう少し具体的にお願いします。

○参考人(鈴木慶太郎君) 大体でき
上っておるでございます。そしてもう
早く出したいと思いますが、私ども
の考えとしては、県に照会になっ

たものであるけれども、関係者によく了解を得て出したいと考えておりますので、関係者の方の御了解のための適当な日にちを作って御了承を得る機会

があれば出したいと思つております。
○栗山良夫君 大体、それはなんです
か、六月一ぱいとか、六月の中旬まで
とか、そういう予定があるのでござい

ましようか。それから関係先というのはどこですか。

○参考人（鈴木慶太郎君） これは県で私どもが起案したものでございます。

れども、私どもの方のあれでありますから、地方制度調査委員会とか、あるいはまたその他町村合併審議会の方とか、あるいはまた県の総務常任委員会

の方々とか、県会側の方々の御了承もなるべく得て出したい、こう私は考えております。ただ日にちの問題につきましては、そうした実情からしまして、

何日までにと、いう日には考えておりません、なるべく早く出した、というふう、に考えております。

○栗山良夫君　これはまあ何べん聞いて

でも同じですが、なるべく早くという

のは、一月とも、二月ともとれるので、私としてはこの事態を一刻も早く收拾

しなきゃならぬと思っておるので、六月一ぱいとか、あるいは六月の二十日までとか何とか、その大体のあなた方の腹づもり、これは人のやることです

から、関係先の了解が得られる予定であつても、延びればまたやむを得ない。しかし大体の構想というものは、非常に計画性に富んだ鈴木総務部長ですか

ら、ちゃんと腹の中へお入れになっておると思うのです。それをお聞かせ願いたいと言っているのです。

○参考人（鈴木慶太郎君） 栗山先生と

同じように、早く出したいという気持ちであります。

○栗山良夫君　早くというのは、私が申し上げるのは前提がありますよ。大

体大まかでけっこうですから、計画に
 そごをきたすことは了承しますから、
 あなたが腹で大体六月一ぱいに内閣に
 出したいとか、そういう大づかみの構

想というものを述べていただきたい。
 とう言っているのです。

○参考人（鈴木慶太郎君） 六月一ぱい
 どころか、それよりもっと早く出した

いと思ひます。

○栗山良夫君　それをもつと早く言つてもらえば問題ないのです。（笑聲）

委員長にちよつとお諮りしますが、こ

の委員会は、大体委員長の予定はどういう工合ですか。

○委員長（小笠原二三男君）　ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕
○委員長（小笠原二三男君） 速記を始めて。
何ら締めくくりというような意味で

はございませんが、私からも二、三た

だしておきたいと存じます。時間も時
間でございますから、答弁は端的に、

質問にだけお答え願うようにお尋ねしたいと思います。この合併は促進法三十三条第七項に該当しておりますから、いわゆる総理大臣に対する審査請

求事件となる場合もあり得ることは、初めから県も自治庁も考えられるところであると考えますが、この事案の取り扱いについて、適当な方法によって

あるかないか、お尋ねします。

○参考人（鈴木慶太郎君）自治庁にどのような点を協議したかどうかという点

ですか、どういう点か具体的にお願い
します。

○委員長（小笠原二三男君） ではお尋
ねしますが、県試算のごとく決し、町

村、市側の意向を否決するという態度にきまるであらう以前に、自治庁側と協議せられたかどうかということでございます。

○参考人(鈴木慶太郎君) 協議しませ
ん。
○委員長(小笠原二三男君) その協議
は、国の委任事務を遂行する都道府県

知事として望ましいことであると考えますか、必要なしと考えますか。

○参考人（鈴木慶太郎君） 必要なしとは考えません。できることなれば望ま

しいことと思いますが、知事は議会に提案し、議会が議決するのでございますから、その腹がどこにあるか、議員さんの中には、先ほどお話の太田議員

のように一町村といえども入れることは過大都市化というような気持で考える方もございますし、議会の議決の結果がどうなるかわからぬものを、一々

国の委任事務というところで自治庁に

の場合に、県試案に対しまして自治庁

述べるにとどまっておるのでない。

られますが、これにつきましては、地

ところが自治法の基本の精神だろうと思

弁は私ちよつとわらんですが、先に

ほとんど進んでいってからまたお尋ねします。

○委員長(小笠原二三男君) それでは自治法上主務大臣の助言、勧告あるいは監督といった規定がございますが、知事の事件取扱の各順序と段階がございますが、今の主務大臣のそうした権限と事件取扱の知事の各段階との間にはどういふ関係があるのですか。

○政府委員(小林与三三君) この自治体の事務につきまして、総理大臣の権限なども書いてありますけれども、総理大臣の権限というものはきわめて一般的な勧告、助言を中心にした規定になっているわけでございます。

○委員長(小笠原二三男君) そうすると、内容に入ってお尋ねしますが、いづかこの規定によって指導助言をこの紛争についてなされた事実がございませうか。

○政府委員(小林与三三君) 具体的の合併の区域をどうしるか、入れるとか入れるなとかいうふうな積極的な問題につきましては、これは申ししておりません。ただ、今申しましたように、この問題は県市の間に意見のそごがあり得る。そごがかりにあるとすれば、いろいろ地方的にも大きな問題になり得るので、その間阿者の意見がうまく疎通するように、円満にやるようにと、こういう趣旨の助言と申しますか、気持は繰り返し申しておたわけでございます。

○委員長(小笠原二三男君) 名古屋市の対する合併の動きが出てきて、こういう紛争が起つておる。従来の例で言いますと、小さなものの単なる合併等についても、一々県側から自治庁に相談に来ておるのですが、ところがこう

いふ紛争の起る大問題になって、なお愛知県からはあなたの方に御相談がなかったのでございますか。

○政府委員(小林与三三君) 今申しました通り、具体的な問題の、入れるか入れぬか、こういう問題は先ほど総務部長もおっしゃいましたように、知事が議会の議決を経てきめるわけでございまして、議会の意思というものが最後の基礎になっておりますので、そういう意味の具体的な相談というものは、これはございせんでした。

○委員長(小笠原二三男君) それでは先ほどの過大都市の問題についてちょっとお尋ねしますが、過大都市という言葉は自治庁として、地方自治法上こういうものが過大都市であるという規定をしておられますか。

○政府委員(小林与三三君) そういう意味の規定は、自治法はもろろのことと、法律上は私の承知しておる限りでは現在日本にはないと思ひます。

○委員長(小笠原二三男君) そうしますと、過大都市というものの定義については、行政上も一義的な概念を規定してはおらない、こういうことでございませうか。

○政府委員(小林与三三君) その通りでございます。

○委員長(小笠原二三男君) そうしますと、過大都市云々ということをも名古屋市の適用するということとは、自治庁としてはそういう発言は控えるべき筋だと考えますが、いかがですか。

○政府委員(小林与三三君) 過大都市という意味は、法律の意味でも今ありませぬし、また行政上も役所の仕事として確定した内容は持つておるものじゃないと思ひます。ただ考え方

といたしまして、自治体の経営を具体的にやつていく場合において、非常にいろいろ先ほど議論がおりますように、人口が過度に稠密をして、そうしてなかなか手が回らない、施設その他が不十分である、あるいは住民の保健衛生その他の立場から必ずしも適当かどうかというふうな、いろいろ総合的な見方というものはこれはあり得るのでございまして、実際の行政の運営につきましても、自治体としての適当な運営ができるような限度でものを自主的に考える、まあそういう考え方はこれはあり得ると思ひます。

○委員長(小笠原二三男君) その考え方は一般的にあり得るが、行政上法律上、そういうレッテルをいかなる都市についても、自治庁なら自治庁という機関においてつけるといふことは行き過ぎではございせんか。

○政府委員(小林与三三君) それは自治庁といたしましては、どの都市が過大都市であるとかないとかいうようなことは、これはまだそこまで研究しておるわけでもありませんし、結論を出してはおらぬと思ひます。

○委員長(小笠原二三男君) それではこの都市の行政規模というやうなもののについて、そういう適正な基準というやうなもののについては、国ではその一つの基準をお持ちになっておられますか。

○政府委員(小林与三三君) 現在の段階においてはまあわれわれは持つておりませぬ。ただわれわれは将来のやうな研究題目の一つといたしまして、都市というもののあまり大きくなれば、いゝわば切り回しがきかなくなる。できるものなら都市の分散と申しますか、衛

星都市の発達と申しますか、そういう面はどうしてもこれは大きな問題として研究すべき問題である、こういうふうには一般的には考えておるわけでございませぬ。

○委員長(小笠原二三男君) それではこの名古屋市の周辺、特に鳴海町などで、県側が中小衛星都市という考え方で県試案を決定になられた、こういうやうなことでございませぬが、この点は適当であるとお考えになっておられいどか、どうですか。

○政府委員(小林与三三君) その適当かどうかという問題は、結局本件に対する総理大臣の審査の処分の問題になるだろうと思ひます。

○委員長(小笠原二三男君) 先ほどお尋ねしました際に、愛知県側から県試案について御相談があったということをお鈴木君からお話があり、あなたもその相談にあつたと言つておられました。果が正しくお考えになつてやるならいいだろうという概括的な形式的な御返事にどまつたさうであります。その限りにおいては適正であるとお考えにもなりませんか。

○政府委員(小林与三三君) 先ほどの合併計画の問題であります。これは個々の具体的の中身についての意見は、われわれとしては差し控えておるのであります。一般的な案の進め方と申しますか、そういう扱いについて気持だけにとどまつておるのでございませぬ。それでありますから、具体的にこの計画がいいとか悪いとかいうこ

とにつきましては、意思の表示はいたしておりませぬ。

○委員長(小笠原二三男君) それではちよつと念のために伺ひますが、大変失礼な申し分ですが、名古屋のこういう紛争の起つて来ている問題では、産業、経済あるいは港湾、その他における交通、文化、いろいろの問題がからんで各般のお考えが出てきておるのだと考えますが、自治庁としては自治庁だけの、いわゆる自治法上の考え方だけで裁断を下すつもりでございませうか。あるいは各関係官庁との協力も得られるというやうなお考えもございませうか。

○政府委員(小林与三三君) 今のところ各省とどういふ形で協議するかということは考えておりませんが、それは必要ならば各省の意見も聞く必要があると思ひます。それからこういう合併の問題は、何も自治庁だけの考えという問題じゃないのでありまして、それぞれの具体的な地盤を基礎としておる、そういう今申されましたあらゆる社会的、経済的、交通、文化、あらゆる面を総合して考えたものを基礎にして、行政区画というものは決定さるべき問題だろうと思ひますので、そういう点につきましては広い考慮と、必要ならば広い相談をいろいろいたしまして、事を考えたいと存じております。

○委員長(小笠原二三男君) それからかりにですと、かりに県側が考えているやうな名古屋市の農村部との間に中間的な衛星都市を作るといふ場合には、その衛星都市は名古屋市が持つやうな文化的な産業上のいろいろなき水準まで達し得られるやうな努力をする、周辺都市の整備というところが条件

でそうなるのだと思います。そうしてまたそういうことで住民に対しても納得せしむるものだと思いますが、かりにそういう場合においては、国もまた名古屋市と同等程度に近づくようなあらゆる援助を与えなければならぬというところに責任上なってくるものと考えますが、御所見はいかがですか。

○政府委員(小林三三三) 衛星都市の問題になれば、それぞれ衛星都市としてまとまって、そうしてまあ形は名古屋のような大きな都市から見れば、こじんまりしておるかもしれないが、いろいろの均衡のとれた発達を遂げる、こういうことはもちろん基本の考え方になくちやいかぬのでありまして、そういう場合にはわれわれ自治庁といましては、大都市であるが中都市であるが、農村であるが、同じ立場でそれぞれの発達をいねがうように、いろいろな措置を講ずべきものだと考えられます。

○委員長(小笠原三三男) それから最後に、自治庁としてはこういう国会の問題にまでなってきた問題の処理については、はっきりした御方針をお立てになっておられますか。

○政府委員(小林三三三) 今の御趣旨はよくわかりませんが、本件の処分の方向でございしますか。

○委員長(小笠原三三男) ええ。たとえこれは相なるべくは下げて和解にしたいとか、あるいは裁断を下すのだとか、一つの方針がきまっておりますかというのです。

○政府委員(小林三三三) 実は正直申しまして、総理大臣に審査請求が来ているのは名古屋のほかに二件ございします。これはいつか委員会でも報告したい

かもしれません。そのほかの二件につきましては、それぞれ地元の方でおおむね始末がつくような情勢になっておりますので、われわれといたしましては、地元で話のつくものなら乗り出す必要はない、むしろその結果を待った方がよからうと実は考えておるのであります。この問題につきましては、円満に話がつくものならこれはもちろんそれに越したことはないのございまして、ただほかのケースと少し違いますが、ほかのケースはまだ県会が決定的な処分をしておらぬのございまして、県としての処分の余裕があったのでございします。本件の場合にはその関係町村の中で二カ村はまだ県の処分がこれは未済でございしますので、これはそういう未済のものにつきましては、これは県の方において一つよく具体的に適切な解決をされることを希望いたしておるわけでありまして、この問題につきましては、円満に話がつくものならこれに越したことはない。特にこういう問題はあとの地方の行政上のしこりと申しますか、そういうものを残す、これは県と市という大きな問題を残す、これはなほ遺憾でありますから、いづれにしろ、その間がうまく調節がつくような形で事態を解決しなかつたらいかぬというふうに考えておるわけでありまして、できるだけ円満にどうしてもいかなければ、もちろん自治庁として責任を持ってその方向に行かざるを得ない、こういうふうに考えております。

○委員長(小笠原三三男) うわさに聞くと、六月初旬に事務局案がまとまるというお話ですが、大体その通りでございしますか。

○政府委員(小林三三三) 六月初旬と申しますか、先ほど愛知の総務部長からもお話がありました通り、まだ案が出そろっておりませんが、出そろいましたならば、速急に方針をきめなければならぬ、なるべく早く問題は処理した方がよいのでありますから。なお意見が出ましても、こちらの方で再調査すべき事項があればする必要がありましようし、実地調査の必要があるかもしれないけれども、そういう処分をしなければいけないので、これはできるだけ早い段階で円満に解決に持っていきたいと、そういうふうに思っております。

○委員長(小笠原三三男) それでは、市に求めている、地域の計画というものを提出をされることを求めている根拠は、この裁断に当っては実態的に検討を加えて処理するのだ、こういう建前でございしますか。

○政府委員(小林三三三) これは当然合併の責任者は知事と議会でありますから、知事及び議会にもそれぞれの判断と言いつ分があるに違いないと考えるを得ないのでありまして、その意見も十分に聞く必要がある。しかしながら根本的には関係町村の住民の自由な意思がこれが基本でありますから、これももちろん考えなければいけないのであります。それらは全部総合的に考えて、総理大臣として遺憾のない措置をとるべきものだと考えております。

○委員長(小笠原三三男) それでは最後にこの始末でございしますが、これまでに紛争を引き起しておる。それで裁断を下す前に、自治庁として積極的な打開の道を講ずるようの方策をされる御用意がございしますか。そうでなく、あくまでも事務的に権限によって結論を出すというお考えでございしますか。

○政府委員(小林三三三) 今のお尋ねの意味もなかなかむずかしいのであります。これはもう自治促進法に定める法律にのっとって問題を処置すべきものだと思っておりますが、そういう基本の方向にのっとって事態が円満に解決することを希望しておる、こういう筋でございします。

○委員長(小笠原三三男) この問題は委員長として考えますに、時日が経過するといふことになれば、あるいは果側なり自治庁なりにおいて意識的に時日をズラしておる、その間関係町村の意向を要改し得るような状態に持っていく、こういう作意のもとに行われるのではないかと誤解も受ける筋が出てくるのではないかと考えます。自治庁、いわゆる政府側としてはすみやかな結論を出すことを望んでやまないのですが、大体いつごろまでに関係県、市を勧誘して一切の調査を完了して結論を出す御用意がございしますか。

○政府委員(小林三三三) いつまでという時期まで今きめておりませんけれども、これは今お話しした通り、一日も早く事態を解決すべきものであるというところは、われわれもかねてから思っておりますのであります。それでありますから、回答の来ておらぬ所は、県ばかりではありませんが、市の方からもまだ来ておらないのであります。早速さらに回答を督促いたしまして、先ほど申しました通り、回答が来ております所でも、新しい選挙がありまして、新しい地方議会の議会の意思というものもこれは基礎にしているものと考えらるだろうと思っております。そういう点につきましても必要な調査をなるべくすみやかに遂げて、円満に事をはかりたいと思っております。

○委員長(小笠原三三男) 愛知県側としてはすみやかな資料の提出を御言明になりましたが、名古屋もこういう事態になって、資料提出を急いですみやかな裁断を願う、こういうことで御努力願えますか。

○参考人(横井忠吉) 両三日のうちに提出する予定でございします。

○栗山良夫君 私はきょうの参考人の御陳述をずっと聞いておりました。やはり一番肝心なところで触れられないのは、やはり県当局の議会の責任者並びに行政の責任者である知事並びに議会の議長が、これがおいていないことに相当な問題があるかと思ひます。従って私だけでなくて、その感先ほど同僚議員からも発言をせられております。そこで委員長の努力によって、日を限って、なるべく近い機会に、それこそなるべく近い機会に、参考人としてあらためて知事と議会の議長とをお呼びをいたしたい、そうして本件に対する最高責任者の御所信というものをあらためてお尋ねをしたいと思ひます。ところがどうしてもそういう機会が得られない、いろいろな諸般の事情によって国会へ出て御陳述をせられることを好まれない、こういうことで機会をつかむことができない場合には、やむを得ませんから、証人喚問の手続をとって、議長並びに知事を当委員会に出席を求められるように手配を願ひたい。これを提案いたしたい

と思います。

○委員長(小笠原二三男君) ただいま栗山君からそういう御動議がございしますが、いかがでございますか。

○西郷吉之助君 ただいまの栗山君の御提案を伺いましたが、事はきわめて重要なことでありますから、わが党といたしましては、本日は理事もおりませんので、そういう提案の趣旨を覚に持ち帰って処理したいと思ひます。

○委員長(小笠原二三男君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(小笠原二三男君) 速記を起して、ただいまの栗山君の動議に關しましては、懇談に移して各会派協議いたしまして、今後の本案件に對する審議のスケジュールを立てべきであらうという御意見が強かつたのでございしますが、さう委員長において取りはか

らって御異議ございせんか。

○委員長(小笠原二三男君) ではさういたします。

他に御質疑はございせんか。——御発言ないようでありますから、参考人各位に對する質疑はこの程度で終了したいと思ひますが、御異議ございせんか。

〔異議なし(と呼ぶ者あり)〕

○委員長(小笠原二三男君) 御異議ないと認めます。

さて、委員会を終るに當りまして、委員長より若干の感想をまじえごあいさつ申し上げたいと思ひます。ちょっと長くなるかも知れませんが、問題の重要性にかんがみ、この際思ひついた諸点を合せ申し述べたいのでござい

す。

本日参考人各位には、お忙しいところを当委員会に出席を得まして、長時間にわたり御説明あるいは御意見を伺うことを得ましたことは、この種の問題が事実の上に立つて、あるいは実際の事情に即して考えなければならぬものがあることにかんがみ、当委員会の審議に資するところまことに大なるものがあるとの意味におきまして、特に厚く御礼を申し上げます。御承知のように町村合併促進法は、当委員会が早くより町村合併による不利益を除去する法的措置の必要を示唆して参つたことを契機といたしまして、昭和二十八年中当委員会各派共同一致の議員立法として成立することになったものであります。古くは明治二十二年の大合併があり、その本質が近代化の緒についた明治の変革過程の中において、國の行政事務の一翼を負擔せしめる意味において國家權力による処分としての合併に於つたに比較いたしまして、当委員会の立法した町村合併促進法の趣旨は、憲法上の原則である地方自治の本旨にのっとり、獨立固有の存在を旨とすべき町村住民の自治をその基盤としたし、なおその上に適當の調整を加えまして、國の期待する合併内容の実現を期してゐるのでございします。この法律の制定に當りまして、提案理由の説明の中に「町村規模の適正化を急にするのあまりに、それについて國であるといふことは避けなければならぬ」と考へるわけでありました。地方自治の本旨の根本が団体自治と住民自治にあることを思ひますときに、その合併を促進いたしますについても、まず考へ

るべきことは、その町村の自主性といふことであり、町村の自發的意欲によつて合併の進むことを期待いたすべきものと考へます。」と述べてありますのも、一にこの意味にはかならぬと考へます。大都市とその周辺町村の合併は、町村のみの合併あるいは市の新設とは若干異なつた性質を持つことも事實でございします。それは行政の負担として要請される最低の規模の実現というよりは、むしろそれ以上の規模を有する団体の内部へ解消することを意味するからであります。しかしこの場合におきまして、現実に要求される最低規模に類する団体についての問題が解決されるという事実には、町村のみの合併と何ら変りはないと考へるのであります。それと同時に、この場合に

おきましては、その合併される団体が抽象的の一般の基準から見れば、その標準以上といふことであらうして、より大なる規模の団体に合併することにより、その両者ともに失うところ少く、かえつて行政の合理化と適正化を得、従つてその地方の産業經濟の開發にも益するところ少からざるものがあるとするれば、その合併もあえて拒否するに當らないと考へられるのであります。町村合併促進法がその本来の目的として町村の合併を取り上げながら、あわせて一定の条件のもとに人口五万以上十萬以下の市への編入について、その諸規定を準用することとし、またあらゆる市への町村の編入について、總理大臣への審査請求の途を開いておきますのも、その意味に出ざるものと了解するものでございします。

名古屋市とその周辺町村の合併の問題について、以上のような考へ方を基本として検討すべきではないかと思ひます。まず町村規模の合理化あるいは適正化といふことは、その關係市町村の所在する地域の事情によつて若干の幅があることであります。全くの人口煙まれの山村における町村と、平坦部の人口密集地帯の場合とを比較して考へれば、直ちに明らかなことでございします。同じく人口八千以上の町村でありますしても、必ずしも両者を通じて同様の意味において獨立に適當の規模といふことにはならない場合を生ずると思ひます。大阪市周辺六カ町村の合併問題のごときは、このことを示すものでないかと思ひます。それは同時に、その地域の産業經濟あるいは文化交通の實際とあわせて考へなければならぬと思はれるのであります。地域を通じての産業立地あるいは総合施設への完全を期するについては、行政はこれと一體の關係において考へなければならぬ場合が多いのであります。このような場合は、むしろ單一行政体に合併を可とする場合もございします。さらにこのことに直接に關連したるものとして、編入する都市に關する諸条件についても同様の立場から考へられなければならぬと思ひます。大都市は往々にして過大都市の稱をもつて形容されるのであります。何がゆゑに過大であり、またその過大とは具體的に何をさすものであるか、明らかでない場合も多いのであります。その過大をもつて稱せられる大都市の人口は、その都市のみならず好んで大きくしたものでないものであつて、日本の産業經濟構造の必然の結果として生じたものであり、この人口の密度に對應してその区域を占めることとなつたものなのであります。いわば、日本經濟の重圧を支へ、全國民の生活維持の支柱ともなつてゐるのであります。ゆゑに都市の問題、特に都市と周辺町村の合併問題は、産業經濟の事實に對する前提条件としての行政運営について、適當か不適當かを一重点として考へなければならぬと思ひます。名古屋市とその周辺町村の合併問題は、その一つの適例と思ひます。

さらに名古屋市の場合につきましては、その港灣との關係において考察されなければならぬと思ひます。港灣が産業經濟の發達に決定的な重要性を有することは言うまでもなく、特に日本のように主として外國貿易に依存せずしてはその經濟的自立の維持しがた國においては、外國貿易港灣は、その基礎として育成整備せられなければならず、従つてその港灣をめぐり、あるいはその港灣に所在する都市の育成整備についてもまたこのやうな意味における全國的視野から検討されなければならぬ点も多々あると考へるのであります。名古屋市と名古屋港あるいはその周辺の町村との關係は、この意味においては愛知縣の名古屋、あるいは名古屋港にあらずして、日本の名古屋であり、また日本の名古屋港なのであります。つまりこの關係においては、アジアに對する日本の窓口であり、世界に對する日本の窓口であるとも考へられます。名古屋港の經營の當否は直接にそのヒンターランドの範圍を決定することになるものであります。その間において愛知縣の地域もまたそれとの關係においてこれに類似する意味を持つこととなると考へべきであり

とでございます。

このように考えて参りますと、町村合併の問題についての府県知事の地位は、普通地方公共団体である府県の知

る発言中には、知事、部局の職員等がこの合併問題について種々工作あるいは圧力を加えたといった発言が多かったのですが、たとえそれが誤

用あるいは運用の問題としての意味において、責任と関心を持つべきものとも思いますので、今後検討を続けることにしたいと存じます。

1 この法律は公布の日から施行し、昭和三十年度分の地方交付税から適用する。

次の一号を加える。

三 地方公営企業の基本計画案の作成に関する資料を作成し、地方公共団体の長に送付すること

第二十條第一項を次のように改める。

地方公営企業においては、その経営成績を明らかにするため、すべての費用及び収益を、その発生の事実に基づいて計上し、かつ、その発生した年度に正しく割り当てなければならない。

第二十条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 地方公営企業においては、その財政状態を明らかにするため、すべての資産、資本及び負債の増減及び異動を、その発生の事実に基づき、かつ、適当な区分及び配列の基準並びに一定の評価基準に従つて、整理しなければならない。

第二十一条に次の一項を加える。

3 管理者は、政令で定めるところにより、地方公営企業の料金徴収の事務を、当該地方公営企業と同種の事業を営むる会社その他政令で定める者に委任することができ。

第二十三条中「利益剰余金」を「利益」に改める。

第二十六条後段を削り、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定による場合を除くほか、毎事業年度の支出予算の金額は、翌事業年度において使用することができない。ただし、支出予算の金額のうち、年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため年度内に支払義務が生じたものについては、管理者は、当該地方公共団体の長の承認を得て、その金額を翌事業年度に繰り越して使用す

ることができ。

3 前二項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長の繰越額の使用に関する計画について報告するものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

第三十二条を次のように改める。

(剰余金)

第三十二条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもつてその欠損金をうめ、なお残額があるときは、政令で定めるところにより、その残額の二十分の一を下らない金額を減債積立金又は利益積立金として積み立てなければならない。

2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、議会の議決を経て定めなければならない。

3 第一項の減債積立金は、企業債の償還に充てる場合のほか、使用することができない。

4 第一項の利益積立金は、欠損金をうめる場合のほか、使用することができない。

5 毎事業年度生じた資本剰余金は、その源泉別に当該内容を示す名称を附した科目に積み立てなければならない。

6 前項の資本剰余金は、政令で定める場合を除くほか、処分することができない。

第三十二条の次に次の一条を加え

る。

(欠損の処理)

第三十二条の二 地方公営企業は、毎事業年度欠損を生じた場合において前事業年度から繰り越した利益があるときは、その利益をもつてその欠損金をうめ、なお不足があるときは、政令で定めるところにより、これを繰り越すものとする。

第四十条に次の一項を加える。

2 前項の規定による公表は、これをもつて、当該地方公営企業に係る地方自治法第二百四十四条第一項の規定による普通地方公共団体の長の行う公表とみなす。

第四十条の次に次の一条を加える。

(助言等)

第四十条の二 内閣総理大臣は、地方公営企業が第三条に規定する基本原則に合致して経営されるように、地方公営企業を営むる地方公共団体に対し、助言し、又は勧告することができ。

2 内閣総理大臣は、前項の助言又は勧告を行うため必要がある場合においては、地方公営企業を営むる地方公共団体に対し、政令で定めるところにより、当該地方公営企業の経営に関する事項について報告を求めることができる。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の第三十二条の規定は、昭和三十年度の決算から適用する。この場合においては、昭和二十九年年度以前において改正前の第

三十二条第一項の規定により積み立てた利益準備金は、政令で定めるところにより、改正後の第三十二条第一項に規定する減債積立金又は利益積立金として積み立てられたものとする。